

平成30年7月豪雨
非常災害対策本部会議（第12回）

議 事 次 第

日時：平成30年7月24日（火）14：00～
場所：合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

1. 開会
2. 非常災害対策本部長 発言
3. 被害状況及び各省庁の対応状況について

「平成30年7月豪雨」 ～今後の気象の見通しについて～

平成30年7月24日12時00分

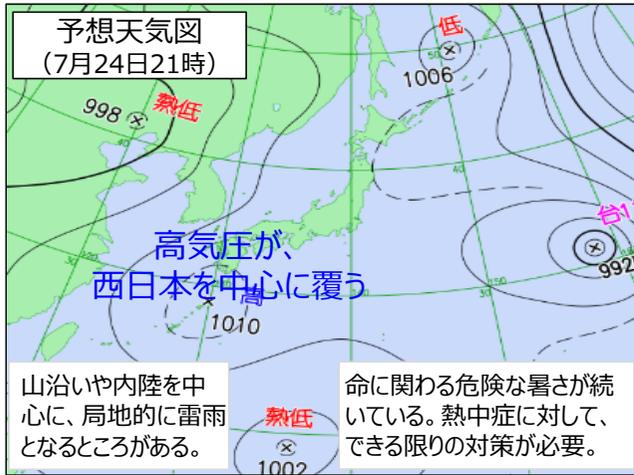
今後の気象の見通し（西日本及び東海地方）

＜気象概況＞ 高気圧が西日本を中心に覆うため、引き続き、多くの地点で最高気温が35度以上の猛暑日となるなど、晴れて厳しい暑さが続く見込み。また、午後は、山沿いや内陸を中心に局地的に雷雨となるところがある見込み。

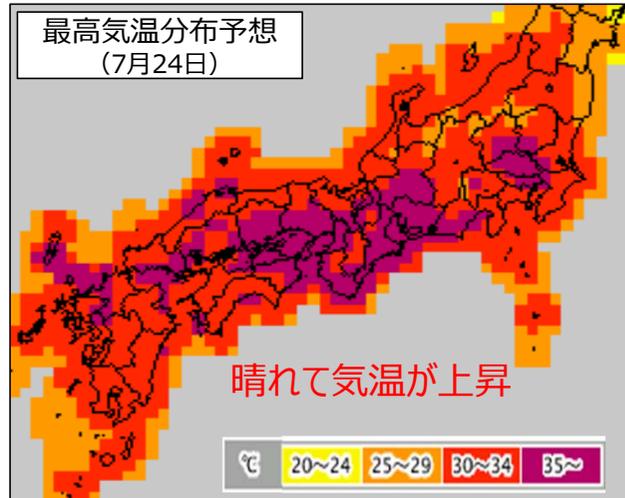
＜警戒事項＞ 命に関わる危険な暑さが続いている。屋外はもとより、屋内でも、熱中症に対して、できる限りの対策が必要。

また、落雷や突風、急な強い雨に注意。引き続き、土砂災害等に注意するとともに、各地の気象台が発表する情報等に留意。

■ 気象解説図



■ 気温予想



■ 週間天気予報

○ 岡山県 (気温：岡山)

日	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)
天気	晴	晴	晴時々曇	曇	曇	曇時々晴	曇時々晴
降水確率(%)	0/0/10/10	10	30	40	40	20	20
最高気温(℃)	37	36	34	33	33	33	33
最低気温(℃)	25	26	26	25	25	25	25

○ 広島県 (気温：広島)

日	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)
天気	晴	晴	晴時々曇	曇	曇	曇時々晴	曇時々晴
降水確率(%)	0/0/10/10	10	30	40	40	20	20
最高気温(℃)	36	36	34	33	33	33	33
最低気温(℃)	27	27	27	26	26	26	26

○ 愛媛県 (気温：松山)

日	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)
天気	晴	晴時々曇	晴時々曇	曇	曇	曇時々晴	曇時々晴
降水確率(%)	0/0/10/0	20	30	40	40	30	30
最高気温(℃)	35	35	33	30	30	32	33
最低気温(℃)	27	27	26	25	25	25	25

予想地点	最高気温予想	
	24日	25日
岐阜県(岐阜)	38度	36度
京都府(京都)	38度	37度
大阪府(大阪)	37度	37度
兵庫県(神戸)	36度	35度
岡山県(岡山)	38度	37度
広島県(広島)	36度	36度
愛媛県(松山)	35度	35度
高知県(高知)	36度	36度
福岡県(福岡)	35度	35度

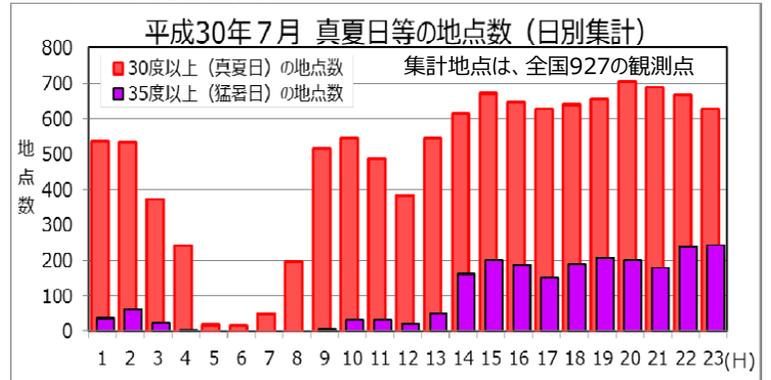
※気象情報で発表される「気温」は、日陰で風通しの良い場所の空気温度である。気温35度のときでも、日向の路面温度は約60度になることもあるので、しっかりと熱中症対策が必要。

高温の状況

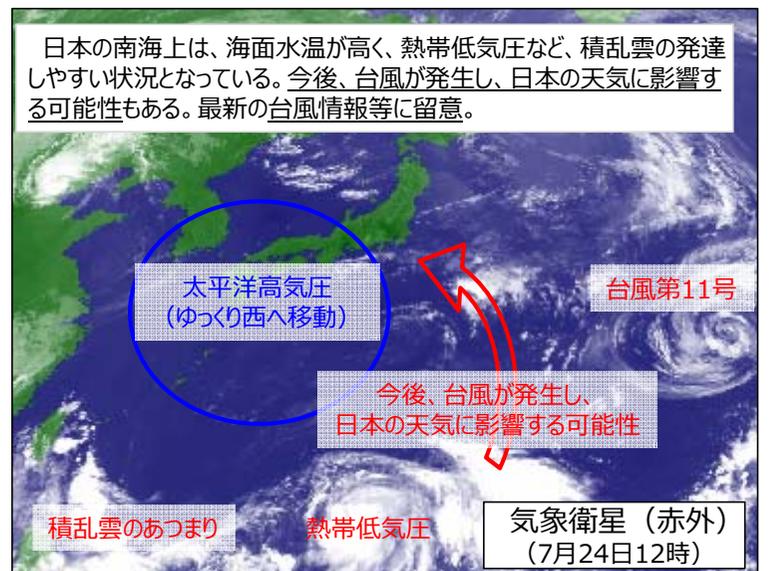
西日本、東日本を中心に7月9日頃から気温のかなり高い状態が続いている。特に14日頃から多くの地点で最高気温が35度を超える猛暑日となるなど、記録的な猛暑が続いている。

西日本、東日本では、一時的に平年並みとなる所はあるが、8月上旬にかけて気温の高い状態が続く見込み。

■ 気温 (観測統計)



日本の南海上の状況



「平成30年7月豪雨」 ～地方公共団体等への支援状況・気象概況～

ホットライン等の実施

- 各地の気象台では、台風説明会を順次開催し、大雨の状況について地方公共団体にホットラインによる解説・助言を適時実施。

ポータルサイトの開設

- 大雨・洪水警報の危険度分布、指定河川洪水予報や、降水の状況を集約したポータルサイトを、気象庁HPに開設（6日19時50分～）。
- 被災地の地域毎に天気・気温等の予報を提供。
- 英語版も開設（9日11時40分～）。

気象庁トップページ



地域ごとの気象情報ページ

気象支援資料（岡山県倉敷地域）
平成30年7月11日 11時00分

岡山県の天気解説

11日は、高気圧に覆われて概ね晴れますが、午後は大気の状態が不安定となるため雨や雷雨となり、激しく降る所があるでしょう。
岡山県では高温が予想され、熱中症の危険が特に高くなる見込みです。暑さを避け、水分をこまめに補給するなど、十分な対策をとってください。

倉敷地域付近の天気

日 / 気温	11日 / 日中の最高33℃				12日 / 朝の最低24℃			
時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時
天気	☀	☀	☀	☀	☁	☁	☁	☁
3時間雨量 (ミリ)	0	1~4	1~4	1~4	0	0	0	0
気温 (℃)	32	31	28	27	25	25	24	28
風向	↑	↑	↑	←	←	←	↑	↑
風速 (m/s)	3	2	1	1	1	1	1	2
波の高さ (m)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

風向・0m/s ↑ 1-4m/s → 5-9m/s ↗ 10m/s以上 ↘ 注意報基準(1.5m)以上の波は太字で表示します。気温は各時間帯の初めの時間の予想値です。例えば18-21なら18時の予想値です。

週間天気予報（岡山県 気温：岡山）

日	12日(木)	13日(金)	14日(土)	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)
天気	☀	☀	☀	☀	☁	☁	☁
降水確率(%)	10/20/30/20	20	10	10	10	10	10
最高気温(℃)	31	36	36	36	36	36	35
最低気温(℃)	25	25	24	24	24	24	24

降水確率の1日目は、0-6/6-12/12-18/18-24時です。

搜索救難関係機関への資料提供

- 搜索・救難の小型航空機のため気象支援資料を作成し、搜索救難関係機関へ提供（8日～）。

JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣

- 気象台職員を、2 2道府県及び1 2市町に派遣し、気象の見通し等について解説・助言を実施（4日～24日まで、のべ281人）。

広島県・広島市・呉市、岡山県・倉敷市、愛媛県・宇和島市などへ職員を派遣

※JETTは、国土交通省TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の気象・地象情報提供班です。



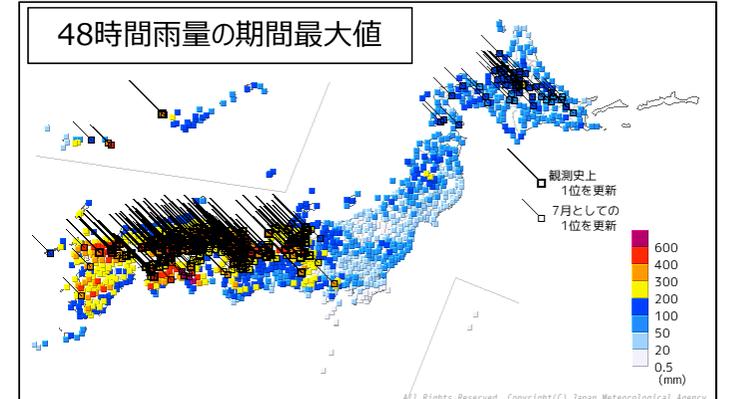
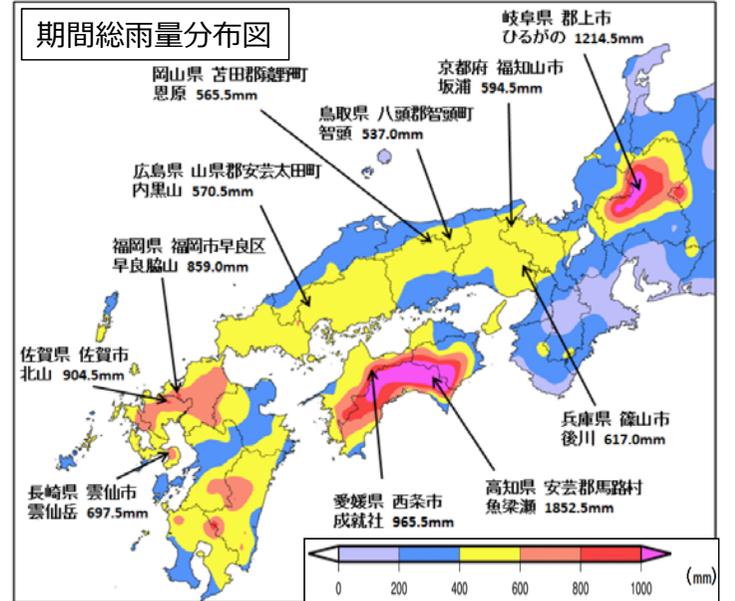
平成30年7月豪雨の気象概況

停滞する梅雨前線の非常に活発な活動により、西日本を中心に、広い範囲で長時間の記録的な大雨。

期間の総雨量は、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となったところもあった。

48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となった。

雨量（降り始め（6月28日）から7月8日までの期間）



平成30年7月豪雨による被害状況及び消防機関等
の対応状況について（第41報）【概要版】

平成30年7月24日（火） 11時45分
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 被害状況

<人的被害>

- ・死者 219 名（岡山県 61 名、広島県 107 名、愛媛県 26 名ほか）
- ・行方不明者 10 名（岡山県 3 名、広島県 7 名）
- ※そのほか、連絡がとれない者の情報有り

<住家被害>

- ・全壊 3,286 棟（岡山県 2,790 棟、広島県 327 棟、愛媛県 35 棟ほか）
- ・半壊 2,270 棟（岡山県 644 棟、広島県 813 棟、愛媛県 178 棟ほか）等

2 避難指示（緊急）等の状況（24日11時00分現在）

- ・岡山県 避難指示（緊急） 約9千世帯、約2万3千名
避難勧告 なし
- ・広島県 避難指示（緊急）及び避難勧告等あわせて
約4万世帯、約9万名
- ・愛媛県 避難指示（緊急） 140世帯、309名
避難勧告 15世帯、45名 等

3 避難所の状況（24日11時00分現在）

- ・避難所数 212箇所
（岡山県 75箇所、広島県 75箇所、愛媛県 43箇所ほか）
- ・避難者数 4,218名
（岡山県 2,589名、広島県 1,151名、愛媛県 408名ほか）

4 緊急消防援助隊の活動

- ・これまでに23都府県から延べ約2,800隊11,700名、ヘリ219機
が出動し、計371名を救助
- ・昨日（23日）の主な動きは、
広島県で陸上大隊（京都、大阪、鳥取、徳島及び香川）が活動 等

平成30年7月豪雨に係る主な対応状況図(7月24日1200現在)

<庁内体制>

7日1020 本庁対策本部設置(第五、六、八管区対策本部設置)
※海上保安庁災害対策本部会議(8回実施)

<対応勢力>

- ・巡視船艇 17隻 【延べ494隻】
- ・航空機 2機 (固定翼1、回転翼1機) 【延べ86機】

<リエゾン派遣状況>

広島県2名 【延べ150名】

<安全情報等>

- ・航行警報等 158件 (継続中22件)
- ・海の安全情報 93件 (継続中11件)

<漂流物対応状況>

- ・漂流小型船舶 45隻撤去 (24日 なし)
- ・ガスボンベ当庁回収量 147本 (24日 1本)

<救助・人員輸送>

- ・被災者 54名
 - ・関係機関等 189名
 - ・吊上げ救助 1名
- 計244名

※速報値

<被災者支援>

- ・患者搬送 27名 (救助輸送人員の内数)
- ・医師等搬送 40名 (救助輸送人員の内数)
- ・給水支援 1028トン (給水車479回、住民2153名)
- ・物資輸送 21回

<行方不明者捜索>

- ・対応件数 34件 (対応継続中4件)
- ・收容ご遺体 9体 (身元判明9体)

(広島保安部)

- 瀬野川行方不明者捜索 (2名)
- 安芸高田行方不明者捜索 (1名)

(松山保安部)

- 肱川漂流者捜索 (1名)
- 松山漂流船対応

(水島保安部)

- 高梁川河口捜索
- ※河口から沖合いを広域捜索中

平成30年7月24日
防 衛 省

平成30年7月豪雨に係る自衛隊の災害派遣について
(12時00分現在)

※数値等は速報値であり、今後変わることがある。
※下線部は、前回報告からの変更箇所

1. 防衛省・自衛隊の対応

(1) 防衛省の体制

【7月6日(金)】

13時58分 防衛省災害対策連絡室設置

【7月7日(土)】

10時20分 防衛省災害対策室設置

10時30分 防衛省関係幹部会議を開催

【7月8日(日)】

08時00分 防衛省災害対策本部設置

09時40分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月9日(月)】

10時30分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月10日(火)】

10時00分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月12日(木)】

09時50分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月13日(金)】

08時55分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月14日(土)】

10時40分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月15日(日)】

08時55分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月16日(月)】

10時45分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月17日(火)】

08時00分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月19日(木)】

14時40分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月22日(日)】

09時45分 防衛省災害対策本部会議を開催

- (2) 活動規模
- | | |
|-----|------------------------------|
| 人 員 | 約 <u>30,100</u> 名 |
| 艦 船 | <u>24</u> 隻(民間船舶「はくおう」1隻を含む) |
| 航空機 | 38機 |
| L O | 最大74箇所に約300名を派遣 |

(3) 活動部隊

陸 自

中央即応連隊（宇都宮）、中央特殊武器防護隊（大宮）、第2師団（旭川）、第7師団（東千歳）、第7後方支援連隊（東千歳）、第11旅団（真駒内）、第6特殊武器防護隊（神町）、第5普通科連隊（青森）、第39普通科連隊（弘前）、第9特科連隊（岩手）、第9特殊武器防護隊（青森）、第9後方支援連隊（八戸）、東部方面後方支援隊（練馬）、第1後方支援連隊（練馬）、第1特殊武器防護隊（練馬）、第12化学防護隊（相馬原）、第5施設群（高田）、第7普通科連隊（福知山）、第37普通科連隊（信太山）、第3特科隊（姫路）、第3施設大隊（大久保）、第3特殊武器防護隊（千僧）、第3後方支援連隊（千僧）、第14普通科連隊（金沢）、第10特科連隊（豊川）、第10施設大隊（春日井）、第10後方支援連隊（春日井）、第13旅団司令部（海田市）、第8普通科連隊（米子）、第17普通科連隊（山口）、第46普通科連隊（海田市）、第13特科隊（日本原）、第13高射特科中隊（日本原）、第13戦車中隊（日本原）、第13施設隊（海田市）、第13飛行隊（防府）、第13特殊武器防護隊（海田市）、第13後方支援隊（海田市）、第14旅団司令部付隊（善通寺）、第15即応機動連隊（善通寺）、第50普通科連隊（高知）、第14高射特科隊（松山）、第14偵察隊（善通寺）、第14施設隊（徳島）、第14通信隊（善通寺）、第14飛行隊（北徳島）、第14特殊武器防護隊（善通寺）、第14後方支援隊（善通寺）、第14化学防護隊（善通寺）、第47普通科連隊（海田市）、第49普通科連隊（豊川）、第370施設中隊（豊川）、第371施設中隊（豊川）、第7施設群（大久保）、第304施設隊（出雲）、第305施設隊（三軒屋）、中部方面特科隊（松山）、第8高射特科群（青野原）、中部方面航空隊（八尾）、中部方面ヘリコプター隊（八尾）、中部方面後方支援隊（桂）、中部方面輸送隊（桂）、第4師団司令部（福岡）、第40普通科連隊（小倉）、第41普通科連隊（別府）、第4施設大隊（大村）、第4後方支援連隊（福岡）、第42即応機動隊（北熊本）、第12普通科連隊（国分）、第43普通科連隊（都城）、第8特殊武器防護隊（北熊本）、第8後方支援連隊（北熊本）、第2高射特科団（飯塚）、第2施設群（飯塚）、第9施設群（小郡）、第103施設器材隊（小郡）、航空学校（明野）、需品学校（松戸）、自衛隊京都地方協力本部、自衛隊兵庫地方協力本部、自衛隊岡山地方協力本部、自衛隊広島地方協力本部、自衛隊山口地方協力本部、自衛隊愛媛地方協力本部、自衛隊高知地方協力本部、自衛隊福岡地方協力本部、自衛隊佐賀地方協力本部、自衛隊大分地方協力本部

海 自

第4護衛隊群（呉）、第1海上補給隊（横須賀）、第23航空隊（舞鶴）、第111航空隊（岩国）、第1潜水隊群（呉）、潜水艦教育訓練隊（呉）、第1掃海隊（佐世保）、第3掃海隊（呉）、第44掃海隊（舞鶴）、第1輸送隊（呉）、呉地方総監部（呉）、呉教育隊（呉）、呉警備隊（呉）、呉弾薬整備補給所（呉）、呉造修補給所（呉）、呉基地業務隊（呉）、呉衛生隊（呉）、呉音楽隊（呉）、舞鶴地方総監部（舞鶴）、舞鶴教育隊（舞鶴）、舞鶴警備隊（舞鶴）、舞鶴造修補給所（舞鶴）、舞鶴弾薬整備補給所（舞鶴）、舞鶴基地業務隊（舞鶴）、舞鶴衛生隊（舞鶴）、舞鶴音楽隊（舞鶴）、第1術科学校（江田島）

空 自 第3高射群（千歳）、第6高射群（三沢）、中部航空方面隊司令部（入間）、第6航空団（小松）、第7航空団（百里）、中部航空警戒管制団（入間）、第2移動警戒隊（入間）、第1高射群（入間）、第4高射群（岐阜）、西部航空方面隊司令部（春日）、第5航空団（新田原）、第8航空団（築城）、西部航空警戒管制団（春日）、第3移動警戒隊（春日）、土佐清水通信隊（土佐清水）、第2高射群（春日）、南西航空方面隊司令部（那覇）、南西航空警戒管制団（那覇）、第5高射群（那覇）、小松救難隊（小松）、浜松救難隊（浜松）、芦屋救難隊（芦屋）、春日ヘリコプター空輸隊（春日）、救難教育隊（小牧）、高射教導群（浜松）、偵察航空隊（百里）、警戒航空隊（浜松）、第1輸送航空隊（小牧）、第3輸送航空隊（美保）、美保管制隊（美保）、美保気象隊（美保）、第1航空団（浜松）、第12飛行教育団（防府北）、航空教育隊（防府南）、第1移動通信隊（熊谷）、第2移動通信隊（春日）、第3術科学校（芦屋）、第4術科学校（熊谷）、幹部候補生学校（奈良）、第2補給処（岐阜）

（4）活動実績

活動内容	主な活動場所	実績
人命救助、孤立者救助	福岡県北九州市、飯塚市、筑前町、高知県四万十市、広島県広島市、海田町、熊野町、坂町、東広島市、呉市、竹原市、三原市、東広島市、尾道市、安芸高田市、岡山県岡山市、高梁市、倉敷市、井原市、総社市、京都府綾部市、舞鶴市、愛媛県松山市、宇和島市、大洲市、今治市、西予市、怒和島、高知県大月町、山口県岩国市、兵庫県宍粟市	2,284名
給水支援	広島県広島市、江田島市、呉市、尾道市、三原市、竹原市、坂町、海田町、熊野町、岡山県高梁市、新見市、倉敷市、愛媛県西予市、宇和島市、大洲市、松山市、上島町、高知県宿毛市、大月町	18,154トン
入浴支援	広島県呉市、広島市、三原市、尾道市、坂町、江田島市、竹原市、熊野町、岡山県倉敷市、新見市、愛媛県大洲市、宇和島市、西予市	62,852名
給食支援	愛媛県宇和島市	約16,290食
物資輸送	高知県香南市、香美市、安芸市、愛媛県大洲市、広島県広島市、呉市、三原市、岡山県倉敷市、愛媛県西予市、上島町	飲料：182,512本 食料：74,027食 燃料：125.5キロリットル その他：扇風機等
水防活動 （土のう作成）	京都府京都市、高知県安芸市	約5,200袋

道路啓開	高知県宿毛市、四万十市、大月町、愛媛県西予市、愛媛県宇和島市、岡山県倉敷市、広島県呉市、竹原市、熊野町、福岡県筑前町	約37キロメートル
瓦礫処理等	広島県広島市、東広島市、熊野町、呉市、竹原市、三原市、海田町、坂町、府中町、江田島市、岡山県倉敷市、愛媛県大洲市、宇和島市、西予市	ダンプカー7,758台分

2. 災害派遣要請等

【7月6日（金）】

①京都府

平成30年7月5日（木）以降、京都府内の河川が増水し、氾濫危険水位に達している状況である。このため、6日（金）01時10分、京都府知事から陸上自衛隊第7普通科連隊長に対し、水防活動（堤防補強のための土嚢積み）に係る災害派遣要請があった。

（平成30年7月6日07時05分、水防作業が終了したことにより、京都府知事から撤収要請を受け、水防活動を終了。）

②高知県

平成30年7月6日（金）、高知県内の河川が堤防を越水し、高知県安芸市^{あき}で孤立者が発生したことから、同日03時30分、高知県から陸上自衛隊第50普通科連隊長に対し、孤立者の救助等に係る災害派遣要請があった。

（平成30年7月16日09時07分、自治体での対応が可能となったことから、高知県知事から撤収要請を受け、孤立者の救助等に係る活動を終了。）

③福岡県

平成30年7月6日（金）、福岡県北九州市で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み2名が行方不明となった。このため、同日09時56分、福岡県知事から陸上自衛隊第4師団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。新たに同県飯塚市において孤立者の救助、同県筑前町において孤立者の救助等の追加要請があった。

（平成30年7月9日（日）08時24分、行方不明者が発見されたことから、福岡県知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。）

④京都府

平成30年7月6日（金）、京都府内の河川が増水し、氾濫危険水位に達したため、同日、京都府知事から陸上自衛隊第7普通科連隊長に対し、水防活動（堤防補強のための土嚢積み）に係る災害派遣要請があり、水防活動を実施し、活動を終了。その後上流ダムの放水により、更に水防活動が必要になったことから、同日18時35分、京都府知事から第7普通科連隊長に対し、水防活動に係る災害派遣要請があった。

（同日23時30分、水防作業が終了したことにより、京都府知事から撤収要請を受け、水防活動を終了。）

⑤広島県

平成30年7月6日（金）、広島県で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日21時00分、広島県知事から陸上自衛隊第13旅団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

⑥岡山県

平成30年7月6日（金）、岡山県高梁市で孤立者が発生したことから、同日23時11分、岡山県知事から陸上自衛隊第13旅団長に対して、人命救助に係る災害派遣要請があった。

【7月7日（土）】

①京都府

ア 平成30年7月7日（土）、京都府綾部市上杉町で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日06時10分、京都府知事から陸上自衛隊第7普通科連隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

（平成30年7月8日（日）17時05分、行方不明者が発見されたことから、京都府知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。）

イ 平成30年7月7日（土）、京都府舞鶴市城屋で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、本日09時42分、京都府知事から海上自衛隊舞鶴地方総監に対し、人命救助に係る災害派遣請があった。

（平成30年7月12日（木）10時02分、発見された行方不明者の身元が確認されたことから、京都府知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。）

②愛媛県

平成30年7月7日（土）、愛媛県怒和島で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日06時10分、愛媛県知事から陸上自衛隊中部方面特科隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

③山口県

平成30年7月7日（土）、山口県岩国市周東町瀬越で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日07時35分、山口県知事から陸上自衛隊第13旅団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

（同日14時55分、行方不明者が発見されたことから、山口県知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。）

【7月8日（日）】

①兵庫県

平成30年7月8日（日）、兵庫県宍粟市で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日05時00分、兵庫県知事から陸上自衛隊第3特科隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

（同日17時45分、行方不明者が発見されたことから、兵庫県知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。）

3. 即応予備自衛官招集

【7月11日（水）】

17時51分 即応予備自衛官の災害等招集命令に係る内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受けて、防衛大臣から中部方面総監に対し、「平成30年7月豪雨に対する即応予備自衛官の災害等招集命令の実施及び出頭した即応予備自衛官の受入れに関する自衛隊行動命令」を発出。

【7月12日（木）】

招集された即応予備自衛官については、広島県東広島市において、住民の方々への診療に対する支援などの生活支援活動を開始。

4. 民間船舶「はくおう」を活用した支援について

被災された方々への支援の一環として、防衛省がPFI方式により契約している民間船舶「はくおう」を活用し、入浴サービスの提供（入浴時間：15時00分から22時00分）、洗濯・乾燥機の利用や飲み物の提供、陸自音楽隊による船内カフェテリアでの慰問演奏等を実施。

【「はくおう」による入浴支援等の実績】

月日	場所	利用者数
7月15日（日）	広島県三原市 尾道糸崎港	865名
7月16日（月）		784名
7月17日（火）		608名
7月18日（水）		531名
7月19日（木）		324名
7月20日（金）		380名
7月21日（土）		385名
7月22日（日）		363名
7月23日（月）		215名

（延べ利用者数：4,455名）

5. 災害派遣の概要

日時	県	活動の概要		
7月6日 (金)	京都府	水防活動	京都市	第7普通科連隊及び中部方面後方支援隊が土のう積み量を約1,200袋実施
	高知県	孤立者の救助等	安芸市	第50普通科連隊が土嚢約540袋作成
	福岡県	人命救助	北九州市 飯塚市 筑前町	第40普通科連隊及び第4施設大隊が北九州市において人命救助活動を実施 第2施設群が飯塚市において孤立住民を輸送
		道路啓開	筑前町	第9施設群が筑前町において道路啓開作業を実施
	京都府	水防活動	京都市	第7普通科連隊及び中部方面後方支援隊が土のうを約3,460袋作成
	広島県	人命救助	海田町 熊野町 東広島市 呉市 安芸津町	第46普通科連隊、第47普通科連隊及び呉地方隊が人命救助活動のため現場に前進
	岡山県	人命救助等	高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第13特科隊及び第305施設隊が現地に向け進出準備
7月7日 (土)	高知県	孤立者の救助等	安芸市	四万十市役所において待機
	福岡県	人命救助	北九州市	第40普通科連隊及び第4施設大隊が北九州市において人命救助活動を実施
	広島県	人命救助	広島市 海田町 熊野町 東広島市 呉市 安芸津町	第46普通科連隊、第47普通科連隊及び呉地方隊が人命救助(46名)を実施
		給水支援	江田島市	呉地方隊が給水支援(約240トン)を実施
	岡山県	人命救助	高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第13特科隊及び第305施設隊が人命救助(217名)を救助
		給水支援	高梁市	第305施設隊が給水支援(約0.4トン)を実施
	京都府	人命救助	綾部市 舞鶴市	第7普通科連隊が人命救助(1名)を実施 舞鶴地方隊が人命救助を実施
	愛媛県	人命救助	松山市	中部方面特科隊が人命救助活動を実施。
	山口県	人命救助	岩国市	第17普通科連隊が人命救助活動を実施

日時	県	活動の概要		
7月8日 (日)	高知県	道路啓開	四万十市 宿毛市	第50普通科連隊及び第4施設隊が道路啓開（約50メートル）を実施
		給水支援	宿毛市	第50普通科連隊が給水支援（約2トン）を実施
		物資輸送	香美市 香南市	第50普通科連隊が物資輸送（燃料約40リットル、食料約300食）を実施
	福岡県	人命救助	北九州市	第40普通科連隊及び第4施設大隊が北九州市において人命救助を実施
	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 竹原市 三原市	第46普通科連隊及び第47普通科連隊が人命救助（55名）を実施
		入浴支援	呉市	護衛艦「かが」「しもきた」「とわだ」「いなづま」が3か所で入浴支援（1,640名）を実施
		給水支援	江田島市 呉市	呉地方隊が給水支援（約503トン）を実施
	京都府	人命救助	綾部市 舞鶴市	第7普通科連隊及び舞鶴地方隊が人命救助を実施。
	岡山県	人命救助	岡山市 高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第4施設団、第49普通科連隊、第13特科隊が人命救助（1,066名）を救助
		給水支援	高梁市	第13特科隊が給水支援（約6トン）を実施
	愛媛県	人命救助	怒和島 宇和島市 松山市 大洲市	中部方面特科隊が人命救助（12名）を救助。
		物資輸送	大洲市	第14飛行隊が物資輸送（水600本、食料1,690食）を実施
	兵庫県	人命救助	兵庫県 宍粟市	第3特科隊が人命救助を実施

日時	県	活動の概要		
7月9日 (月)	高知県	道路啓開	大月町	第14施設隊が道路啓開（約5メートル）を実施
		給水支援	大月町 香美市	第50普通科連隊が給水支援（約4.25トン）を実施
		物資輸送	香美市	第50普通科連隊が物資輸送（扇風機等）を実施

	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 竹原市 東広島市 三原市 尾道市	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊及び第49普通科連隊が8名を救助
		給水支援	呉市 江田島市 三原市 尾道市	呉地方隊が給水支援（約571.6トン）を実施
		入浴支援	呉市 江田島市	第4護衛隊群（かが、しもきた、とわだ、いなづま）が3か所で3,697名の入浴支援を実施
	京都府	人命救助	舞鶴市	舞鶴地方隊が人命救助活動を実施。
	岡山県	人命救助	岡山市 高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊、第10施設大隊、第371施設中隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が493名を救助
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第10特科連隊、第49普通科連隊及び第13特科隊が給水支援（約3.76トン）を実施
	愛媛県	人命救助	宇和島市 西予市	中部方面特科隊及び第15即機動連隊が人命救助活動を実施
		道路啓開	宇和島市	第14施設隊が道路啓開（約90メートル）を実施
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第15即機動連隊、中部方面特科隊、及び第14後方支援隊が給水支援（16.6トン）を実施

日時	県	活動の概要		
7月10日 (火)	高知県	給水支援	大月町	第50普通科連隊が給水支援（約0.2トン）を実施
		道路啓開	大月町 宿毛市	第50普通科連隊及び第14施設隊が道路啓開（約210メートル）を実施
		人命救助	大月町	第50普通科連隊が人命救助を実施
		物資輸送	安芸市	第50普通科連隊及び航空学校が物資輸送（ガソリン320リットル、軽油1,000リットル、水防土嚢20個、空ドラム缶4本）を実施
	広島県	人命救助	広島市 熊野町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、呉警備隊等が人命救助

		呉市 竹原市 三原市 東広島市	を実施し、行方不明者計4名を発見（うち1名は、呉市天応において警備犬が発見）
	入浴支援	呉市 広島市 尾道市 坂町 三原市	呉地方隊（かが、いなづま）が入浴支援（3, 437名）を実施 東北方面隊、東部方面隊及び西部方面隊からの増援部隊による入浴支援を準備中
	給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第37普通科連隊、第46普通科連隊及び呉地方隊が給水支援（約1, 159トン）を実施
	物資輸送	呉市	輸送艦「しもきた」が物資輸送（燃料タンク車7台（ガソリン・軽油約124キロリットル））を実施 輸送艦「おおすみ」による海上輸送準備中 中部方面ヘリコプター隊が物資輸送（パン約24, 000食）を実施
京都府	人命救助	舞鶴市	舞鶴地方隊が人命救助活動を実施し、行方不明者1名を発見
岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊、第10施設大隊、第371施設中隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施し、行方不明者1名を発見
	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第49普通科連隊及び第13特科隊が給水支援（約7トン）を実施
	入浴支援	倉敷市	第3後方支援連隊が入浴支援（237名）を実施 需品学校による入浴支援を準備中
愛媛県	道路啓開	宇和島市	第14施設隊が道路啓開（約36メートル）を実施
	給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第15即機連、第14特殊武器防護隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及航空自衛隊（春日及び土佐清水）が給水支援（約48トン）を実施
	給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が、給食支援約550食分を実施
	入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第14後方支援隊が入浴支援（380名）を実施 北部方面隊からの増援部隊による入浴支援を準備中
	物資輸送	西予市	春日ヘリコプター空輸隊がスポットクーラー20台を福岡市から西予市の間をCH-47により空輸

				じ後、中方特科隊が、西予市役所から、スポットクレーターの物資輸送を実施
--	--	--	--	-------------------------------------

日時	県	活動の概要		
7月11日 (水)	高知県	給水支援	大月町	第50普通科連隊が給水支援(約0.3トン)を実施
		道路啓開	大月町 宿毛市	第50普通科連隊が道路啓開を実施 第14施設隊が道路啓開を実施(計:約75m)
		物資輸送	香美市 安芸市	第50普通科連隊が物資輸送(水約1.6トン)を実施 航空学校が物資輸送(ガソリン、軽油1320L、水防土嚢20個、空ドラム缶4本、食糧約300食、精肉882kg、家畜用餌1880kg)を実施
	広島県	行方不明者 捜索	広島市 熊野町 呉市 竹原市 三原市 東広島	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、呉警備隊等が行方不明者捜索を実施
		入浴支援	呉市 江田島市 広島市 坂町 三原市 尾道市	呉地方隊が入浴支援(2,038名)を実施 第1・4・7・8・9・10後方支援連隊並びに東部方面後方支援隊及び中部方面後方支援隊が入浴支援(346名)を実施
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市 海田市市	陸自:第37普通科連隊、第46普通科連隊、東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第4後方支援連隊、第8後方支援連隊が給水支援(約136.5t)を実施 海自:呉地方隊が江田島市、呉市で給水支援(約902t)を実施 空自:第2高射群が広島空港及び三原市で給水支援(約35t)を実施
		物資輸送	呉市	輸送艦「おおすみ」が横須賀から呉に向けて物資輸送(食糧、飲料水、入浴支援セット、浄化装置付トラック2台)を実施中(13日0800呉到着予定) 春日ヘリコプター空輸隊(CH-47×1)が物資空輸(福岡及び松山から広島及び呉にエアコンを20個ずつ空輸)を実施 中部方面航空隊(CH-47×1)が物資空輸(広島から呉にパン30,701食を空輸)を実施

	岡山県	行方不明者 捜索	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊、第10施設大隊、第371施設中隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が行方不明者捜索を実施
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊が給水支援（約9.3t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援（590名）を実施 新見市にて需品学校による入浴支援を開始予定
		物資輸送	倉敷市	第10特科連隊による物資輸送（糧食（おにぎり約500個）及び生活物資（下着等））を実施
		道路啓開	倉敷市	第305施設隊による道路啓開（300m）を実施
	愛媛県	道路啓開	宇和島市 西予市	第14施設隊が小名トンネルの道路啓開（約11.2km）を実施 中部方面特科隊が、谷地地区において道路啓開（50m）を実施
		給水支援	松山市 宇和島市 西予市 大洲市	第15即応機動連隊、第14特防隊、第14高射隊、第14施設隊、第14特防、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び春日基地及び土佐清水通信隊が給水支援（約28.1t）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援（850食）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第14後方支援隊が入浴支援（607名）を実施 北部方面隊からの増援部隊が入浴支援を開始予定
		防疫支援	大洲市	中部方面特科隊が防疫作業（大洲防災センター）を実施
物資輸送		西予市	中部方面特科隊が物資輸送（ペットボトル×60箱、水缶×30）を実施	

日時	県	活動の概要		
7月12日 (木)	高知県	給水支援	大月町	第50普通科連隊が給水支援を（約0.1t）実施
		道路啓開	大月町	第50普通科連隊及び第14施設隊が道路啓開（削岩157m ³ ）を実施
		物資輸送	安芸市	第50普通科連隊及び航空学校が物資輸送を実施 （発電機×2、コードリール×4、ガソリン×120L、医療品、食糧×2箱、トイレトペーパー×1箱

				、新聞紙)
広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 尾道市 安芸高田市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、呉地方隊等が重機を用いた人命救助を実施（行方不明者4名発見）	
	入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第4・7・8後方支援隊、第9・10後方支援隊、呉地方隊が入浴支援（2,218名）を実施	
	給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	陸自：第37普通科連隊、東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1後方支援連隊、第4後方支援連隊、第8後方支援連隊、第9後方支援連隊、第12後方支援隊、第13後方支援隊、第14後方支援隊が給水支援（約433t）を実施 海自：呉地方隊、第3掃海隊及び幹部候補生学校が江田島市、呉市で給水支援（約1,020t）を実施 空自：中警団、6航団、8航団、空教隊、3輸空、12教団、2高群、1高群、12高群が三原市及び広島空港で給水支援（約50t）を実施	
	物資輸送	呉市 三原市 広島市	輸送艦「おおすみ」11日1445横須賀出港、13日0900呉到着予定（食糧、飲料水、入浴支援セット、浄化装置付トラック2台、コンビニ配送トラックを搭載） 第47普通科連隊が物資輸送を実施 中部方面輸送隊が物資輸送（水12,000本）を実施	
岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊第10施設大隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施（発見なし）	
	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第13特科隊が給水支援（約9.3t）を実施	
	入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援（793名）を実施 新見市にて13日1500より需品学校による入浴支援を開始予定	

		物資輸送	倉敷市	第10特科連隊による物資輸送 市役所から避難所（19か所）へ糧食（約5,000食）を輸送 中部方面輸送隊が物資輸送（段ボールベット）を実施
		道路啓開	倉敷市	第305施設隊による道路啓開（約100m）を実施
	愛媛県	道路啓開	宇和島市	第14施設隊が小名トンネルの道路啓開（約12km）を実施
		給水支援	松山市 宇和島市 西予市 大洲市	第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び春日基地及び土佐清水通信隊が給水支援実施 2師団、5旅団、7師団及び11旅団が給水支援（150.2t）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第14後方支援隊が入浴支援を実施 1300以降、北部方面隊からの増援部隊（2師団、5旅団及び11旅団）が宇和島市及び西予市の3か所において入浴支援を開始（651名）
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援（約600食）を実施
		防疫支援	大洲市	中部方面特科隊が、大洲防災センターを拠点とし、防疫作業を継続
			宇和島市	1100以降、第14高射特科隊が、明間小学校において、防疫作業を開始

日時	県	活動の概要		
7月13日 (金)	高知県	給水支援	大月町	昨日、第50普通科連隊が支援していたところ、じ後は、自治体での対応が可能になったことから終了（0.03t）
		人命救助	大月町	昨日、第50普通科連隊により実施していたところ、行方不明者が発見されたことから終了
		道路啓開	大月町	第50普通科連隊が、橘浦の道路啓開を実施（住宅密集地の路地に堆積した土砂の除去を継続） 第14施設隊が実施していた県道43号線の柏島付近の大岩の掘削は、じ後は自治体で対応可能となったことから終了

	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 尾道市 安芸高田市 坂町 東広島市	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊等が人命救助を実施 行方不明者4名を発見
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8後方支援隊、第9・10後方支援隊、需品学校、呉地方隊が入浴支援（3,808名）を実施
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第37普通科連隊、第47普通科連隊、中部方面後方支援隊、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校、第4術科学校等補生学校が給水支援（約511t）を実施 ※ 即応予備自衛官47名が出頭し、うち15名が三原市等において生活支援に参加
		道路啓開等	熊野町 呉市 竹原市	地域の幹線道路に流入した土砂を除去し450m啓開（油圧ショベル×1、バケット×1） ※ 西部方面隊からの増援部隊をもって、広島市安芸区、東広島市、呉市等における流木等の除去を実施予定
		物資輸送	呉市	被災者生活支援チームからの依頼のあった缶詰約9,000個を航空自衛隊第1輸送隊の航空機で輸送を実施予定。
	岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊第10施設大隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第13特科隊が給水支援（約15t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援（1,065名）を実施
		道路啓開	倉敷市	第305施設隊による道路啓開（約360m）を実施

		瓦礫除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊が、真備地区における瓦礫除去を実施（210名規模） ※14日から約120名（第7施設群）を増強して実施予定（油圧ショベル×4、グレーダー×1、大型ダンプ×4両を増加）
		物資輸送	倉敷市	中部方面輸送隊、第13特科隊及び第8高射特科群が段ボールベッド1,060個を真備総合公園体育館他16カ所の避難所に輸送
	愛媛県	道路啓開	宇和島市 西予市	第14施設隊が、吉田町荒巻及び鶴間川、中部方面特科隊が、倉知地区の道路啓開（約190m）を実施
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	2師団、7師団、5旅団、11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び西部航空警戒管制団が給水支援（約156t）実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	2師団、5旅団、11旅団及び第14後方支援隊が入浴支援（1,159名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援（約670食）を実施
		防疫支援	大洲市 宇和島市	中部方面特科隊及び14高射隊が、防疫作業を実施
		物資輸送	上島町	中部方面特科隊が、上島町へ物資輸送（2Lペットボトルの水×1600本）の物資輸送を実施
		瓦礫撤去	大洲市	中部方面特科隊が、瓦礫撤去を実施

日時	県	活動の概要		
7月14日 (土)	高知県	道路啓開	大月町	第50普通科連隊が、橘浦の削岩等を実施
	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 尾道市 安芸高田市 坂町 東広島市 西条町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が人命救助を実施 行方不明者（2名）を発見

		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第4・7・8・9・10後方支援隊、呉地方隊が入浴支援（2,080名）を実施 15日、「はくおう」をもって尾道糸崎港において入浴支援を実施予定
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第5・37・47普通科連隊、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1251.7t）を実施
		道路啓開等	熊野町 呉市 竹原市	西部方面隊からの増援部隊、人員約2,700名をもって、広島市安芸区、東広島市、呉市等の幹線道路に流入した土砂及び流木等の除去を実施（計：1,440mを啓開） 中畑川決壊堤防に対する応急処置（約50m）を実施 海自1術校及び呉教育隊が倒木・土砂の撤去作業を実施
		物資輸送	呉市 広島市	春日ヘリコプター輸空隊により、被災者支援チームの物資空輸を実施（缶詰9,000個）（入間～呉） 第3輸送航空隊により、被災者支援チームの物資空輸を実施（水：21,468リットル）（入間～広島）
	岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊 第10施設大隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施 行方不明者の発見なし
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊及び第13特科隊が給水支援（約16t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援を実施 新見市（草間市民センター）にて需品学校による入浴支援（1215名）を実施
		瓦礫除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊、第305施設隊及び第7施設群が、真備地区における瓦礫除去を実施（400名規模） 当初、ダンプ×7、油圧ショベル×4をもって活動中のところ、逐次増強し、ダンプ×47、油圧ショベル×10をもって実施（15日、第3施設大隊（12名、油圧ショベル×1）を増強予定）

				(計 トラック376台分)
		物資輸送	倉敷市	経済産業省から依頼のあった段ボールベトを真備総合公園へ輸送 (計 特大型6台分)
	愛媛県	道路啓開	宇和島市 西予市	第14施設隊が、吉田町荒巻及び鶴間川、中部方面特科隊が、倉知地区の道路啓開(約0.2km)を実施
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	2師団、7師団、5旅団、11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び西部航空警戒管制団が給水支援(約185.5t)実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	1300以降、2師団、5旅団、11旅団及び第14後方支援隊が入浴支援(1,368名)を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援(約1,220食)を実施
		防疫支援	大洲市 宇和島市 西予市	中部方面特科隊及び14高射隊が、防疫作業を実施 (計:4箇所)
		瓦礫撤去	大洲市	中部方面特科隊が、23名をもって瓦礫撤去を実施 (計 トラック14台分)

日時	県	活動の概要		
7月15日 (日)	広島県	行方不明者捜索	広島市 熊野町 呉市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が行方不明者捜索を実施。その際、警備犬(空自中部航空警戒管制団等計6頭)も活用。 坂町及び呉市において行方不明者2名発見。
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8・9・10後方支援隊、呉地方隊(「かが」「いなづま」「さざなみ」「ちはや」「とわだ」「しもきた」)が入浴支援(4,995名)を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援(865名)を実施 即応予備自衛官206名招集完了(内197名活動中が竹原市、東広島市、広島市及び呉市において生活支援を実施)

		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第5・37・47普通科連隊、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1,790.1トン）を実施 尾道寺崎港における「ぶんご」、「なおしま」「ゆげしま」による給水支援は昨日をもって終了
		瓦礫等除去	広島市 東広島市 海田町 熊野町 呉市 江田島市	41普通科連隊、12普通科連隊、15即応機動連隊、8施設大隊の増援部隊（約1,700名）をもって広島市安芸区、東広島市、呉市、海田町、熊野町の瓦礫等除去を実施 304施設隊（約20名、3両、重機1両）が熊野北農道において瓦礫等除去を実施 370施設隊（約20名、5両、重機1台）が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 呉教育隊学生（約40名）が呉市安浦地区における土砂撤去を実施 海上自衛隊第1術科学校及び幹部候補生学校（約200名）が江田島市内において瓦礫等除去を実施
		物資輸送	三原市 呉市	第3輸送航空隊（C-2×1）により入間基地～広島空港と中部方面輸送隊（特大×6）により広島空港～防災航空センターへ被災者支援生活チームの物資輸送（水等2093箱）を実施 第8高射群（中型×2）により呉市役所～安浦市民センターへ物資輸送（カップ麺1000食等）を実施 第8高射群（中型×1）により呉市役所～音戸市民センターへ物資輸送（紙おむつ4箱等）を実施
	岡山県	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊及び第13特科隊が給水支援（約18トン）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊が倉敷市（真備総合公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（319名）を実施
		瓦礫等除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊、第7施設群及び第3施設大隊（約300名、ダンプ×7、重機×12、水トレ×2）が、真備地区における瓦礫等除去（ダンプ135両分）を実施
		防疫支援	倉敷市	広域防疫隊（約10名、94式除染装置及び除染車3号）が真備町において、公共施設の防疫活動を実施
	愛媛県	道路啓開等	宇和島市 西予市	第14施設隊が、吉田町荒巻及び鶴間川、中部方面特科隊が、倉知地区の道路啓開等（約975m）を実施

		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	第2師団、第7師団、第5旅団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊及び西部航空警戒管制団等が給水支援（約92.5トン）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団、第5旅団、第11旅団及び第14後方支援隊が4箇所において入浴支援（1,202名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場の2箇所において給食支援（約1,200食）を実施
		防疫支援	宇和島市	第14高射隊が、吉田町の防疫作業を5,000㎡実施
		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	中部方面特科隊（約35名）が、大洲市久米地区における瓦礫等撤去を実施 第14施設隊及び中部方面特科隊（約65名）が、吉田町における土砂除去等を実施 第14施設隊（約20名）が、吉田町鶴間川における土砂除去等を実施 中部方面特科隊が、15名をもって西予市における土砂除去を実施 （計：ダンプ15両分）
高知県	道路啓開等	大月町	第50普通科連隊が、橘浦の削岩等を民間事業者に引継予定（0700から引継準備を実施し、0800に引継予定）	

日時	県	活動の概要		
7月16日 (月)	広島県	行方不明者 検索	広島市 熊野町 呉市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が行方不明者5名発見 18日、第111航空隊の航空機（MCH-101）による洋上における行方不明者捜索を実施予定
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市 因島	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8・9・10・13後方支援隊、呉地方隊（「かが」「いなづま」「さざなみ」「ちはや」「とわだ」「しもきた」）が入浴支援（1,835名）を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援（784名）を実施（1500～2200）

		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第5・37・47普通科連隊（即応予備自衛官含む。）、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1,556.8トン）を実施
		瓦礫等除去	広島市 東広島市 海田町 坂町 熊野町 呉市 江田島市	第41普通科連隊、第12普通科連隊、第15即応機動連隊、第8施設大隊、第3施設隊が広島市安芸区、東広島市、呉市、海田町、坂町、熊野町において瓦礫等除去を実施 第304施設隊が熊野北農道において瓦礫等除去を実施 第370施設隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 呉教育隊学生が呉市安浦地区における瓦礫等除去を実施 海上自衛隊第1術科学校及び候補生学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 （計：約1,900名、ダンプ×9台、重機×14台）
		物資輸送	三原市	第3輸送航空隊の輸送機（C-2）により、5トン水タンク車×2を広島空港に輸送
岡山県	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第10戦車大隊及び第13特科隊が給水支援（約10.6トン）を実施	
	入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備総合公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（1,054名）を実施	
	瓦礫等除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊、第7施設群、第305施設隊、第380施設隊、第3施設大隊及び第10施設大隊（計：約470名、ダンプ×34台、重機×15台）が、真備地区における瓦礫等除去（瓦礫除去量：ダンプ241台分）を実施	
	防疫支援	倉敷市	中央特殊武器防護隊、第3・6・9特殊武器防護隊（約60名）が真備地区において、防疫支援（1.2ha）を実施 （94式除染装置及び除染車3号×12両）	
愛媛県	給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	第2師団、第7師団、第5旅団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊及び西部航空警戒管制団等が給水支援（約66.7トン）を実施	

		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団、第5旅団、第11旅団及び第14後方支援隊が入浴支援（942名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（3,200食）を実施
		防疫支援	宇和島市	中部方面特科隊が、吉田町の防疫支援（約100ha）を実施
		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	14施設隊、第15即応機動連隊及び第14偵察隊が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去を実施 中部方面特科隊が、西予市倉知地区の瓦礫等除去を実施 中部方面特科隊が、大洲市における瓦礫等除去を実施（計：約160名）

日時	県	活動の概要		
7月17日 (火)	広島県	行方不明者 検索	広島市 呉市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が行方不明者1名を発見 第3、第7、第9航空団が、救助犬により、行方不明者検索を実施 第111航空隊MCH-101による洋上における行方不明者検索を実施 芦屋救難隊UH-60Jによる洋上における行方不明者検索を実施
		瓦礫等除去	広島市 東広島市 熊野町 呉市 海田町 坂町 江田島市	第41普通科連隊、第42即応機動連隊、第12普通科連隊、第15即応機動連隊、第3施設大隊をもって広島市安芸区、東広島市、呉市、海田町、坂町の瓦礫等除去を実施 第304施設隊が熊野北農道において瓦礫等除去を実施 第370施設隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 海上自衛隊第1術科学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 (道路啓開1930m)
		防疫支援	呉市	第13特殊武器防護隊及び第8特殊武器防護隊が呉市安浦小中学校及び音戸小学校において、消毒液散布の防疫支援を0.2ha実施

		給水支援	呉市 広島市 江田島市 坂町 尾道市 三原市 竹原市	第5・37・47普通科連隊（即応予備自衛官を含む。）、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第4護衛隊群、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1,542.2t）を実施
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市 熊野町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8・9・10・13後方支援隊、呉地方隊、4護群（「かが」「いなづま」「さざなみ」「ちはや」「とわだ」「しもきた」）が896名に対し入浴支援を実施（0700以降、順次開始） 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援（608名）を実施
広島県	物資輸送	広島市	広島市	第8高射特科群による地上輸送を実施（生活用品、飲料水、燃料、作業用資材等）
岡山県	瓦礫等除去	倉敷市	倉敷市	第13特科隊、第10特科連隊、第7施設群、第3施設大隊、第10施設大隊、第14普通科連隊及び第3特科隊（計：約930名、ダンプ×55台、油圧ショベル×12）が、真備地区における瓦礫等除去をダンプ986台分実施
	防疫支援	倉敷市	倉敷市	第3特殊武器防護隊、第3・6・9特殊武器防護隊（約76名、除染車3号×12両、水タンク×2）が真備地区において、0.75haの防疫支援を実施
	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	倉敷市 高梁市 新見市	第10特科連隊、第13戦車大隊及び第13特科隊が約11tの給水支援を実施
	入浴支援	倉敷市 新見市	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備運動公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）において入浴支援（約1,033名）を実施
愛媛県	瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	大洲市 宇和島市 西予市	14施設隊、第15即応機動連隊及び第14偵察隊等が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去を実施 中部方面特科隊が、大洲市における瓦礫等除去を実施 第50普通科連隊及び第14高射隊が玉津小学校において瓦礫等除去を実施（昨日に引き続き、24時間態勢で実施） (ダンプ420台分)

		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	第2師団、第7師団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊、第14化学防護隊及び西部航空警戒管制団等が給水支援（約143t）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団、第5旅団、第11旅団及び第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）において入浴支援（958名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（約1,400名）を実施
日時	県	活動の概要		
7月18日 (水)	広島県	行方不明者 検索	広島市 呉市 坂町	第37・第46・第49普通科連隊、第15即応機動連隊が行方不明者検索を実施 第3・第7・第9航空団が、救助犬により、行方不明者検索を実施 第111航空隊MCH-101による洋上における行方不明者検索を実施 芦屋救難隊UH-60J等による洋上における行方不明者検索を実施
		瓦礫等除去	広島市 熊野町 呉市 海田町 坂町 江田島市	第12・第41普通科連隊、第42即応機動連隊、第3施設大隊が広島市安芸区、呉市、海田町、坂町、熊野町の瓦礫等除去を実施 第304施設隊が熊野串掛林道において瓦礫等除去を実施 第370施設隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 海上自衛隊第1術科学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 (計：約1,312名、ダンプ×4台、重機×13台) (道路啓開660m、土砂除去215m)
		防疫支援	呉市	第8特殊武器防護隊が音戸小学校において防疫支援を実施 (0.1ha)
		給水支援	呉市 広島市 江田島市 坂町 尾道市 三原市 竹原市 熊野町	第5・第39・第49普通科連隊（即応予備自衛官を含む。）、第1・第4・第8・第9・第10・第13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第4護衛隊群、第2高射群、西部航空方面隊、南西航空方面隊、第3・第4術科学校等が給水支援（約1,298.8t）を実施

		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市 熊野町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・第4・第7・第8・第9・第10・第13後方支援隊、呉地方隊、第4護衛隊群（「かが」「いなづま」「しもきた」）が入浴支援（942名）を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援（531名）を実施
		物資輸送	呉市 三原市	第8高射特科群による地上輸送を実施（生活用品等）
岡山県		瓦礫等除去	倉敷市	第3・第13特科隊、第7施設群、第3・第10施設大隊、第7普通科連隊、第13戦車中隊及び第13高射特科中隊（計：約1,250名、ダンプ×65台、重機×15台）が、真備地区における瓦礫等除去（ダンプ574台分）を実施
		防疫支援	倉敷市	第3特殊武器防護隊（約16名、除染車×1両）が真備地区（岡田小学校）において防疫支援を実施
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第10特科連隊、第13戦車中隊及び第13特科隊が給水支援（約5.3t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備運動公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）において入浴支援（191名）を実施
愛媛県		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	第14施設隊、第15即応機動連隊及び第14偵察隊等が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去を実施 中部方面特科隊が、大洲市（かんなび広場及びひかわの駅）及び西予市滝山川において瓦礫等除去を実施 第50普通科連隊及び第14高射特科隊が玉津小学校及び立間小学校において瓦礫等除去を実施 （計：約155名、ダンプ×4台、重機×10台） （瓦礫除去量：ダンプ146台分）
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第2・第7師団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射特科隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊、第14化学防護隊及び西部航空警戒管制団等が給水支援（約80.8t）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団、第5・第11旅団及び第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）で入浴支援

				(845名)を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJ Aえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援(1,200食)を実施
		物資輸送	西予市	第1輸送航空隊(C-130輸送機)が小牧基地から松山空港までカップラーメン約4,020個及び缶詰2,000個を空輸し、じ後、西予市まで輸送

日時	県	活動の概要		
7月19日 (木)	広島県	行方不明者 検索	広島市 呉市 坂町	第8・第17・第37・第46・第49普通科連隊、第15即応機動連隊及び第13施設隊が行方不明者捜索を実施 <u>(広島市上瀬野で行方不明者1名発見)</u>
		瓦礫等除去	広島市 熊野町 呉市 海田町 坂町 江田島市	第12・第41普通科連隊、第42即応機動連隊、第3施設隊及び第371施設中隊が広島市、呉市及び熊野町の瓦礫等除去を実施 第304施設隊が熊野串掛林道において瓦礫等除去を実施 第370施設中隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 海上自衛隊第1術科学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 <u>(使用重機：熊野町串掛林道：油圧×1、バケツ×1、呉市長谷：バケツ×1)</u> <u>(実績：道路啓開336m(土嚢750個))</u>
		防疫支援	呉市	第8特殊武器防護隊が安浦小学校及び音戸小学校において、消毒液散布の防疫支援を実施 <u>第12化学防護隊、第13特殊武器防護隊及び第1特殊武器防護隊が県道34号線において防疫支援を実施</u> <u>(呉市音戸小学校：0.1ha、呉市安浦県道34号：0.3ha)</u>

		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市 竹原市 熊野町	第5・第12・第15・第39・第43普通科連隊、第1・第4・第8・第13後方支援隊、 <u>東部方面・中部方面後方支援隊、第9特科連隊、第13特殊武器防護隊、中央即応連隊、第13旅団司令部、第42即応機動連隊、呉地方隊、第4護衛隊群、西部航空方面隊司令部、第1・第5・第6・第8航空団、中部航空警戒管制団、第1・第2・第3・第6高射群、第2移動警戒隊、高射教導群、美保管制隊、美保気象隊、第12飛行教育団、第3・第4術科学校及び航空自衛隊幹部候補生学校が給水支援(1450.5t)を実施</u>
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市 熊野町	東部方面・中部方面後方支援隊、第1・第4・第7・第8・第9・第10・第13後方支援隊、呉地方隊及び第4護衛隊群(「かが」「いなづま」)で入浴支援(302名)を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援(324名)を実施
		物資輸送	呉市	第8高射特科群による物資輸送(飲料水等)を実施
岡山県		瓦礫等除去	倉敷市	第3・第13特科隊、 <u>第5・第7施設群、第3施設大隊、第7普通科連隊、第13戦車中隊、第13高射特科中隊及び第103施設器材隊</u> が、真備地区における瓦礫等除去を実施 (計1,500名、ダンプ×110台、重機×36台) (瓦礫除去量:ダンプ620台分)
		防疫支援	倉敷市	第3特殊武器防護隊が真備地区(岡田小学校)において、 <u>0.06ha</u> の防疫支援を実施(完了)
		給水支援	倉敷市 新見市	第13戦車中隊及び第13特科隊が給水支援(9.9t)を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市(真備運動公園及び第二福田小学校)及び新見市(草間市民センター)で入浴支援(1,064名)を実施
		物資輸送	岡山市	第1輸送航空隊C-130H及び第3輸送航空隊C-2により、飲料水及びスポーツドリンク約60,480本を入間基地から岡山空港に輸送し、じ後、第3後方支援連隊及び中部方面輸送隊がコンベックス岡山まで輸送
愛媛県	瓦礫等除去	大洲市 宇和島市	第14施設隊、第15即応機動連隊、第14偵察隊及び第14旅団付隊が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除	

		西予市	去及び道路啓開を24時間態勢で実施中 中部方面特科隊が、大洲市（かんなび広場及びかわの駅）及び西予市滝山川における瓦礫等除去を実施 第50普通科連隊及び第14高射特科隊が玉津小学校及び立間小学校において瓦礫等除去を実施 <u>（実績：道路啓開 100m、瓦礫除去量：ダンプ183台分）</u>
	給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第2・第7師団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射特科隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊、第14化学防護隊、西部航空警戒管制団等が給水支援（96t）を実施
	入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2・第5・第11・第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）で入浴支援（805名）を実施
	給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJ A えひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（1,200食）を実施

日時	県	活動の概要	
7月20日 (金)	広島県	行方不明者 検索	広島市 呉市 坂町 第8・第17・第46・第49普通科連隊、第15即応機動連隊及び第13施設大隊が行方不明者検索を実施
		瓦礫等除去	広島市 熊野町 呉市 坂町 江田島市 竹原市 三原市 第8・第12・第17・第41・第47・第49普通科連隊、第42即応機動連隊、第3施設大隊及び第371施設中隊をもって広島市、呉市及び熊野町の瓦礫等除去を実施 第304施設隊が熊野串掛林道において瓦礫等除去を実施 第370施設中隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 海上自衛隊第1術科学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 <u>（使用重機：熊野町串掛林道：油圧×1、バケット×1）</u> <u>（実績：道路啓開0.5km（土囊150個）</u>
		防疫支援	呉市 第8特殊武器防護隊及び第13特殊武器防護隊が、呉市安浦中央において防疫支援（6.4ha）を実施

		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市 竹原市 熊野町	第5・第12・第15・第39・第43普通科連隊、第1・第4・第8・第13後方支援隊、東部方面・中部方面後方支援隊、第9特科連隊、第13特殊武器防護隊、中央即応連隊、第13旅団司令部付、第42即応機動連隊、呉地方隊、第4護衛隊群、 <u>中部</u> 、西部航空方面隊司令部、第5、第6、 <u>第7</u> 、第8航空団、中部、西部、南西航空警戒管制団、第2、第4、 <u>第5</u> 高射群、第1輸送航空隊、 <u>航空教育隊</u> 、幹部候補生学校、第12飛行教育団、第3術科学校が給水支援（1,151t）を実施
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市 熊野町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・第4・第7・第8・第9・第10・第13後方支援隊、呉地方隊及び第4護衛隊群「かが」で入浴支援（2,357名）を実施。 <u>20日、江田島市及び「かが」における入浴支援を終了</u> 三原市尾道系崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援（380名）を実施
		物資輸送	呉市	第8高射特科群による物資輸送（生活用品等）を実施
岡山県		瓦礫等除去	倉敷市	第3・第13特科隊、第5・第7施設群、第3施設大隊、第7普通科連隊、第13戦車中隊、第13高射特科中隊、第305施設隊及び第103施設器材隊が、真備地区における瓦礫等除去を実施 <u>(計：約1,500名、ダンプ×101台、重機×38台)</u> <u>(瓦礫除去量：ダンプ628台分)</u>
		防疫支援	倉敷市	第3・第6・第9特殊武器防護隊及び中央特殊武器防護隊が、吉備真備駅周辺の防疫支援（0.1ha）を実施
		給水支援	倉敷市 新見市	第13戦車中隊及び第13特科隊が給水支援（2.4t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備運動公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（1,009名）を実施
愛媛県		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	第14施設隊、第15即応機動連隊、第14偵察隊及び第14旅団付隊が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去及び道路啓開を実施 中部方面特科隊が、大洲市及び西予市において瓦礫等除去を実施 第50普通科連隊及び第14高射特科隊が宇和島市玉津小学校及び立間小学校において瓦礫等除去を実施 <u>(実績：道路啓開150m、瓦礫除去ダンプ154台分)</u>

		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第2・第7師団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射特科隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊、第14化学防護隊、西部航空警戒管制団及び第2移動通信隊が給水支援（66.4t）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団・第5・第11旅団・第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）で入浴支援（766名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（1,200食）を実施

日時	県	活動の概要		
7月21日 (土)	広島県	行方不明者 検索	広島市 呉市 坂町	第8・第17・第46普通科連隊、第15即応機動連隊及び第13施設大隊が行方不明者検索を実施
		瓦礫等除去	広島市 熊野町 呉市 坂町 江田島市 竹原市 三原市 府中町	第8・第12・第17普通科連隊、第15・第42即応機動連隊、第3施設大隊及び第370施設中隊をもって広島市、及び呉市の瓦礫等除去を実施 第8・第41普通科連隊及び第304施設隊が熊野町の瓦礫等除去を実施 第370施設中隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 第47普通科連隊、第13偵察隊が三原市、竹原市及び府中町において瓦礫等除去を実施 第49普通科連隊、海上自衛隊第1術科学校・幹部候補生学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 <u>（計：約870名、ダンプ×8台、重機×10台）</u> <u>（瓦礫除去量：ダンプ1,158台分、道路啓開200m）</u>
		防疫支援	呉市 府中町	第8特殊武器防護隊及び第13特殊武器防護隊が、 <u>呉市安浦中央、安浦川尻及び府中町</u> において、防疫支援（1.8ha）を実施
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 三原市 竹原市	第5・第12・第15・第39・第43普通科連隊、第1・第4・第8・第13後方支援隊、東部方面・中部方面後方支援隊、第9特科連隊、第13特殊武器防護隊、中央即応連隊、第13旅団司令部付、第42即応機動連隊、呉地方隊、中部・西部航空方面隊司令部、第5、第6、第7、第8航空団、中部・南西航空警戒管制団、第2、第4、第5高射群、第1輸送航空隊、第12飛行教育団、第3術科学校、第2補給処、航空自衛隊幹部学校）が給水支援（101t）を実施

		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 坂町 竹原市 熊野町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・第4・第7・第8・第9・第10・第13後方支援隊、呉地方隊で入浴支援（1,760名）を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援（385名）を実施
		物資輸送	呉市	第8高射特科群及び第49普通科連隊による物資輸送を実施 <u>（呉市絆ホールから呉市内避難所へ日用品、土嚢袋、飲料水（車両12台分）を輸送）</u>
岡山県		瓦礫等除去	倉敷市	第4施設団、第3・第13特科隊、第5・第7施設群、第3施設大隊、第7普通科連隊、第13戦車中隊、第13高射特科中隊、第305施設隊及び第103施設器材隊が真備地区における瓦礫等除去を実施 <u>（計：1,500名、ダンプ×115台、重機×38台）</u> <u>（瓦礫除去量：ダンプ813台分）</u>
		防疫支援	倉敷市	第3・第6・第9特殊武器防護隊及び中央特殊武器防護隊が、 <u>川辺宿駅</u> 周辺の防疫支援（0.5ha）を実施
		給水支援	倉敷市 新見市	第13戦車中隊及び第13特科隊が給水支援（8.1t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備運動公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（1,004名）を実施
愛媛県		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	第14施設隊、第15即応機動連隊、第50普通科連隊、第14偵察隊、第14旅団司令部付隊、第14高射特科隊及び中部方面特科隊が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去及び道路啓開を実施 中部方面特科隊が大洲市及び西予市において瓦礫等除去を実施 第50普通科連隊及び第14高射特科隊が宇和島市玉津小学校及び立間小学校において瓦礫等除去を実施 <u>（計：188名、ダンプ×3台、重機×9台）</u> <u>（瓦礫除去量：ダンプ32台分）</u>
		給水支援	宇和島市	第15即応機動連隊、第14高射特科隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14化学防護隊、西部航空警戒管制団、第3術科学校及び第2移動通信隊が給水支援（72.4t）を実施

		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2後方支援連隊、第5・第11・第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）で入浴支援（75名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（1,000食）を実施

日時	県	活動の概要		
7月22日 (日)	広島県	行方不明者 検索	広島市 呉市 坂町	第8・第17・第46普通科連隊、第15即応機動連隊及び第13施設隊が行方不明者検索を実施
		瓦礫等除去	広島市 東広島市 熊野町 呉市 坂町 江田島市 竹原市 三原市 府中町 海田町	第8・第17・第46普通科連隊、第15即応機動連隊、第3施設隊をもって広島市及び呉市において道路啓開を実施 第47普通科連隊、第8普通科連隊をもって坂町の瓦礫等除去及び府中町において道路啓開を実施 第17普通科連隊、第13偵察隊が三原市において二次災害防止の偵察、江田島市内において瓦礫等除去を実施 <u>(計：約545名、ダンプ×5台、重機×7台)</u> <u>(瓦礫除去量：ダンプ277台分、道路啓開77m)</u>
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 三原市 竹原市	第5・第12・第15・第39・第43普通科連隊、第1・第4・第8・第13後方支援隊、東部方面・中部方面後方支援隊、第9特科連隊、第13特殊武器防護隊、中央即応連隊、第13旅団司令部付隊、第42即応機動連隊、が給水支援（88t）を実施
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 坂町 竹原市 熊野町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・第4・第7・第8・第9・第10・第13後方支援隊、呉地方隊で入浴支援（1,174名）を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援（363名）を実施

		物資輸送	呉市	第49普通科連隊、 <u>第4後方支援連隊及び中部方面輸送隊</u> による物資輸送を実施（呉市絆ホールから呉市内避難所へ生活用品等を輸送）
岡山県		瓦礫等除去	倉敷市	第3・第13特科隊、第5・第6・第7施設群、第3施設大隊、第7普通科連隊、第13戦車中隊、第13高射特科中隊、第305施設隊及び <u>第102施設器材隊</u> が真備地区における瓦礫等除去を実施 <u>（計：1,500名、ダンプ×136両、重機×75台）</u> <u>（瓦礫除去量：ダンプ316台分）</u>
		防疫支援	倉敷市	第3・第6・第9特殊武器防護隊及び中央特殊武器防護隊が、 <u>二万小学校</u> の防疫支援（0.02ha）を実施
		給水支援	倉敷市 新見市	第13戦車中隊及び第13特科隊が給水支援を実施 <u>（実績：8.5t）</u>
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備総合公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（1,034名）を実施
		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市	第14施設隊及び第50普通科連隊が宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去及び道路啓開を実施 中部方面特科隊が大洲市において瓦礫等除去を実施 第50普通科連隊及び第14高射特科隊が宇和島市立間小学校において瓦礫等除去を実施 <u>（計：116名、ダンプ×3両、重機×7台）</u> <u>（瓦礫除去量：ダンプ51台分）</u>
愛媛県		防疫支援	宇和島市	中部方面特科隊が宇和島市（立間小学校）において防疫支援（0.15ha）を実施
		給水支援	宇和島市	第15即応機動連隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14化学防護隊、西部航空警戒管制団、第3術科学校及び第2移動通信隊が給水支援（ <u>73.3t</u> ）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2後方支援連隊、第5・第11・第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）で入浴支援（786名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJ Aえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（1,000食）を実施

日時	県	活動の概要		
7月23日 (月)	広島県	行方不明者 捜索	広島市 坂町 呉市	第8・第17・第46普通科連隊及び第15即応機動連隊及び第13施設隊が行方不明者捜索を実施
		瓦礫等除去	呉市 広島市 府中町 坂町 江田島市 熊野町 海田町 三原市	第8・ <u>第14</u> ・第17・第46・第47・第49普通科連隊、第13施設隊、第13偵察隊及び海上自衛隊第1術科学校が瓦礫等除去を実施 <u>(計：836名、ダンプ×4両、重機×3両)</u> <u>(瓦礫等除去量：ダンプ201両分、道路啓開0m)</u>
		<u>防疫支援</u>	呉市	<u>第8・第13特殊武器防護隊が呉市安浦町及び音戸町において防疫支援(3.58ha)を実施</u>
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 三原市 竹原市	第1・第32普通科連隊、中部方面後方支援隊、第12・第13後方支援隊、第13通信中隊、第13特殊武器防護隊及び第13旅団司令部が給水支援(<u>41.1t</u>)を実施
		入浴支援	呉市 広島市 熊野町 三原市 坂町 竹原市	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・第4・第7・第8・第9後方支援連隊、第13後方支援隊及び呉地方隊が入浴支援(1,293名)を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援(215名)を実施
	物資輸送	呉市	第49普通科連隊及び第8高射特科群による物資輸送(<u>呉市絆ホールから呉市内避難所(10カ所)に生活用品を輸送</u>) 中部方面輸送隊、第4後方支援連隊及び第13後方支援隊による物資輸送(<u>海田市駐屯地から広島県内避難所(28ヶ所)に生活用品、ラジオ等を輸送</u>)	
	岡山県	瓦礫等除去	倉敷市	第3・第13特科隊、第5・第7施設群、第3施設大隊、第7普通科連隊、第13戦車中隊及び第13高射特科中隊、第305施設隊及び第103施設器材隊が真備町において瓦礫等除去を実施 <u>(計：1,500名、ダンプ×118両、重機×33両)</u> <u>(瓦礫等除去量：ダンプ258両分)</u>

		防疫支援	倉敷市	第3・第6・第9特殊武器防護隊及び中央特殊武器防護隊が <u>藪小学校</u> の防疫支援（0.06ha）を実施
		給水支援	倉敷市 新見市	第13戦車中隊及び第13特科隊が給水支援（6.8t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備総合公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）において入浴支援（954名）を実施
	愛媛県	瓦礫等除去	大洲市 宇和島市	第14施設隊、第50普通科連隊及び第14高射特科隊が宇和島市において瓦礫等除去及び道路啓開を実施 中部方面特科隊が大洲市において瓦礫等除去を実施 （計：120名、ダンプ×3両、重機×11両、道路啓開0.1km） （瓦礫等除去量：ダンプ18両分）
		給水支援	宇和島市	第15即応機動連隊、中部方面特科隊、第14後方支援連隊、第14化学防護隊、西部航空警戒管制団、第3術科学学校及び第2移動通信隊が給水支援（64t）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2・第5・第11・第14後方支援隊が宇和島市（吉田公民館及び深浦トンネル横空地）、大洲市（肱東中学校）及び西予市（野村小学校）において入浴支援（757名）を実施
		給食支援	宇和島市	第15即応機動連隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場において給食支援（1,000食）を実施

6 総務省

平成 30 年 7 月 24 日(火)11:00 現在

総 務 省

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について（第 41 報）【概要版】

I 被害状況

※携帯主要 2 社は、提供エリアが今回の災害前と同水準まで復旧。
他の主要 1 社は、愛媛県の山間部の一部を除き復旧。
支障が残る一部のエリアには、移動基地局の配置や基地局への回線を増強。

1 通信関係（→P 3）

<固定電話・インターネット>

NTT 西日本：2 市（岡山県倉敷市、愛媛県大洲市）の一部の回線が不通

※約 8,060 回線

<携帯電話>

NTT ドコモ：2 市（愛媛県西予市、大洲市）の一部のエリアに支障あり

※29 局停波

KDDI (au)：サービスエリアに支障なし ※10 局停波

ソフトバンク：サービスエリアに支障なし ※19 局停波

<防災行政無線>

県防災行政無線：被害なし

市町村防災行政無線：愛媛県大洲市（一部停止中）

2 放送関係（→P 4）

<地上波（テレビ・ラジオ）>復旧済

<ケーブルテレビ>5 事業者で停波中（広島県は全復旧）

3 郵便関係（→P 7）

<窓口関係>33 の郵便局が窓口業務を停止

<配達関係>13 拠点で配達不能及び取集不能が発生

II 支援状況

1 被災市町村に対する人的支援の状況（→P 8）

<対口支援団体の派遣状況>

被災 20 市町に対し、29 都道県市から 512 名を派遣

<災害マネジメント総括支援員の派遣状況>

被災 7 市町に対し、7 県市から災害マネジメント総括支援員を派遣

2 避難所支援（→P 15）

・NTT ドコモ：マルチチャージャー91 台、Wi-Fi93 台

・KDDI：充電 BOX87 台、Wi-Fi77 台

・ソフトバンク：マルチ充電 BOX112 台、Wi-Fi31 台、PHS22 台、携帯電話 8 台

・NHK：テレビ 57 台（52 箇所）

・放送事業者・メーカー等（中国放送、山陽放送、ニッポン放送、パナソニック、ソニー、東芝、J E I T A 等）：ポータブルラジオ 1,494 台

3 その他

<普通交付税の繰上げ交付>（→P 12）

7 月 24 日（火）、島根県内 1 町に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9 月に定例交付すべき普通交付税の一部（1 億 2,500 万円）を 7 月 26 日（木）に繰り上げて交付することを決定。（7 月 17 日及び 23 日に計 59 団体に 355 億 7,500 万円を繰上げ交付済み）

<行政相談>（→P 13）

・生活支援のメニューと窓口の一覧表をホームページで公表、配布

・（7 月 17 日（火）～）災害相談用のフリーダイヤルの開設（広島県、岡山県）

・（7 月 18 日（水）～）特別行政相談所の開設（広島県広島市、愛媛県大洲市、鬼北町、高知県安芸市、本山町）

6 総務省

6 総務省

平成 30 年 7 月 24 日(火)11:00 現在

総 務 省

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について (第 41 報)

※ 第 2 報までは「雨竜川（北海道）の氾濫等に係る被害状況等について」、第 18 報までは「平成 30 年台風第 7 号及び前線等による被害状況等について」として報告

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定 (注 1)	NTT 東日本	被害なし。
	NTT 西日本	2 市町村（岡山県倉敷市、愛媛県大洲市）の一部の回線が不通。 ※合計約 8,170 回線 (内訳) ・岡山県： 真備ビルに收容される加入電話等：約 3,100 回線、 フレッツ光等：約 2,900 回線、専用線等：約 60 回線 ・愛媛県： 八多喜ビルに收容される加入電話等：約 1,100 回線、 フレッツ光等：約 450 回線、専用線等：約 20 回線 伊予森山ビルに收容される加入電話等：約 510 回線、 専用線等：約 30 回線
	NTT コミュニケーションズ	復旧済
	KDDI	1 市町村（岡山県倉敷市）の一部の回線が不通。 ※岡山県：963 回線
	ソフトバンク	1 市町村（岡山県倉敷市）の一部の ADSL 回線が不通。 ※岡山県：199 回線
携帯電話等 (注 2)	NTT ドコモ	2 市町村（愛媛県西予市、大洲市）の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。 ※合計 30→29 局停波（愛媛県以外の府県においては、停波局はあるがエリア支障なし。） (内訳) 京都府 3 局、兵庫県 1 局、広島県 21→20 局、岡山県 1 局、山口県 1 局、愛媛県 3 局
	KDDI (au)	サービスエリアに支障なし。 ※合計 10 局停波 (内訳) 岡山県 3 局、広島県 4 局、高知県 3 局
	ソフトバンク	【携帯】 サービスエリアに支障なし。

6 総務省

	<p>※合計 27→19 局停波 (内訳) 京都府 1 局、兵庫県 8→3 局、岡山県 3 局、広島県 9→6 局、愛媛県 4 局、高知県 1 局、福岡県 1 局</p> <p>【PHS】 復旧済</p>
UQ コミュニケーションズ	<p>1 市町村 (広島県東広島市^{ひがしひろしまし}) の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。 ※合計 3 局停波 (内訳) 広島県 3 局</p>
ワイヤレスタイプ ランニング	<p>1 市町村 (岡山県倉敷市^{くらしきし}) の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。 ※合計 22→17 局停波 (岡山県以外の県においては、停波局はあるがエリア支障なし。) (内訳) 山口県 1→0 局、岡山県 13→8 局、広島県 3→4 局、愛媛県 2 局、高知県 1 局、福岡県 2 局</p>

○主な原因は伝送路断

(注 1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注 2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない

(注 3) 応急復旧により回復しているエリアを含む。

<防災行政無線>

○県防災行政無線

被害なし

○市町村防災行政無線 (同報系)

- ・ 広島県福山市：復旧済
- ・ 愛媛県大洲市：拡声子局が 15 局停止中
- ・ その他の市町村：被害なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載

2. 放送関係

<地上波 (テレビ) >

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
広島県安芸高田市高宮町 (高宮栃林ミニサテ局) <small>あきたかたし</small>	NHK、民放	水没	36	復旧済
岡山県・香川県	山陽放送	キー局 (TBS) からの回線断	県内全域	復旧済
愛媛県	南海放送	停電	約 5,800	復旧済
	テレビ愛媛	停電	約 5,800	復旧済
	あいテレビ	キー局 (TBS) からの回線断	県内全域	復旧済

6 総務省

<地上波（ラジオ）>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
愛媛県	南海放送（FM補完局）	停電	約 13,360	復旧済

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
福井県	福井市 福井市	福井ケーブルテレビ	土砂崩れ	30 復旧済
長野県	王滝村 王滝村	木曾広域連合	ケーブル断線	10 ■停波中 (7/8~)
岐阜県	関市 関市	シーシーエヌ	河川氾濫による 電柱倒壊	30 仮復旧済
京都府	宇治田原町 宇治田原町	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	4 復旧済
	舞鶴市 舞鶴市	ケイ・オプティコム	ケーブル断線	8 復旧済
	亀岡市 亀岡市	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	10 復旧済
大阪府	能勢町 能勢町	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	2 復旧済
兵庫県	香美町 香美町	ケイ・オプティコム	ケーブル断線	11 復旧済
	養父市 養父市	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	157 復旧済
	南あわじ市 南あわじ市	南あわじ市	強風によるケー ブル断線	1 復旧済
岡山県	倉敷市 倉敷市	倉敷ケーブルテレビ	ヘッドエンド局 舎水没	3,549 復旧済
	岡山市、 井原市高屋町、 倉敷市真備町	スカパーJSAT	収容局への浸水	68 ■停波中 (7/6~)
	美咲町 美咲町	美咲町	ケーブル断線	約 1,000 復旧済
	岡山市 岡山市	岡山ネットワーク	停電	210 復旧済
広島県	広島市 広島市	ちゅピCOMふれあ い	停電、ケーブル 断線等	2,094 復旧済
	尾道市 尾道市	ちゅピCOMおのみ ち	ケーブル断線	2,605 復旧済
	東広島市 東広島市	東広島ケーブルメデ ィア	ケーブル断線	約 2,500 復旧済
	三原市、世羅町 三原市、世羅町	三原テレビ放送	土砂崩れ	約 2,700 復旧済
	三原市大和町 三原市大和町	三原テレビ放送	土砂崩れによる 回線断	約 1,400 復旧済
	三原市本郷町南 方地区、船木地 区	三原テレビ放送	シェルター水 没、停電、ケー ブル断線	約 1,500 仮復旧済
	福山市 福山市	スカパーJSAT	ケーブル断線	1,647 復旧済
	呉市 呉市	スカパーJSAT	ケーブル断線	293 復旧済
	呉市 呉市	ちゅピCOMひろしま	ケーブル断線	233 復旧済
竹原市 竹原市	たけはらケーブルネ ットワーク	ケーブル断線	47 復旧済	

6 総務省

山口県	やまぐちし 山口市	山口ケーブルビジョ ン	土砂崩れ	2	■停波中 (7/6~)
	しゅうなんし 周南市	シティーケーブル周 南	土砂崩れ	70	復旧済
	いわくにし 岩国市周東町川 越地区	アイ・キャン	土砂崩れ	50	仮復旧済
	いわくにし 岩国市周東町樋 余地	アイ・キャン	バッテリー枯渴	約 50	仮復旧済
	やなひし 柳井市	周防ケーブルネット	ヘッドエンド設 備故障	約 400	復旧済
徳島県	みよしし 三好市	池田ケーブルネット ワーク	ケーブル断線	146	復旧済
香川県	さかいでし 坂出市	香川テレビ放送網	土砂崩れ	250	復旧済
	ことひらちよう 琴平町	中讃ケーブルビジョ ン	倒木による断線	1	復旧済
愛媛県	せいよし 西予市	西予CATV	土砂崩れ	3,973	■停波中 (7/7~) 一部復旧 (残り約 100世帯)
	いかたちよう 伊方町	ほっせい 八西CATV	土砂崩れ	74	復旧済
	おおずし 大洲市、 うちこちよう 内子町	ケーブルネットワー ク西瀬戸	停電	4,407	復旧済
	いまぼりし 今治市	今治CATV	ケーブル断線	6	復旧済
	うわじまし 宇和島市	宇和島市	土砂崩れによる ケーブル断	232	復旧済
高知県	全域	アイキャスト	ネットワーク設 備故障	4,708	復旧済
	すくもし 宿毛市、 おおつきちよう 大月町	西南地域ネットワー ク	土砂崩れ、伝送 路設備故障	121	復旧済み
	しまんどちよう 四万十町	四万十町	降雨減衰	8,570	復旧済
	くろしおちよう 黒潮町	黒潮町	降雨減衰	2,297	復旧済
	すさきし 須崎市、 とさし 土佐市、 なかとさちよう 中土佐町	よさこいケーブルネ ット	ケーブル断線	約 400	復旧済
	こうなんし 香南市	香南施設農業協同組 合	土砂崩れ	5	■停波中 (7/6~)
大分県	きつきし 杵築市	杵築市	停電	5,880	復旧済

<コミュニティ放送>

地域		事業者名	原因	影響世帯数	現状
京都府	あやべし 綾部市	エフエムあやべ	停電による接触不良	8,496	復旧済
広島県	ふくやまし 福山市	エフエムふくやま	停電	約 100,000	復旧済
高知県	こうちし 高知市	高知シティエフエ ムラジオ放送	送信所と演奏所間の 回線異常	105,458	復旧済

6 総務省

長崎県	させぼし 佐世保市	FMさせぼ	ブレーカー故障	71,192	復旧済
鹿児島県	あいらし 始良市	あいらFM	電力会社の設備不具合による停電	約 30,000	復旧済

<衛星放送>

被害なし

3. 郵便関係

<窓口関係>

・33の郵便局が窓口業務を休止（岐阜県1局、島根県2局、岡山県11局、広島県12局、山口県1局、愛媛県3局、福岡県3局）

※累計149局休止：北海道2局、山梨県5局、岐阜県6局、三重県1局、京都府26局、滋賀県1局、大阪府5局、兵庫県3局、和歌山県2局、鳥取県1局、島根県2局、岡山県15局、広島県35局、山口県1局、徳島県1局、愛媛県7局、高知県11局、福岡県22局、鹿児島県3局

<配達関係>

- ・交通規制等により、西日本地域で引受・配達となる郵便物等の配達が遅延
- ・13拠点で配達不能及び取集不能が発生。
- ・特に大幅な遅れが見込まれる地域宛ての生もの等について、お客様に差出を控えるよう日本郵便が呼びかけ。

II 総務省の対応状況

- 7月3日(火) 8時45分、大臣官房総務課長を長とする災害警戒室を設置。
- 北海道災害対策連絡本部へリエゾンを派遣（北海道総合通信局 部長級1名）。
- 7月6日(金) 17時10分、災害警戒室を大臣官房長を長とする総務省災害対策本部へ改組。
- 7月7日(土) 京都府災害対策本部、兵庫県災害警戒本部及び岡山県災害対策本部へリエゾンを派遣（近畿総合通信局及び中国総合通信局 部長級・課長級等 計4名）
- 7月7日(土) 総務大臣出席により総務省災害関係局長会議（第1回）開催
- 7月8日(日) 8時00分、総務省災害対策本部を総務大臣を長とする総務省非常災害対策本部へ改組。
- 7月8日(日) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第1回）開催
- 7月8日(日) 愛媛県災害対策本部へリエゾンを派遣（四国総合通信局 部長級1名・課長級1名）
- 7月9日(月) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第2回）開催
- 7月10日(火) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第3回）開催
- 7月10日(火) 広島県災害対策本部へリエゾンを派遣（中国総合通信局 課長級1名）
- 7月12日(木) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第4回）開催
- 7月13日(金) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第5回）開催
- 7月14日(土) 総務省非常災害対策本部会議（第6回）開催（※メール開催）
- 7月14日(土) 野田総務大臣が岐阜県を訪問
- 7月15日(日) 総務省・被災者支援関係者打合せ（大臣官房長、関係局主管課長等出席）
開催
- 7月15日(日) 総務省非常災害対策本部会議（第7回）開催（※メール開催）
- 7月16日(月) 総務省非常災害対策本部会議（第8回）開催（※メール開催）
- 7月17日(火) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第9回）開催

6 総務省

- 7月19日(木) 総務省非常災害対策本部会議(第10回)開催(※メール開催)
- 7月22日(日) 総務省非常災害対策本部会議(第11回)開催(※メール開催)

- 無線局に関する取扱の状況
 - ＜電波利用料＞
 - ・ 7月8日(日)、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
 - ・ 7月9日(月)、災害救助法の適用区域が拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
 - ・ 7月13日(金)、災害救助法の適用区域が拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
 - ・ 7月17日(火)、災害救助法の適用区域が更に拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
 - ・ 7月20日(金)、災害救助法の適用区域が更に拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
 - ＜無線局開設＞
 - ・ 7月13日(金)に、広島県熊野町から臨時災害放送局(FM)の開設の申請があり、同日免許。熊野町において、中国総合通信局所有の機器を活用し、開設(送信所設置場所:同町役場)。7月14日(土)に放送開始。
 - ・ 7月19日(木)に、広島県坂町から臨時災害放送局(FM)の開設の申請があり、同日免許。坂町において、信越総合通信局及び九州総合通信局所有の機器を活用し、開設(送信所設置場所:同町役場及び小屋浦ふれあいセンター)。7月20日(金)に放送開始。

- 携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を喪失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

- 7月17日(火)付で、被災者に対する地方税の減免措置等について、自治税務局長通知を发出。

- 被災市町村に対する人的支援の状況
 - ・ 7月7日(土)「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災府県及び被災地域ブロック幹事県並びに関係団体と連絡を取り合い、人的支援に関する情報収集を開始。
 - ・ 7月8日(日)現地での応援職員の要否等に係る詳細な情報収集のため、職員を広島県庁、愛媛県庁、岡山県庁へ派遣。
 - ・ 7月9日(月)広島県において、関係団体と応援職員派遣の調整に関する「現地調整会議」を実施し、応援職員の派遣調整を開始。

6 総務省

<対口支援団体派遣状況>

・被災20市町に対し、29都道県市から512名を派遣

被災県	被災市町村	対口支援団体	派遣人数 (23日時点)	主な業務内容
岡山県	おかやまし 岡山市	横浜市	17名	罹災証明交付業務（調査）
	くらしきし 倉敷市	東京都	80名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、避難所運営等
		埼玉県	14名	罹災証明交付業務（調査）、避難所運営、物資集積拠点運営
		福岡市	3名	罹災証明交付業務（調査）
		新潟県	22名	罹災証明交付業務（調査）等
	そうじゃし 総社市	仙台市	15名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、災害対策本部運営支援
		新潟市	22名	避難所運営、災害対策本部運営支援
	たかはしし 高梁市	神奈川県	10名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、支援物資仕分業務等
	やかげちよう 矢掛町	千葉県	4名	罹災証明交付業務（調査）
小計	5団体	9団体	187名	
広島県	くれし 呉市	静岡県	22名	罹災証明交付業務（調査）等
	たけはらし 竹原市	浜松市	10名	罹災証明交付業務（調査）、避難者のニーズ調査等
	みはらし 三原市	名古屋市	28名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、連絡調整員
	おのみちし 尾道市	長野県	11名	災害査定に向けた技術的助言等
	ふちゆうし 府中市	宮城県	34名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）等

6 総務省

	ひがしひろしまし 東広島市	愛知県	23名	罹災証明交付業務（調査）、 本部リエゾン
	あきたかたし 安芸高田市	北海道	3名	罹災証明交付業務（調査）
	えたじまし 江田島市	石川県	4名	災害対策本部運営支援等
	かいたちよう 海田町	富山県	20名	罹災証明交付業務（受付・交付、 調査）、災害対策本部運営支援等
		茨城県	10名	罹災証明交付業務（調査）
	くまのちよう 熊野町	三重県	15名	災害対策本部運営支援、避難所 運営等
	さかちよう 坂町	川崎市	24名	罹災証明交付業務（調査）
		千葉市	12名	罹災証明交付業務（調査）、 災害対策本部運営支援
	小計	11団体	13団体	216名
愛媛県	うわじまし 宇和島市	徳島県	14名	避難所運営等
		大分県	15名	給水補助業務
		福岡県	22名	避難所運営、行政窓口等
		熊本県	15名	罹災証明交付業務（調査）
	おおずし 大洲市	香川県	14名	罹災証明交付業務（受付・交付）、 災害対策本部運営支援
	せいよし 西予市	熊本市	28名	罹災証明交付業務（調査）、 避難所運営等
	まつのちよう 松野町	長崎県	1名	罹災証明業務に係る先遣隊
		小計	4団体	7団体

※1 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく派遣を記載。

※2 対口支援団体の都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。

6 総務省

<災害マネジメント総括支援員の派遣状況>

- ・ 7月23日（月）現在、被災7市町に対し、7県市から災害マネジメント総括支援員を派遣。

被災県	被災市町村	派遣団体	派遣時期
岡山県	くらしきし 倉敷市	熊本市	7月8日～7月12日
広島県	くれし 呉市	兵庫県	7月9日～7月19日
		静岡県	7月20日～
	たけはらし 竹原市	浜松市	7月9日～7月14日 7月23日～
	ふちゅうし 府中市	宮城県	7月13日～
	えだじまし 江田島市	石川県	7月10日～7月15日
	かいたちょう 海田町	富山県	7月13日～7月19日
	さかちょう 坂町	川崎市	7月8日～7月17日
千葉市		7月20日～	
愛媛県	うわじまし 宇和島市	徳島県	7月9日～
	おおずし 大洲市	東京都	7月10日～7月15日
		香川県	7月14日～
	せいよし 西予市	横浜市	7月9日～7月20日
熊本市		7月21日～	

※1 富山県及び石川県は、対口支援団体としての支援は継続。

※2 倉敷市へ派遣された熊本市の災害マネジメント総括支援員は、対口支援団体への引き継ぎを終え、帰還。

※3 呉市、坂町、大洲市、西予市へ派遣された災害マネジメント総括支援員は、別団体の災害マネジメント総括支援員への引き継ぎを終え、帰還。

- ・ その他、関西広域連合の対応としては次のとおり。

(1) 支援体制

「広域連合災害対策支援本部」を設置し、支援

(2) 支援先

被害が大きい岡山県、広島県、愛媛県を支援

6 総務省

(3) 支援方法

構成団体が有する資源等を有効活用するため、「カウンターパート方式」による支援を実施

被災県	応援団体
岡山県	兵庫県、鳥取県
広島県	滋賀県、大阪府、和歌山県
愛媛県	奈良県、徳島県

○ 市町村の行政機能の確保状況

事項	支障のある団体
トップマネジメントの機能状況	なし。
人的体制の充足状況	※詳細は「○ 被災市町村に対する人的支援の状況」参照。
物的環境の整備状況	【岡山県】 倉敷市 ・真備支所は浸水被害。支所職員は真備総合公園体育館にて災害対応。

※ 災害救助法が適用されている市町村のうち、行政機能に支障がある団体及び状況に変更があった団体について掲載。

なお、被害が甚大な市町村については、今後必要に応じ更に精査。

- 7月17日（火）、岐阜県内3市、京都府内5市、兵庫県内15市町、鳥取県内1町、島根県内1市、岡山県内10市町、広島県内13市町、愛媛県内6市町、高知県内3市町、福岡県内1市の合わせて58団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（346億5,100万円）を繰り上げて交付。
- 7月23日（月）、山口県内1市に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（9億2,400万円）を繰り上げて交付。
- 7月24日（火）、島根県内1町に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（1億2,500万円）を7月26日（木）に繰り上げて交付することを決定。

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

（MCA無線機120台、簡易無線機160台、衛星携帯電話15台）

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
岡山県倉敷市	MCA無線機	50	7/10午後 搬入済
	衛星携帯電話	2	7/10午後 搬入済
	簡易無線機	14	7/10午後、7/14午前、7/19午後、7/20午前 搬入済
兵庫県宍粟市	衛星携帯電話	3	7/10午前 搬入済
	簡易無線機	6	
広島県江田島市	簡易無線機	15	7/10午前 搬入済
広島県三原市	簡易無線機	15	7/10午前 搬入済

6 総務省

広島県府中町	MCA 無線機	8	7/10 午後 搬入済
愛媛県西予市	簡易無線機	10	7/10 午後 搬入済
広島県坂町	MCA 無線機	21	7/11 午前、7/20 午後 搬入済
	簡易無線機	10	7/14 午後 搬入済
広島県府中市	簡易無線機	15	7/11 午後 搬入済
愛媛県大洲市	簡易無線機	10	7/11 午後 搬入済
広島県竹原市	簡易無線機	15	7/11 午後 搬入済
岡山県総社市	衛星携帯電話	3	7/12 午前、7/13 午前 搬入済
	簡易無線機	3	7/13 午前 搬入済
広島県熊野町	MCA 無線機	20	7/12 午前 搬入済
徳島県三好市	衛星携帯電話	5	7/12 午後 搬入済
	簡易無線機	10	
岡山県	衛星携帯電話	2	7/13 午後 搬入済
	簡易無線機	6	
広島県東広島市	MCA 無線機	21	7/14 午後 搬入済
	簡易無線機	11	
愛媛県宇和島市	簡易無線機	20	7/18 午前 搬入済

○ 移動電源車等の貸与状況

・ 移動電源車を引き渡し

中国総合通信局管理 → 岡山県倉敷市役所 (7/10)

東海総合通信局管理 → 岡山県倉敷市役所 (7/19)

・ 無線 LAN (Wi-Fi) と衛星回線の組み合わせで、音声通話やメールが利用可能な可搬型通信装置 (ICT ユニット) を引き渡し

中国総合通信局管理 → 岡山県総社市役所 (7/12)

東海総合通信局管理 → 岡山県総社市役所 (7/13)

近畿総合通信局管理 → 岡山県庁 (7/13)

○ 公衆無線 LAN サービス (「00000JAPAN」) の利用上の注意点について、総務省ホームページにお知らせを掲載するとともに、携帯電話事業者に対し、ポスターの掲示などによる注意喚起を実施することを要請。

○ 災害復旧事業における入札及び契約の取扱い

・ 7月10日 (火)、国土交通省と連名で、地方公共団体に対し、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての考え方を周知。

・ 7月13日 (金)、国土交通省と連名で、地方公共団体に対し、被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定について要請。

○ 行政相談業務における対応状況

局所・センター	対応状況
岐阜センター	・ 支援措置の窓口リストを公表 (7/12)、岐阜県内全市町村へ送付 (7/13)
京都センター	・ 支援措置の窓口リストを公表、災害救助法の適用を受けた京都府内 9 市町へ送付 (7/11)
兵庫事務所	・ 支援措置の窓口リストを公表 (7/12)、兵庫県及び災害救助法の適用を受けた兵庫県内 15 市町へ送付 (7/13)

6 総務省

和歌山センター	・ 支援措置の窓口リストを公表 (7/13)
中国四国管区局	・ 局に災害特別行政相談窓口を設置 (7/11～) ・ 支援措置の窓口リストを公表 (7/11)、広島県内全市町へ送付 (7/13) ・ 災害相談用のフリーダイヤルを開設 (7/17～) ・ 広島県内 1 市で特別行政相談所を開設 (7/18) 【開設場所】広島市
岡山センター	・ センターに災害特別行政相談窓口を設置 (7/12～) ・ 支援措置の窓口リストを公表 (7/12)、岡山県内の官公庁 14 機関及び全市町村へ送付 (7/12、7/17) ・ 災害相談用のフリーダイヤルを開設 (7/17～)
山口センター	・ センターに災害特別行政相談窓口を設置 (7/13～)
愛媛センター	・ センターに災害特別行政相談窓口を設置 (7/11～) ・ 支援措置の窓口リストを公表 (7/17)、災害救助法又は被害者生活再建支援法の適用を受けた愛媛県内 7 市町、愛媛官公連構成機関 (16 機関) へ送付 (7/18) ・ 愛媛県内 2 市町 (3 箇所) で特別行政相談所を開設 (7/20) 【開設場所】大洲市、鬼北町 (2 箇所)
高知センター	・ センターに災害特別行政相談窓口を設置 (7/10～) ・ 支援措置の窓口リストを公表、高知県内の官公庁等 20 機関及び災害救助法の適用を受けた 7 市町村へ送付 (7/17) ・ 高知県内 2 市町で特別行政相談所を開設 (7/18～) 【開設場所】安芸市、本山町
九州管区局	・ 支援措置の窓口リストを公表、被害が大きかった福岡県内 3 市へ送付 (7/10)

○特定非常災害の指定に伴う行政手続の特例に関する措置関係

- ・ 7月14日(土)、平成30年7月豪雨災害を「特定非常災害」に指定する政令が決定(同日公布・施行)。本政令により、運転免許のような許認可等の満了日の延長(具体的には各府省が告示で制定)や、法令上の義務を履行できない場合の免責等が措置。
- ・ 同日14日(土)、総務省ホームページの7月豪雨災害特設ページに、措置の概要を説明する「リーフレット」及び「各府省の告示の制定状況(随時更新)」(※)を掲載。
(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html)
- ※24日(火)時点で、警察庁告示(運転免許、犯罪被害者等給付金申請期間等)、法務省告示(外国法事務弁護士資格等)、厚生労働省告示(飲食店営業等許可、介護保険法に基づく要介護認定等)、国土交通省告示(マンション管理業者登録等)、農林水産省告示(動物医薬品販売業許可等)、経済産業省告示(電気工事業者登録等)、観光庁告示(旅行業登録)、環境省告示(使用済自動車引取業登録等)に係る計173件を掲載。
- ・ 同日14日(土)、総務省から内閣府に依頼し、内閣府から被災地域の府県に対し、リーフレットを送付し(府県経由で市町村に送付)、各自治会の回覧板への入れ込み、地区掲示板・避難所への貼り出しについて協力依頼。
- ・ 同日14日(土)以降、総務省公式ツイッター、消防庁ツイッター、内閣府防災公式ツイッター等において、リンク形式等により情報発信。また、政府広報オンライン・現地新聞等への掲載、現地ラジオ番組等での放送について、政府広報室と相談中。
- ・ 7月17日(火)、総務省から、被災地域の府県・市町村の担当者に、リーフレットを送付し、市町村窓口等に掲示してもらうよう協力依頼。
- ・ 同日17日(火)、被災地域の総合通信局(東海、近畿、中国、四国、九州)に対し、リーフレットの掲示板等への掲示、無線局免許申請窓口等における配布等を要請。

6 総務省

- ・同日17日（火）以降、災害特別行政相談所でのリーフレット配付、行政相談委員による説明を開始。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東西、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービス及び災害用音声お届けサービスを展開中。

(2) 避難所等支援状況

○公衆無線 LAN サービス（「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン））の利用環境整備

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが岡山県、広島県、愛媛県の全域で、約 21,000 のアクセスポイントを無料開放。

<NTT 東西>

○避難所支援

- ・特設公衆電話が事前設置された避難所等において稼働中。
- ・特設公衆 Wi-Fi : 23 箇所
- ・衛星携帯電話の設置 : 10 箇所（岡山県 4、広島県 5、愛媛県 1）

<NTT ドコモ>

○避難所支援

設置場所	設置台数	
	マルチチャージャー	Wi-Fi
広島市立口田小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野南小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立温品小学校（広島県広島市）	1	1
広島市福木集会所（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野西小学校（広島県広島市）	1	1
南区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
広島市畑賀福祉センター（広島県広島市）	1	1
安芸区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
安芸津文化福祉センター（広島県東広島市）	1	1
黒瀬保健福祉センター（広島県東広島市）	1	0
河内保健福祉センター（広島県東広島市）	1	1
瀬野川公園（広島県東広島市）	1	1
坂町立坂中学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
坂町町民センター（広島県安芸郡坂町）	1	1
SunstarHall（広島県安芸郡坂町）	2	2
刎条地区集会所（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦小学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
くまの・みらい交流館（広島県安芸郡熊野町）	1	0
熊野町公民館（広島県安芸郡熊野町）	1	1

6 総務省

熊野町民体育館（広島県安芸郡熊野町）	1	3
熊野町東部地域健康センター（広島県安芸郡熊野町）	1	0
尾道総合福祉センター（広島県尾道市）	1	0
天応まちづくりセンター（広島県呉市）	1	1
安浦まちづくりセンター（広島県呉市）	1	2
北方コミュニティセンター（広島県三原市）	1	1
南方コミュニティセンター（広島県三原市）	2	2
高梁市文化交流館（岡山県高梁市）	2	0
高梁市青少年研修センター（岡山県高梁市）	1	0
倉敷市立福田中学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立第二福田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立第五福田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立蘭小学校（岡山県倉敷市）	3	3
倉敷市立岡田小学校（岡山県倉敷市）	13	18
倉敷市立二万小学校（岡山県倉敷市）	3	2
倉敷市立連島東小学校（岡山県倉敷市）	3	3
倉敷市立連島南小学校（岡山県倉敷市）	1	0
倉敷市立連島南中学校（岡山県倉敷市）	1	0
真備総合公園（岡山県倉敷市）	1	0
倉敷市立倉敷東小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立乙島小学校（岡山県倉敷市）	2	2
倉敷市立船穂小学校（岡山県倉敷市）	2	2
清音福祉センター（岡山県総社市）	1	3
清音公民館（岡山県総社市）	2	3
山手公民館（岡山県総社市）	3	2
サンワーク総社（岡山県総社市）	2	4
昭和公民館（岡山県総社市）	2	3
矢掛町老人福祉センター（岡山県小田郡矢掛町）	1	2
大洲市肱南公民館（愛媛県大洲市）	1	1
総合福祉センター（愛媛県大洲市）	1	1
菅田小学校（愛媛県大洲市）	1	1
望湖荘（愛媛県大洲市）	1	1
大洲市交流促進センター鹿野川荘（愛媛県大洲市）	1	1
西予市立野村小学校（愛媛県西予市）	1	1
西予市立明間小学校（愛媛県西予市）	1	1
宇和島市吉田公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市立吉田小学校（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市白井谷集会所（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市大河内集会所（愛媛県宇和島市）	1	1
三好市山城支所川口会館（徳島県三好市）	1	0
天地川公園（広島県安芸郡坂町）	1	1

6 総務省

本郷生涯学習センター(広島県三原市)	2	2
合計	91	93

○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数		
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等
連島南中学校	0	1	0
陸上自衛隊その1	200	10	10→16
陸上自衛隊その2	60	0	6
陸上自衛隊その3	0	0	10
陸上自衛隊その4	91	0	0
陸上自衛隊その5	50	0	0
陸上自衛隊その6	4	5	0
陸上自衛隊その7	35	0	0
陸上自衛隊その8	0→60	20	0
陸上自衛隊その9	25	5	0
陸上自衛隊その10	10	0	1
陸上自衛隊その11	60	0	0
陸上自衛隊その12	30	0	0
陸上自衛隊その13	12	0	2
陸上自衛隊その14	0	0	10
矢掛町	1	0	0
名古屋第二赤十字病院	3	0	0
福田中学校	1	0	0
福田第二小学校	1	0	0
福田第五小学校	2	0	0
福山市	0	0	10
福岡市	0	0	2
福岡県	12	0	5
尾道市	18	0	0
備中県民局福祉振興課	7	0	0
日本赤十字社その1	3	0	0
日本赤十字社その2	3	0	0
二万小学校	0	1	0
奈良県	6	0	0
東峰村	0	1	0
東広島市	10	0	0
朝倉市	20	1	0
中四国農政局	0	0	40
大洲市	2	0	0
大崎上島町	0	5	0

6 総務省

大阪市	3	0	0
総社市福祉協議会	11	0	0
倉敷東小学校	0	1	0
倉敷地域災害保健復興連絡会	0	0	3
倉敷成人病院	0	2	0
倉敷市福祉協議会	15	0	0
倉敷市その1	70→73	2	65→66
倉敷市その2	20	0	0
倉敷市その3	16	0	0
倉敷市その4	32	0	0
倉敷市その5	0	0	20
倉敷市その6	15	1	20
前橋市	2	0	2
仙台市	10	0	4
西予市	17	6	1
清音福祉センター	0	1	0
清音公民館	0	1	0
真備陵南高校	2	0	0
真備町社会福祉法人その1	2	0	0
真備町社会福祉法人その2	0	2	0
真備総合運動公園	0	5	0
庄原市	2	0	0
鹿児島市	4	0	0
滋賀県	4	0	0
山口県社会福祉協議会	27	0	0
山口県	2	0	0
三好市	0	2	0
三原市	35	0	0
札幌市	5	2	5
坂町	8	0	0
国土交通省その1	20	0	15
国土交通省その2	28	0	0
国土交通省その3	11	0	0
国土交通省その4	20	0	0
国土交通省その5	16	0	5
国土交通省その6	20	0	0
国土交通省その7	45	0	5
香美市	0	2	0
航空自衛隊その1	10	0	0
航空自衛隊その2	60	0	0
江田島市	0	1	0

6 総務省

広島市社会福祉協議会	60	0	4→17
広島市その1	20	0	0
広島市その2	30	0	12→0
広島県	68	0	30
呉市	10	1	0
熊野町	3	0	0
熊本県	10	0	0
京都府	15	0	0
京都市	7	0	0
宮城県	15	0	10
宮崎県	3	0	3
久留米市	10	0	0
吉備路アリーナ	0	1	0
吉備時クリーンセンター	0	3	0
海田町	3	0	0
岡田小学校	0	1	0
岡山大学病院	2	1	0
岡山市社会福祉協議会	10	0	0
岡山市	10	0	0
岡山県福祉協議会	50	0	0
岡山県赤十字病院	2	0	0
岡山県その1	0	0	20
岡山県その2	0	0	10
岡山医師会	1	0	0
菌小学校	0	1	0
宇和島市	1	0	0
安芸市	0	1	0
愛媛県	38	2	26
愛知県	4	0	2
JR 西日本	37→24	0	13→0
(各避難所)	0	0	8
出雲駐屯地	5	0	0
合計	1,607→1,662	88	379→374

<KDDI>

○避難所支援

設置場所	設置台数	
	充電BOX	Wi-Fi
福木集会所（広島県広島市）	1	0
安芸区スポーツセンター（広島県広島市）	1	0
畑賀福祉センター（広島県広島市）	1	0

6 総務省

畑賀小学校（広島県広島市）	1	0
瀬野福祉センター（広島県広島市）	1	0
阿戸小・中学校（広島県広島市）	1	0
船越小学校（広島県広島市）	1	0
矢野南小学校（広島県広島市）	1	1
高南小学校（広島県広島市）	1	1
温品小学校（広島県広島市）	1	0
南区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
広島市南区社会福祉協議会（広島県広島市）	1	1
海田町災害ボランティアセンター（広島県安芸郡海田町）	1	1
海田公民館（広島県安芸郡海田町）	1	1
熊野町民体育館（広島県安芸郡熊野町）	3	3
熊野町民会館（広島県安芸郡熊野町）	1	1
くまの・みらい交流館（広島県安芸郡熊野町）	1	1
坂中学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦ふれあいセンター（広島県安芸郡坂町）	1	1
坂町・町民センター（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦小学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦集会所（広島県安芸郡坂町）	2	1
天応小学校（広島県呉市）	1	1
天応まちづくりセンター（広島県呉市）	1	1
くれ災害ボランティアセンター（広島県呉市）	1	1
呉市安浦市民センター（広島県呉市）	0	1
安浦まちづくりセンター（広島県呉市）	0	1
くれ災害ボランティアセンター（天応サテライト）（広島県呉市）	1	1
中通公民館（広島県竹原市）	1	1
小梨公民館（広島県竹原市）	1	1
人権センター（広島県竹原市）	2	2
黒瀬保険福祉センター（広島県東広島市）	1	1
河内保険福祉センター（広島県東広島市）	2	2
本郷船木ふれあいセンター（広島県三原市）	1	1
北方コミュニティセンター（広島県三原市）	2	2
本郷生涯学習センター（広島県三原市）	3	3
尾道市ボランティアセンター（広島県尾道市）	1	1
清音福祉会館（岡山県総社市）	1	1
西公民館（岡山県総社市）	1	1
総社市役所西庁舎（岡山県総社市）	1	1
藪小学校（岡山県倉敷市）	2	2
中州小学校（岡山県倉敷市）	1	1

6 総務省

岡田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
二万小学校（岡山県倉敷市）	3	3
第5福田小学校（岡山県倉敷市）	4	4
連島南中学校（岡山県倉敷市）	3	3
連島東小学校（岡山県倉敷市）	2	2
倉敷西小学校（岡山県倉敷市）	1	1
岩国市社会福祉協議会周東支部（山口県岩国市）	1	1
安芸市女性の家（高知県安芸市）	1	1
宝永町集会所（高知県安芸市）	1	1
港町1丁目集会所（高知県安芸市）	1	0
屋島西コミュニティーセンター（香川県高松市）	1	1
高浜小学校（愛媛県松山市）	1	1
大洲平公民館（愛媛県大洲市）	1	1
八多喜公民館（愛媛県大洲市）	1	0
肱川公民館（愛媛県大洲市）	1	0
望湖荘（愛媛県大洲市）	1	0
総合福祉センター（愛媛県大洲市）	1	1
災害ボランティアセンター（大洲市総合福祉センター） （愛媛県大洲市）	1	1
大川公民館（愛媛県大洲市）	1	0
鹿野川荘（愛媛県大洲市）	1	1
野村小学校（愛媛県西予市）	1	1
ボランティアセンター（西予市社会福祉協議会本所） （愛媛県西予市）	1	1
吉田公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
奥南公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
玉津公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
白浦コミュニティーセンター（愛媛県宇和島市）	1	1
ボランティアセンター（宇和島市総合福祉センター） （愛媛県宇和島市）	1	1
みかんの里宿泊・合宿施設マンダリン（愛媛県八幡浜市）	1	1
ピーポート甘木（福岡県朝倉市）	1	1
口田小学校（広島県広島市安佐北区）	0	1
江田島市ボランティアセンター（広島県江田島市）	1	1
倉敷市ボランティアセンター（岡山県倉敷市）	0	1
合計	87	77

6 総務省

○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数			
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等	充電器
陸上自衛隊	322	34	59	142
海上自衛隊	0	5	0	0
航空自衛隊	20	0	0	0
国土交通省	0	0	10	0
経済産業省	5	0	2	0
愛媛県	70→80	5	0	0
愛媛県宇和島市	25	0	0	0
愛媛県西予市	3	0	0	0
愛媛県大洲市	22	0	0	0
岡山県	10	0	0	0
岡山県倉敷市	15	0	0	210
宮城県	10	0	8	0
広島県	123	0	19	0
広島県広島市	24	0	0	0
広島県三原市	15	0	0	0
島根県	15	0	0	0
東京都	40	0	0	0
奈良県	4	0	0	0
北海道	10	0	0	0
合計	733→743	44	98	352

<ソフトバンク>

○避難所支援

設置場所	設置台数			
	マルチ 充電BOX	Wi-Fi	PHS	携帯 電話
安芸郡海田町 海田町福祉センター（広島県安芸郡海田町）	1	2	1	0
安芸郡海田町 海田公民館（広島県安芸郡海田町）	1	2	1	0
安芸郡海田町 ひまわりプラザ（広島県安芸郡海田町）	1	2	1	0
安芸郡坂町 Sunstar Hall（広島県安芸郡坂町）	1	2	2	0
倉敷市立岡田小学校（岡山県倉敷市）	1	2	2	0
倉敷市立藪小学校（岡山県倉敷市）	1	2	0	5
倉敷市立二万小学校（岡山県倉敷市）	1	2	0	3
倉敷市立連島南中学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
倉敷市 真備支所（岡山県倉敷市）	1	0	0	0
倉敷市 クリーンセンター（岡山県倉敷市）	0	0	1	0

6 総務省

倉敷市立第5福田小学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
倉敷市立第2福田小学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
総社市 昭和福祉センター（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 サンワーク総社（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 山手公民館（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 清音公民館（岡山県総社市）	1	2	2	0
岡山県（岡山県岡山市）	100	3	0	0
合計	112	31	22	8

○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数		
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等
陸上自衛隊	249	175	24
一般社団法人	6	0	4
名古屋市	10	10	0
日本赤十字社	10	0	0
広島県	100	0	315
茨城県	10	0	10
広島市	21	0	0
CANNUS	10	0	0
日本国際飢餓対策機構	2	0	0
宮城県	10	0	15
ITDART	10	0	26
三原市	20	0	0
広島県社会福祉協議会	10	0	0
合計	468	185	394

<移動無線センター>

○無線機器等貸出状況

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
広島県呉市	MCA 無線機	20	7月8日搬入
広島県坂町	MCA アンテナ	1	7月13日搬入
岡山県倉敷市	MCA アンテナ	10	7月14日搬入
広島県東広島市	MCA アンテナ	5	7月14日搬入

(3) 通信料金の減免

- ・NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズ、ケイ・オプティコム、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、中部テレコミュニケーションが、災害救助法適用地域内に居住する固定電話サービス等利用者に対し、避難により利用できない期間、基本料金等の減免を実施。

6 総務省

(4) 支払期限の延長

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する請求書払いを行う移動電話利用者を対象に、7月請求分の支払期限を1か月延長。
- ・NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズは、災害救助法適用地域内に居住する請求書払いを行う固定電話サービス等利用者を対象に、7月請求分の支払期限を1か月延長。

(5) 携帯各社のデータ通信容量制限解除等の措置

- ・携帯電話事業者各社が、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除や追加の通信容量の無償提供を開始。

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク
措置内容	契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除	①データ通信容量 10GB を無償で追加提供 ②上記①が始まるまでに行ったデータチャージ（容量追加）の料金免除	データ通信容量の追加料金免除
対象者	平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法が適用された地域に「契約者住所」または「請求書送付先住所」のいずれかがある利用者		
適用時期	7/13～7/31	①7/13～ ②7/5 以降のデータチャージ	7/13～8/31

2. 放送関係

(1) テレビ設置状況

<NHK>

県	市町村	設置場所	設置台数	設置日
広島県	ひろしましあまきく 広島市安芸区	矢野小学校	1台	7/12
		矢野南小学校	1台	7/12
		畑賀福祉センター	1台	7/13
		矢野西小学校	1台	7/20
	ひろしましひがしく 広島市東区	温品小学校	2台	7/12
	ひろしましみなみく 広島市南区	南区スポーツセンター	3台	7/14
	ひがしひろしまし 東広島市	造賀地域センター※2	1台	7/11
	くれし 呉市	天応小学校	1台	7/14
		中畑自治会館	1台	7/15
		畑老人集会所	1台	7/16
		旧小坪小学校	1台	7/16
	ふちゅうちよう 府中町	安芸府生涯学習センターくすのきプラザ	1台	7/14
	くまのちよう 熊野町	熊野町民体育館	2台	7/13
	かいたちよう 海田町	海田公民館	1台	7/13
えたしまし 江田島市	沖美市民センター	1台	7/14	
たけはらし 竹原市	竹原市民館	1台	7/15	
ふくやまし 福山市	山手コミュニティセンター	1台	7/15	

6 総務省

	みほらし 三原市	本郷船木ふれあいセンター	1台	7/16
		沼田西町民センター	1台	7/16
岡山県	くらしきし 倉敷市	岡田小学校	1台	7/12
		藪小学校	1台	7/12
		二万小学校	1台	7/12
		船穂小学校	1台	7/12
		連島南中学校	1台	7/13
		上成小学校	1台	7/13
		乙島小学校	1台	7/13
		吉備路クリーンセンター	1台	7/13
		倉敷東小学校	1台	7/14
		倉敷西小学校	1台	7/14
		連島南小学校	1台	7/14
		福田中学校	1台	7/14
		第五福田小学校	1台	7/14
		水島中学校	1台	7/14
	くらしき健康福祉プラザ	1台	7/15	
	そうじやし 総社市	サンワーク総社	1台	7/12
		清音公民館	1台	7/12
	おかやましひがしく 岡山市東区	上道公民館	1台	7/16
平島小学校		1台	7/16	
愛媛県	せいよし 西予市	野村小学校	2台	7/9
		野村中学校 ^{※2}	1台	7/9
		野村公民館 ^{※2}	1台	7/9
		明間小学校	1台	7/12
	おおぜし 大洲市	大洲小学校	1台	7/10
		菅田小学校	1台	7/10
		大川公民館	1台	7/10
	うわじまし 宇和島市	吉田小学校	1台	7/12
		玉津公民館	1台	7/12
		川之内集会所 ^{※2}	1台	7/12
		君ヶ浦集会所	1台	7/13
		白浦コミュニティセンター	1台	7/13
畦屋三つ尾集会所		1台	7/13	
吉田公民館	1台	7/15		
合計		52箇所	57台	

6 総務省

※1 NHKにおいて、総務省、経済産業省及びJ E I T Aと連携しテレビを設置。

※2 避難所の閉鎖等に伴いテレビを撤収済み。

(2) ポータブルラジオの提供

- ・放送事業者・メーカー等（中国放送、山陽放送、ニッポン放送、パナソニック、ソニー、東芝、J E I T A等）と連携し、岡山県、広島県、愛媛県にポータブルラジオを順次提供。

被災県	被災市町村	提供台数	備考
岡山県	総社市 そうじやし	70	7/12 提供済
		250	7/19 提供済
	倉敷市 くらしきし	180	7/13 提供済
		100	7/19 提供済
広島県	熊野町 くまのちょう	20	7/12 提供済
		100	7/24 提供済
	呉市 くれし	20	7/13 提供済
	坂町 さかちょう	90	7/14 提供済
		70	7/15 提供済
		100	7/22 提供済
	広島市 ひろしまし	23	7/23 提供済
	竹原市 たけはらし	6	7/23 提供済
	三原市 みはらし	19	7/23 提供済
	尾道市 おのみちし	14	7/23 提供済
	福山市 ふくやまし	7	7/23 提供済
	東広島市 ひがしひろしまし	15	7/23 提供済
	江田島市 えたじまし	1	7/23 提供済
	府中町 ふちゅうちょう	4	7/23 提供済
海田町 かいたちょう	5	7/23 提供済	
大崎上島町 おおさきかみじまちょう	6	7/23 提供済	
愛媛県	大洲市 おおずし	96	7/19 提供済
	西予市 せいよし	78	7/20 提供済
		20	7/23 提供済
	宇和島市 うわじまし	150	7/23 提供済
八幡浜市 やわたはまし	50	7/23 提供済	

(3) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に係る放送受信契約について、平成 30 年 7 月から 8 月までの 2 か月間の放送受信料を免除。

(4) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7 月分の視聴料を免除。

6 総務省

(5) スカパーJSAT(株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7月分の視聴料等を免除。

3. 郵政関係

＜日本郵政グループ＞

- 災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、貯金及び保険に関する非常取扱いを実施。
 - ・ 通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い（平成30年7月9日（月）から8月8日（水）まで）
 - ・ 保険料の払込猶予期間の延伸（最長6か月間）
 - ・ 保険金の非常即時払等の非常取扱い（平成30年7月9日（月）から8月8日（水）まで）
- ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、平成30年7月10日（火）から12月28日（金）まで義援金の無料送金サービスを実施。
- 郵便局の窓口において、平成30年7月11日（水）から、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- 郵便局及びかんぽ生命保険各支店において、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、平成30年7月13日（金）から、保険に関する特別取扱いを実施。
 - ・ 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免（貸付期間中0%、貸付期間後0.5%）
 - ・ 入院保険金の特別取扱い（被災地等の事情により入院できなかった人に対して、本来入院が必要であった期間についても入院保険金を支払う等）
- 広島通信病院の職員2名を災害支援ナースとして広島県看護協会に登録。そのうち1名を7月15日から18日まで派遣。

- 次の地域において、車両型郵便局を派遣。
 - ・ 7月20日（金）から、菅田局（愛媛県大洲市）において1台が営業。
 - ・ 箭田局（岡山県倉敷市）において1台が営業予定。（開始日調整中）
- 22の郵便局において、順次避難所への配達を実施。（15局で開始。7局が準備中）
- 日本郵政グループ4社において、義援金として総額3千万円の寄附を決定。

4. その他の支援

＜地方公務員共済組合宿泊施設（31施設）への被災者受入れの状況＞

- ・ 宿泊無料（食費実費負担）で受入れ実施中
- ・ 7月23日現在の利用状況
サン・ピーチOKAYAMA（^{おかやまし}岡山市）：4名

＜行政書士による行政窓口等の支援＞

- ・ 7月18日（水）、被災した11府県に対し、各府県の行政書士会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災地方公共団体に周知し、積極的な活用を図ることを依頼
- ・ 7月18日（水）、日本行政書士会連合会に対して、被災地方公共団体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力を依頼

大臣官房総務課（調整） 電話 03-5253-5090 FAX 03-5253-5093
--

平成30年7月豪雨による文部科学省関係の被害情報について

【文教施設関係における被害】

○人的被害（7月23日14:00時点）

- ・現在のところ、児童生徒の学校管理下における被害情報なし。
このほか、教育委員会から報告があった被害情報は以下のとおり。

- 広島県：公立小学校の児童1名が負傷。
公立小学校の児童3名が死亡。
公立小学校の教職員1名が避難中に転倒し、軽傷。
公立中学校の生徒2名が死亡。
公立高等学校の生徒1名が死亡。
- 愛媛県：公立小学校の児童3名が自宅で被災し、搬送された病院で死亡確認。
公立高等学校の生徒3名が被災し、軽傷。
公立高等学校の教職員1名が自宅の倒壊により、軽傷。
- 福岡県：公立中学校の教職員1名が通勤途中に道路の崩落に巻き込まれ、軽傷。

○物的被害（7月23日14:00時点）

- ・床上浸水、校内斜面における土砂崩れ等、992件の被害報告あり。

○休校状況（7月23日時点の状況）

- ・2校が臨時休校（広島県の私立大学1校、愛媛県の国立高等専門学校1校）※30日に再開予定

【文部科学省の対応】

（省内の体制整備、職員の派遣等）

- 文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置
- 文部科学省豪雨被災者生活支援対策チームを設置
- 政府調査団（岡山県及び広島県）に文部科学省職員を派遣
- 被災地の被害状況や課題等の情報を収集するため、文部科学省職員を随時、岡山県、広島県及び愛媛県へ派遣
- 被災した学校施設の早期復旧を支援するため、岡山県、広島県及び愛媛県にて現地説明会を開催
- 林大臣が岡山県を訪問し、被災した学校の視察や被災自治体との意見交換などを実施。

（教育委員会等への対応）

- 児童生徒等の安全確保、文教施設の被害状況の把握、2次被害防止を要請及び災害復旧の事前着工手続き等を連絡
- 災害により滅失・毀損した教科書の給与を速やかに行えるよう教科書供給協会及び教科書協会に依頼。
- 被災地域の児童生徒等の就学機会の確保及び被災学生の経済的支援等に係る通知を发出
- 被災した学校を再開する際の安全確保等への留意を求める通知を发出
- 被災地へのスクールカウンセラーの派遣等について協力を求める旨、全国の教育委員会へ連絡。

（今後の対応）

- 引き続き、教育委員会等と連携を密にしつつ、被害状況の収集に努めるとともに、被災した学校施設の復旧をはじめ、教育環境の速やかな復旧・復興に向け必要な支援に取り組む。

平成30年7月豪雨による被害状況等について
(第38報)

1 厚生労働省における対応

- 7/2 13:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 7/7 12:00 第1回省内課長級会議開催
- 7/8 8:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 7/8 14:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/9 14:00 第2回省内課長級会議開催
- 7/9 17:30 中国四国厚生局内に「厚生労働省現地対策本部」を設置
- 7/10 16:45 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/10 17:00 厚生労働省被災者生活支援チーム設置
- 7/12 18:30 第3回省内課長級会議開催
- 7/13 14:00 第4回省内課長級会議開催
- 7/14 13:00 第5回省内課長級会議開催
- 7/15 11:00 第6回省内課長級会議開催
- 7/16 13:00 第7回省内課長級会議開催
- 7/17 11:30 第8回省内課長級会議開催
- 7/19 19:30 第9回省内課長級会議開催
- 7/22 11:00 第10回省内課長級会議開催

○ 加藤厚生労働大臣の現地視察

7月12日、広島県三原市を訪問し、本郷取水場等を視察。

7月14日、愛媛県大洲市を訪問し、介護老人保健施設等を視察。

○ 職員の現地等への派遣状況（7/24 10:00現在）

現在、22名が活動中。

【広島県：7名、岡山県：9名、愛媛県：6名】

累計で71名。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

7月6日 高知県 7:17 EMIS 警戒モードに切り替え。

→ 7月24日 EMIS 通常モードに切り替え。
 愛媛県 12:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 7月7日 11:54 EMIS 災害モードに切り替え。
 山口県 13:42 EMIS 警戒モードに切り替え。
 広島県 14:05 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 19:51 EMIS 災害モードへ切り替え。
 徳島県 14:51 EMIS 警戒モードに切り替え。
 滋賀県 15:09 EMIS 警戒モードに切り替え。
 岡山県 15:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 7月7日 12:02 EMIS 災害モードに切り替え。
 鳥取県 16:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
 香川県 17:10 EMIS 警戒モードに切り替え。
 兵庫県 22:50 EMIS 警戒モードに切り替え。
 7月7日 島根県 0:57 EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

都道府県	市町村	被害のある医療機関数	現在も支援が必要な医療機関数	備考
広島県	呉市	22	0	
	尾道市	23	0	
	三原市	12	1	断水
	江田島市	6	0	
	海田町	1	0	
岡山県	倉敷市真備町	1	0	
	岡山市	1	0	
	高梁市	1	0	
愛媛県	西予市	3	0	
	大洲市	10	0	
	宇和島市	7	7	断水
長崎県	県内	5	0	
京都府	亀岡市	1	0	
	福知山市	1	0	
福岡県	北九州市	1	0	
合計		95	8	

その他、現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DMAT の状況

7月14日をもって活動終了。

(4) 救護班の状況

医療チーム	活動中のチーム数			計
	広島県	岡山県	愛媛県	
日本医師会 (JMAT)	<u>2</u>	<u>7</u>	0	<u>9</u>
日本赤十字社	<u>4</u>	3	0	<u>7</u>

(5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係

現時点では、通行止めの影響による輸送遅延を除き、医薬品・医療機器の安定供給等に係る被害情報無し。

(6) 衛生用品等の支援状況

- 7月15日(日)に岡山県から政府の非常災害対策本部を通じて、倉敷市真備町の真備総合公園体育館に生理用品1万セットを供給するよう要請があった。(一社)日本衛生材料工業連合会(日衛連)に対応を依頼。到着済み(16日(月)午後)。
- 7月16日(月)広島県から政府の非常災害対策本部を通じて、東広島市東広島運動公園に生理用品200セットを供給するよう要請があった。日衛連に対応を依頼。到着済み(18日(水)午前)。
- 7月16日(月)岡山県倉敷市から、①弾力包帯5,428個、②日焼け止め5,000個、③弾性ストッキング5,000個を供給するよう要請があった(18日(水)送付先決定。弾力包帯、弾性ストッキングは倉敷市保健所、日焼け止めは真備総合公園体育館)。日衛連(①)、一般用医薬品連合会(②)、竹中医療器(株)(③)に対応を依頼(①については、20日(金)到着済、②については、21日(土)到着済、③については、18日(水)午後に到着済。)

(7) 病院の患者用給食の提供について

業界団体に確認したところ、現時点では、安定供給等にかかる支援を必要とする会員企業はない。また、業界団体へは患者用給食の提供ができない病院があれば、支援するよう要請している。

(8) 歯科保健関係の支援活動の現状について

- 岡山県
 - ・7/18より県歯科医師会チームが順次活動開始(各避難所を担当制とし、21チーム、21か所の避難所で活動予定)。活動としては、歯科相談・健診の実施、質問票の配布による歯科医療ニーズの把握、口腔ケア等の啓発

資料の配布を予定。

- ・ 7/18、19 倉敷市で保健所の歯科衛生士、県歯科衛生士会の歯科衛生士が避難所を訪問(1日2~3カ所、1施設40分程度)し、歯科保健指導を実施予定。
- ・ 現段階では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

○ 広島県

- ・ 7/10に広島県災害時公衆衛生チームとして口腔ケアチームを設置。
- ・ 7/12に県の口腔ケアチーム(県歯科医師会、県歯科衛生士会に派遣依頼)を現地避難所へ派遣し、口腔ケア、アセスメント等実施。
- ・ 7/20時点では、延べ6カ所の避難所で活動。口腔ケア、アセスメント、デンタルリンスや歯ブラシ等の配布を実施。
- ・ 7/19に広島市(矢野地区)、呉市(川尻地区)より歯科関係物資提供の要望あり、県歯科医師会より提供済み。
- ・ 現段階では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

○ 愛媛県

- ・ 7/18時点では口腔ケアチームの設置なし。避難所や在宅を訪問する保健師が、健康調査に併せて歯科保健関係の資料を配付及び周知している。
- ・ 現段階では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

(9) 看護関係の支援活動の現状について

○ 岡山県

- ・ 7/15より倉敷市の避難所(2カ所)へ各2名、総社市の避難所(1カ所)へ2名、日本看護協会が災害支援ナースを派遣。7/18より倉敷市の避難所(1カ所)に追加で2名派遣(倉敷市計3カ所、総社市1カ所)。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況(7/24 10:00現在)

- ① 全都道府県に、水道の被害状況について積極的に情報収集するよう要請。また、日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう依頼。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整中。
- ② 岡山県1市で540戸(1事業体)、広島県5市で7,837戸(7事業体)、愛媛県1市で4,864戸(2事業体)の計13,241戸(9事業体)が断水中。
(7/23 12:00報告比±0戸)

(2) 全体の対応状況

- ① 応急給水については、岡山県、広島県、愛媛県の3県8水道事業者に対し、中国・四国の水道事業者に加え、関西、九州等の水道事業者の支援（給水車合計52台、100名以上）の他、自衛隊、海上保安庁等による支援を得て実施中。
- ② 広島県、岡山県、愛媛県等の被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整中。
- ③ （公社）日本水道協会を通じた災害復旧支援や、自治体間の応援協定等に基づく支援として、19水道事業者が技術職員を被災地に派遣し、早期復旧に向け、被害状況調査、漏水調査業務、通水作業、復旧計画策定支援等を実施している。

(3) 広域的な断水が生じている水道施設の復旧状況

① 土砂災害による被害を受けた施設

堆積した土砂・破損設備等の撤去を実施した上で、復旧を進めている。

- ・ 広島県呉市、江田島市の断水の原因となっている広島県企業局の導水トンネルにおいて、通常開放されている開閉ゲートが土石流で損傷し、トンネル内に落ちて閉鎖していたと判明。このため、ゲートの引き上げ作業を実施、浄水場への送水を開始。順次各家庭への給水を再開しており、7/23までに呉市では74,300戸、江田島市では10,264戸において給水を再開。

呉市においては、現在断水中の3,550戸うち、土砂崩れによりポンプ場が損壊した3,200戸（川尻地区）については、現地でのポンプ場の復旧は困難な状況にあるため、近辺に仮設のポンプ場を設置して復旧する方針であり、必要な設備の設計・調整に時間を要しており、給水再開に一か月程度の期間を要する見込みであり、現在短縮に向けて調整中。残り350戸については漏水調査等を実施し、順次給水再開の見込み。

江田島市においては、現在断水中の870戸のうち、31戸については、広島県企業局の送水再開により順次給水再開中。残り839戸については、道路復旧に合わせて損壊した水道管の補修を実施中であり、順次給水再開の見込み。

- ・ 愛媛県宇和島市において断水の原因となっている南予水道企業団吉田浄水場については、土砂崩れのため、浄水場が損壊。このため、2か所に仮設浄水場を整備することにより対応することとし、用地確保、水利権の調整、整地が完了し、浄水設備の据付け、配管工事を実施中。南予水道企業団からの受水地域への宇和島市自己水源の融通等により、6,568戸のうち1,704戸について7/20までに給水を再開。

② 冠水した取水施設及び浄水場、その他

冠水した施設の排水、施設の清掃、設備の点検・整備作業等を実施した上で、順次各家庭への給水を再開している。

- ・ 広島県三原市、尾道市等において断水の主な原因となっている広島県企業局本郷取水場については、排水作業が完了後、施設の被害状況を確認の上、点検、清掃、修理を行い、送水を再開。

尾道市では、広島県企業局から尾道市への送水再開、市の水源の融通等により、7/23までに全ての地域について断水が解消。

三原市では、広島県企業局からの送水再開、西野浄水場の稼働再開等により7/23までに36,286戸において給水を再開。現在断水中の2,570戸のうち、2,520戸（本郷地区）については、冠水した水源地の浄水方法や配水ルート変更等の復旧作業中。残り50戸については、道路の復旧に合わせ、復旧作業を実施中。

- ・ 岡山県倉敷市の8,900戸の断水の原因となっていた真備浄水場については、施設の状況を確認し、復旧作業に着手。真備地区には岡山県広域水道企業団から倉敷市への送水が可能であるため、その水を利用して8,900戸に対して9時～17時まで生活用水（飲用不可）としての給水を再開し、7/16に真備地区の小田川から南の区域1,300戸において、7/24に真備地区の全域8,900戸において飲用水としての給水を再開。
- ・ 岡山県高梁市では、水源池の冠水により故障したポンプの交換等の復旧作業を実施し、全ての地域について断水が解消。
- ・ 愛媛県大洲市では、冠水した水源池（10か所）の復旧作業を完了し、全ての地域について給水を再開。

断水被害の状況

県・市町村名	断水戸数（戸）※1		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【岡山県】 にいみし 新見市	644	540	7/6～	・ 浄水場が冠水、水道管が破損
【広島県】 ひろしまし 広島市 (さかちょう 坂町含む)	13,300	470	7/7～	・ 水道管が破損
くれし 呉市	77,850	3,550	7/7～	・ 広島県企業局※1の送水が停止、水道管が破損
えたしまし 江田島市	11,134	870	7/7～	・ 広島県企業局※2の送水が停止、水道管が破損

たけはらし 竹原市	1,622	377	7/8～	・ 水道原水（地下水）の濁度上昇、水道管が破損
みはらし 三原市	38,856	2,570	7/7～	・ 施設被害、水道管が破損 ・ 広島県企業局 ^{*2} の送水が停止
【愛媛県】 うわじまし 宇和島市	6,568	4,864	7/7～	・ 南予水道企業団 ^{*3} 吉田浄水場からの送水が停止、水道管が破損
給水再開				
【北海道】 らんこしちよう 蘭越町	158	0	7/5～6	・ 水道原水（湧水）の濁度が上昇
【長野県】 おおしかむら 大鹿村	10	0	7/7～8	・ 取水口の土砂堆積
【岐阜県】 たかやまし 高山市	397	0	7/6～8	・ 水道原水（表流水）の濁度が上昇
ひだし 飛騨市	10	0	7/9	・ 水道管が破損
せきし 関市	277	0	7/8～12	・ 土砂崩れにより配水池が埋没、水道管が破損
げろし 下呂市	12	0	7/8～13	・ 水道管が破損
【京都府】 まいづるし 舞鶴市	900	0	7/7～9	・ 水道原水（地下水）の濁度が上昇
あやべし 綾部市	85	0	7/7～9	・ 水道管が破損
なんたんし 南丹市	390	0	7/7～11	・ 取水口の土砂堆積
ふくちやまし 福知山市	17	0	7/6～11	・ 水道管が破損
みやづし 宮津市	91	0	7/7～13	・ 水道管が破損
きょうたんばちよう 京丹波町	97	0	7/9～10	・ 水道管が破損
【大阪府】 のせちよう 能勢町	253	0	7/5～10	・ 水道管が破損
とよのちよう 豊能町	3	0	7/6～9	・ 水道管が破損
【兵庫県】 こうべし 神戸市	43	0	7/7～8	・ 水道管が破損
やぶし 養父市	1	0	7/7～8	・ 水道管が破損
たんばし 丹波市	2	0	7/7～8	・ 水道管が破損
あわじし 淡路市	29	0	7/6～8	・ 水道管が破損
さんだし 三田市	4	0	7/7～8	・ 水道管が破損
しろうし 宍粟市	58	0	7/7～13	・ 水道管が破損

【奈良県】 いこまし 生駒市	11	0	7/6	・ 水道管が破損
【鳥取県】 ちづちよう 智頭町	231	0	7/8～10	・ 水道原水（地下水）の濁度が上昇
わかさちよう 若桜町	78	0	7/7～11	・ 水道管が破損
ひのちよう 日野町	571	0	7/7～8	・ 水道原水（伏流水）の濁度が上昇
【島根県】 かわもとまち 川本町	1,099	0	7/7～8	・ いんばら 因原浄水場及び川本浄水場が機能停止
ごうつし 江津市	300	0	7/8～13	・ 浄水場が冠水
【岡山県】 かがみのちよう 鏡野町	21	0	7/5～7	・ 水道管が破損
いばらし 井原市	137	0	7/6～10	・ 水道管が破損
やかげちよう 矢掛町	3,416	0	7/7～11	・ 浄水場が冠水
みさきまち 美咲町	10	0	7/7～11	・ 水道管が破損
くらしきし 倉敷市	8,900	0	7/7～14	・ 水道管が破損、浄水場が冠水
たかはしし 高梁市	7,071	0	7/7～16	・ 水源及び浄水場が冠水
【広島県】 ふくやまし 福山市	171	0	7/7～14	・ 配水池停電、水道管が破損 ・ 広島県企業局※ ² の送水が停止
あきたかたし 安芸高田市	1,321	0	7/7～10	・ 水道管が破損
みよしし 三次市	660	0	7/7～12	・ 水道管が破損
かいたちよう 海田町	6	0	7/7～11	・ 水道管が破損
おおさきかみじまちよう 大崎上島町	30	0	7/8～11	・ 停電に伴う送水ポンプ停止
じんせきこうげんちよう 神石高原町	14	0	7/8～11	・ 水道管が破損
くまのちよう 熊野町	887	0	7/8～10	・ 給水管流出 ・ 応急給水実施中※ ⁵
ひがしひろしまし 東広島市	1,062	0	7/7～	・ 施設被害等 ・ 応急給水実施中
おのみちし 尾道市	58,647	0	7/7～22	・ 施設被害、水道管が破損 ・ 広島県企業局※ ² の送水が停止 ・ 応急給水実施中（関西の8水道事業者（給水車8台）、自衛隊及び民間企業）
【山口県】 ひかりし 光市	13	0	7/7	・ 水道管が破損

しゅうなんし 周南市	9	0	7/6~7	・ 水道管が破損
いわくにし 岩国市	181	0	7/7~11	・ 水道管が破損
すおうおおしまちょう 周防大島町	40	0	7/7~14	・ 水道管が破損 ・
【徳島県】 みよしし 三好市	513	0	7/7~15	・ 水道管が破損
【香川県】 みとよし 三豊市	30	0	7/6	・ 水道管が破損
まんのう ちょう 町	18	0	7/7~8	・ 水道管が破損
【愛媛県】 やわたはまし 八幡浜市	371	0	7/7~8	・ 水道管が破損
いまぼりし 今治市	336	0	7/7~13	・ 水道管が破損、停電によりポンプ停止
おおずし 大洲市	10,096	0	7/7~19	・ 水源池が冠水
まつのちょう 松野町	74	0	7/7~8	・ 水道管が破損
あいなんちょう 愛南町	20	0	7/9	・ 水道管が破損
いかたちょう 伊方町	271	0	7/7~11	・ 水道管が破損
うちこちょう 内子町	17	0	7/7~13	・ 水道管が破損
かみじまちょう 上島町	3,338	0	7/7~17	・ 広島県企業局 ^{※2} の送水が停止
きほくちょう 鬼北町	260	0	7/7~19	・ 水道管が破損 ・ 応急給水実施中 ^{※5}
せいよし 西予市	2,685	0	7/7~20	・ 水道管が破損、浄水場が冠水
松山市	290	0	7/6~19	・ 水道管が破損、水道原水（地下水）の濁度が上昇、
【高知県】 しまんとし 四万十市	74	0	7/3~4 7/9	・ 取水口の土砂堆積 ・ 水道管が破損
こうなんし 香南市	356	0	7/6	・ 水道管が破損
すくもし 宿毛市	9	0	7/9	
かみし 香美市	499	0	7/5~10	・ 水道原水（表流水）の濁度上昇、水道管が破損
おおつきちょう 大月町	413	0	7/9~13	
【福岡県】 いづかし 飯塚市	2	0	7/6	・ 水道管が破損
きたきゅうしゅうし 北九州市	1,640	0	7/6~7	・ 水道管（水管橋）が破損

【長崎県】 ごとうし 五島市	3,306	0	7/3~4	・ 停電に伴う送水ポンプ停止等
さいかいし 西海市	925	0	7/3~4	・ 停電に伴う送水ポンプ停止
させぼし 佐世保市	7	0	7/3~4	・ 倒木による配水管破損
合計	263,247	13,241		

※1 家屋等損壊地域^(注)にある273戸（広島県熊野町113戸、呉市150戸、愛媛県松山市 10戸）を除く。

(注) 家屋等損壊地域は、豪雨による土砂崩れ等により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市から報告のあったものであるため、復旧見込みの対象に含めない。

※2 広島県企業局（広島県内10市5町及び愛媛県内1町に水道用水を供給）

- ・ 宮原浄水場への導水トンネルが閉塞。
- ・ 本郷取水場が水没し機能停止。

※3 南予水道企業団（愛媛県内3市1町に水道用水を供給）

- ・ 吉田浄水場が土砂崩れで埋没。
- ・ 三崎浄水場への導水管の崩落は、仮設復旧が完了。

応急給水・技術支援の状況

水道事業体	現在実施中の応急給水	技術支援の状況
【岡山県】 にいみし 新見市	中国・県内の4水道事業者（給水車4台）及び自衛隊	—
くらしきし 倉敷市	・ 県内の4水道事業者（給水車6台）、自衛隊及び民間企業 ^{※1}	・ 県内の7水道事業者の職員12名が漏水調査等を実施
【広島県】 ひろしまし 広島市 (さかちよう 坂町含む)	・ 自衛隊	—
くれし 呉市	・ 関東・九州・中国・県内の11水道事業者（給水車13台）及び自衛隊	・ 中国・四国の5水道事業者、最大24名が通水作業、漏水調査等を実施中
えたじまし 江田島市	・ 九州・県内の3水道事業者（給水車6台）	—
たけはらし 竹原市	・ 中国・県内の4水道事業者（給水車4台）	・ 出雲市の職員4名が被害状況調査を実施、現場到達困難な区域を除き調査完了 ・ 中国の2水道事業者の職員6名が通水作業を実施

		中
みはらし 三原市	・ 関西・九州・中国・県内の <u>5</u> 水道事業者（給水車8台）、自衛隊及び海上保安庁	・ 四国・県内の2水道事業者の職員8名が被害状況、漏水調査等を、広島県が復旧計画支援を実施中
くまのちよう 熊野町	※2	—
【愛媛県】 うわじまし 宇和島市	・ 九州・県内の <u>8</u> 事業者（給水車 <u>11</u> 台）及び自衛隊	・ 仙台市、松山市の職員 <u>4</u> 名が漏水調査等を実施中
南予水道企業団	—	・ 横浜市の職員3名が仮設浄水場復旧計画等の支援を実施中
きほくちよう 鬼北町	※2	—

※1 岡山県倉敷市では、9時～17時まで生活用水（飲用不可）として給水中の区域については、併せて応急給水も実施中。

※2 広島県熊野町では避難所において、愛媛県鬼北町では生活用水として給水中の区域について、応急給水を実施中。

（参考）

「給水」浄水場から各家庭へ飲用水又は生活用水を供給すること。

「送水」水源池から浄水場又は浄水場から配水池へ水を供給すること。

（4）火葬場の被害状況（7/12 11:00現在）

- ・ 広島県：いくつかの火葬場で小規模の被害あり（壁が壊れた、電柱が倒れてきた等）だが、市町村単位で火葬は対応できている状況であり、火葬能力に支障はなし。
- ・ 愛媛県：愛媛県宇和島市の吉田斎場において、床下浸水、断水、土砂大量流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能なため、市全体の火葬能力に支障はない。その他の市町村については被害報告なし。
- ・ 岡山県：岡山県高梁市の高梁市斎場において床上浸水の被害あり。近隣の市町村の火葬場で対応可能。また、津山市の津山市加茂町斎場において土砂流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能。県全体の火葬能力に支障はない。
- ・ 高知県、鳥取県、京都府、兵庫県、岐阜県：特段被害報告なし。

（5）食中毒予防対策

- ① 平成30年7月9日付け通知等で、避難所を設置している自治体に対

し、食中毒対策について以下の事項を要請した。

- ・ 避難所での食中毒発生予防のため、継続的な啓発の実施すること。
その際には厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイルも活用すること。

※ 食中毒の発生（疑いを含む）の初期段階から厚生労働省に情報共有すること。（避難所での食中毒発生時の適切な対応のため、厚生労働省として必要な対応を行う。）

- ② 公益社団法人日本食品衛生協会が、7月9日以降、公益社団法人日本食品衛生協会が、7月9日以降、各地の支所等からの要請に基づき、希望する食品衛生関係用品（消毒用アルコール、使い捨て手袋、マスク等）を順次提供。

県・市町村名	消毒関係用品（個数）	手袋、マスク等（個数）
【岐阜県】 美濃市	94	2,044
下呂市	58	54
【京都府】 福知山市	374	70
舞鶴市	148	20
【広島県】 広島市	1,230	348
東広島市	93	30
竹原市	118	10,030
三原市	434	13,930
江田島市	100	4,800
尾道市	236	7,232
福山市	185	2,440
三次市	160	6,060
庄原市	20	—
呉市	304	33

【島根県】 浜田市	1 3 8	1 2 8
川本町	5 4	4 4
江津町	<u>4 4 4</u>	<u>3 5 0</u>
【岡山県】 倉敷市	5 4 0	1 3, 1 5 2
高梁市	1 3 8	4, 0 4 0
新見市	1 1 6	7 8
【愛媛県】 今治市	3 3 2	—
八幡浜市	1, 3 8 5	5 2 2
宇和島市	1 2 0	—

7月17日に甚大な被害のあった岡山県、広島県に協会担当者が入り、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを実施した。また、広島県、広島市については自治体との打合せを行った。7月20日に協会担当者が愛媛県入りし、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを行った。

(6) 日本政策金融公庫への協力要請

日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、平成30年7月6日付け及び7月16日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

(7) 関係団体への協力要請

(ア) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、平成30年7月9日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を行うことを文書で要請。

(イ) 上記に基づく宿泊支援については、岡山市（2軒7名）、倉敷市（8軒111名）及び美作市（1軒3名）で実施。また、入浴支援については、広島市（14軒）、呉市（3軒）、福山市（2軒）、尾道市（2軒）、宇和島市（3軒）、岡山市（6軒）及び倉敷市（3軒）で実施。（7月23日18:00現在）

4 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、自治体が発令する警戒情報に留意するとともに、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、躊躇なく避難するよう、注意喚起を依頼（7/6）。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

高齢者関係施設については、252施設で雨漏りや床上浸水等の被害があり、このうち30施設で利用者が他の介護施設等、病院、自宅、避難所に避難中。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
岐阜県	介護老人保健施設等	2	1	28	病院16人 自宅12人
滋賀県	特別養護老人ホーム等	2	0	0	0
京都府	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
大阪府	特別養護老人ホーム等	4	0	0	0
兵庫県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
岡山県	特別養護老人ホーム等	69	12	316	他の社会福祉施設193人 病院90人 自宅等33人
島根県	認知症高齢者グループホーム	1	1	8	他の社会福祉施設2人 病院6人
広島県	特別養護老人ホーム等	62	9	86	他の社会福祉施設80人 病院6人
愛媛県	特別養護老人ホーム等	38	4	71	他の社会福祉施設64人 自宅7人
山口県	特別養護老人ホーム	1	1	99	他の社会福祉施設99人
福岡県	有料老人ホーム等	41	2	36	他の社会福祉施設31人 病院4人 自宅1人

長崎県	軽費老人ホーム等	2	0	0	0
沖縄県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
計	—	252	<u>30</u>	<u>644</u>	—

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

障害児・者関係施設については、63施設で床上浸水等の被害があり、このうち2施設で利用者が避難中。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
京都府	生活介護等	2	0	0	0
大阪府	放課後等デイサービス	1	0	0	0
兵庫県	生活介護	1	0	0	0
岡山県	障害者支援施設等	14	1	16	病院16人
広島県	障害者支援施設等	29	<u>1</u>	<u>24</u>	<u>他の社会福祉施設24人</u>
愛媛県	障害者支援施設等	10	0	0	0
福岡県	障害者支援施設等	4	0	0	0
佐賀県	生活介護	1	0	0	0
沖縄県	共同生活援助	1	0	0	0
計	—	63	<u>2</u>	<u>40</u>	—

(3) 児童関係施設等の被害状況

児童関係施設については、102施設で雨漏りや床上浸水等の被害あった。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	現在閉鎖中の施設数
京都府	児童厚生施設等	3	2
大阪府	保育所等	11	0

岡山県	保育所等	30	13
広島県	保育所等	28	14
山口県	保育所等	1	1
愛媛県	保育所等	12	8
福岡県	放課後児童クラブ等	13	2
長崎県	放課後児童クラブ等	2	0
沖縄県	児童養護施設等	2	0
計	—	102	40

(4) その他

- ① 7月7日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を要請。

また、7月9日、以下の関係団体に対し、上記についての協力を要請。いずれも、状況に応じて適宜対応するとの回答があり、連携して対応中。

	団体数	団体名
高齢者関係	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本認知症グループホーム協会 ・ 全国グループホーム団体連合会 ・ 全国老人福祉施設協議会 ・ 高齢者住まい事業者団体連合会 ・ 全国軽費老人ホーム協議会 ・ 日本介護支援専門員協会 ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・ 日本在宅介護協会 ・ 全国農業協同組合中央会 ・ 日本生活協同組合連合会 ・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 ・ 市民福祉団体全国協議会 ・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 ・ 24時間在宅ケア研究会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国老人保健施設協会
子ども関係	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本保育協会 ・ 全国私立保育園連盟 ・ 全国保育協議会 ・ 全国保育士会 ・ 全国児童養護施設協議会 ・ 全国乳児福祉協議会 ・ 全国児童自立支援施設協議会 ・ 全国児童心理治療施設協議会 ・ 全国自立援助ホーム協議会 ・ 全国母子生活支援施設協議会 ・ 日本ファミリーホーム協議会 ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会 ・ 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 ・ 子育てひろば全国連絡協議会 ・ 全国学童保育連絡協議会 ・ 児童健全育成推進財団
障害児・者関係	32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本知的障害者福祉協会 ・ 全国身体障害者施設協議会 ・ 全国社会就労センター協議会 ・ きょうされん ・ 日本セルフセンター ・ 全国就業支援ネットワーク ・ 全国就労移行支援事業所連絡協議会 ・ 就労継続支援A型事業所全国協議会 ・ 日本相談支援専門員協会 ・ 全国精神障害者地域生活支援協議会 ・ 全国地域生活支援ネットワーク ・ 全国地域で暮らそうネットワーク ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 ・ 全国手をつなぐ育成会連合会 ・ 障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 ・ 日本肢体不自由児協会 ・ 全国重症心身障害児（者）を守る会 ・ 日本重症心身障害福祉協会 ・ 全国肢体不自由児者施設運営協議会 ・ 全国盲ろう難聴児施設協議会 ・ 全国児童発達支援協議会 ・ 全国発達支援通園事業連絡協議会 ・ 全国肢体不自由児者父母の会連合会 ・ 全国重症心身障害日中活動支援協議会 ・ 日本筋ジストロフィー協会 ・ 日本ダウン症協会 ・ 日本自閉症協会 ・ 発達障害者支援センター全国連絡協議会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本発達支援ネットワーク ・ 全国視覚障害者情報提供施設協会 ・ 全国聴覚障害者情報提供施設協会 ・ 日本盲人社会福祉施設協議会
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国社会福祉法人経営者協議会 ・ 日本介護福祉士会 ・ 日本社会福祉士会
計	66	

- ② 7月12日付け、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、社会福祉施設等の災害復旧事業について、災害復旧費の協議書類を提出前でも、復旧工事等の着工が可能である旨を周知し、施設の早期復旧について要請。
- ③ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、旅費等が災害救助費から支弁される場合がある旨を周知。
- ④ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、災害派遣福祉チームの活動内容や必要性等について、管内市町村等に対し周知を図るよう依頼するとともに、関係団体との積極的な連携を図ること等により、避難者に対する支援体制を確保し受援体制を整備することを要請。（岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成される DWAT が7月10日から支援活動を展開している。岩手県、京都府、静岡県もチームを派遣し、岡山県 DWAT と連携しながら現地で支援活動を展開。）

5 心のケア・精神科病院関係

各都道府県・指定都市に対し、大雨の影響による精神科病院の被害状況及び DPAT 活動状況に関する情報の収集に努めるとともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼（7/6）。

(1) 精神科病院等の被害状況

(広島県)

- ・ 広島市の1病院で床上浸水、患者を別棟に移動、診療可能。1病院が河川氾濫で周辺道路が浸水、7日に念のため4名、9日に2名、12日に3名の患者を広島県 DPAT が別の病院へ搬送協力、給水等の支援を受けたが解消。病院被害なし。
- ・ 呉市の3病院で食料・水の不足だったが、県から救援物資等を受けた。3病院とも食糧不足・断水が解消。

(岡山県)

- ・ 岡山県高梁市の1病院で断水、応急給水で対応、9日以降に食糧不足の懸念があったが、食糧不足・断水が解消。

(2) DPAT の状況

- ・精神科医師、看護師、臨床心理士等精神医療の専門家により構成されるチームで被災地にて公衆衛生チームと連携し、被災者の精神医療、メンタル医療等の支援を実施。
- ・基本的には、被災病院への診療支援、他の病院への患者の搬送協力、避難所における精神医療ニーズの情報収集や診療等を実施。
- ・23日は DPAT（岡山県は心のケアチーム）が、3県で4隊活動、24日は2県で4隊活動予定。

岡山県	<ul style="list-style-type: none">・岡山県 DPAT 調整本部は13日で終了・13日で DPAT 活動は終了。14日から、医療から保健活動に重点を移したところのケアチームが活動、<u>23日</u>は岡山県1隊が日赤のケアチーム1隊と連携し、倉敷市で活動。<u>24日</u>は岡山県1隊が倉敷市、総社市で日赤のケアチーム1隊と連携し、活動予定。
広島県	<ul style="list-style-type: none">・広島県 DPAT 調整本部設置・広島市1病院の患者9名を別病院に搬送協力・<u>23日</u>は<u>2隊</u>が<u>熊野町、海田町、呉</u>で活動。<u>24日</u>は<u>3隊</u>が<u>広島市、坂町、三原市</u>で活動予定。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none">・愛媛県 DPAT 調整本部設置・<u>23日</u>は愛媛県 DPAT 1隊が活動。<u>24日</u>は愛媛県 DPAT 1隊が待機予定。

(3) 電話相談窓口の開設状況

- ・岡山県：岡山県精神保健福祉センター（岡山県岡山市）
- ・広島県：広島県総合精神保健福祉センター（広島市安芸郡）
- ・広島市：広島市精神保健福祉センター（広島市中区）
- ・愛媛県：愛媛県心と体の健康センター（愛媛県松山市）

6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

【岡山県】

- ・倉敷市：浸水、停電による透析不可報告は1施設（外来90名、入院9名）。
外来及び入院の透析患者は、周辺施設で対応している。施設の復旧には、1～2ヶ月程度要する見込みであり、受入機関への業務支援については、日本透析医会等により構成されている日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）の技師等が待機しており、病院からの要請があり次第、派遣可能。

【広島県】

断水の影響に関する報告：10施設

給水支援を受けて透析実施中：0施設

断水解消で透析再開：10施設

- ・尾道市：断水の影響に関する報告は5施設。
尾道市海岸部で7月14日より通水開始を受け、5施設では通常通り透析可能になった。
- ・呉市：断水の影響に関する報告は3施設。呉市阿賀・広地区で7月14日午後より通水開始を受け、3施設は通常通り透析可能になった。このうち、1施設は、50名の患者が交通遮断により通院不可となったが、移送手段の確保や周辺施設で対応済。
- ・江田島市：断水の影響に関する報告は2施設。2施設は、7月18日より通常通り透析可能になった。このうち、1施設は、6名が交通遮断により通院不可となっていたが、通常通り通院可能となった。
- ・広島市：交通遮断のため通院不可の患者ありとの報告が2施設。周辺施設で対応済。
- ・庄原市：1施設、周辺地域にて土砂災害複数あり、土砂のため通院不可の患者3名は、別ルートで通院可能であり、対応済。
- ・東広島市：交通遮断のため、通院不可の患者（2名）ありとの報告が1施設。周辺施設で対応済。
- ・府中市：交通遮断のため、通院不可の患者ありとの報告が1施設。周辺施設で対応済。

【愛媛県】

- ・大洲市：浸水の影響に関する報告が1施設。浸水のため透析が不可となっていたが、通常通り透析可能となった。
複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告があったが、入院透析や周辺施設で対応済。
- ・西予市：複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告あったが、入院透析や周辺施設で対応済。

被害状況については、これまでに特別警報が発令された佐賀県、長崎県、福岡県、鳥取県、広島県、岡山県、兵庫県、京都府、岐阜県、高知県、愛媛県の担当者、日本透析医会(上記以外の府県の情報を含む)と適宜連絡中。情報は、がん・疾病対策課を含めた三者で共有し、対応が必要であれば早めに依頼することで認識共有。

国や他府県からの支援や給水の必要性を確認し、人工透析を含む医療機関の給水の状況について、県や関係省庁と情報共有しながら対応中。
引き続き、患者集中回避など、必要な対応も含めて、情報収集に努める。

(2) DHEAT について

- ・ 7月7日付事務連絡で、DHEAT 派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、DHEAT 派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・ 岡山県・広島県より DHEAT の派遣要請があり。健康危機管理対応をしていく本県の指揮調整機能が混乱しており、県内の体制が不十分であると判断したため、応援・派遣調整の依頼があったもの。
- ・ さらに、岡山県より派遣期間延長の要請があり、追加期間について厚生労働省において調整を行った。
- ・ また、愛媛県より7月19日に DHEAT の派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った。

【派遣状況】

派遣先	活動場所	活動中のチーム数	派遣期間	派遣元
岡山県	倉敷市で活動	1	7月12日～31日	長崎県
		1 予定	7月31日～8月17日	熊本県
広島県	呉市、東広島市、三原市で活動	4	7月17日～8月3日	千葉県、東京都、愛知県(※)、大分県(※)、札幌市、熊本市(※)
愛媛県	宇和島市で活動	1	7月22日～27日	徳島県

(※) 愛知県、大分県、熊本市の3自治体が1週間交代で派遣期間中1チームを構成。

(3) 被災者の健康管理

① 保健師の応援派遣について

- ・ 7月7日付事務連絡で、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、保健師派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・ 各県に対し県外からの保健師の応援派遣の必要性について照会し、岡山県・広島県から保健師の派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った。
- ・ さらに、愛媛県内の保健活動を踏まえ、保健師の応援派遣について再度照会したところ、7月17日に要請があり厚生労働省において調整を行った。

【岡山県】：計16チーム

- ・岡山県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より11チームの派遣調整を行った。さらに倉敷市における保健活動の状況を踏まえ、7月12日より追加で5チーム（※）の派遣調整を行った。
- ・岡山県庁において活動していた和歌山県チームについては、7月17日より倉敷市において活動。

派遣先	活動場所	活動中のチーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
岡山県	倉敷市	15	福島県（※）、愛知県、三重県（※）、滋賀県（※）、奈良県（※）、和歌山県（※）、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、神戸市、姫路市
	総社市	1	福岡県

【広島県】：計23チーム

- ・広島県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より15チームの派遣調整を行った。さらに広島県における保健活動の状況を踏まえ、7月14日より追加で2チーム（※1）、7月20日より6チーム（※2）の派遣調整を行った。
- ・広島市内他区の保健師が広島市安芸区にて活動中。

派遣先	活動場所	活動中のチーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
広島県	海田町	1	仙台市
	熊野町	2	山口県
	坂町	2	兵庫県、島根県
	呉市	7	栃木県（※2）、静岡県、さいたま市、千葉市（※2）、名古屋市、高松市（※2） ※栃木県、千葉市は7月24日から活動予定。
	東広島市	3	宮城県、横浜市、福岡市（※2） ※福岡市は7月25日から活動予定。
	竹原市	4	北海道（※2）、茨城県、新潟市、相模原市（※2） ※北海道は7月25日、相模原市は7月24日から活動予定。
	三原市	3	東京都（※1）、新潟県、宮崎県（※1）
	県庁	1	熊本県

【愛媛県】：計8チーム

- ・愛媛県の県保健所、松山市保健所、県立医療技術大学看護学部教員で編成されるチームが大洲市、西予市にて活動中。
- ・上記チームに加え、愛媛県内市町の保健師が、大洲市、宇和島市にて活動中（8月2日までの予定）。
- ・7月17日に7チームの派遣要請があり、厚生労働省において派遣調整を行った。さらに、7月19日に1チームの追加派遣要請があり、調整を行った。

派遣先	活動場所	活動中のチーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
愛媛県	宇和島市	4	富山県、藤沢市、尼崎市、大分市
	大洲市	3	岩手県、神奈川県、宮崎市 ※7月24日から活動予定
	西予市	1	石川県 ※7月25日から活動予定

② 保健師等の活動について

○都道府県、保健所設置市、特別区に対して、避難所で保健師等が行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡を送付し、避難者への対応を要請した。

- ・7月7日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月7日付 「管轄避難所情報の記録様式について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月8日付 「被災地における熱中症予防について（周知依頼）」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月8日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月13日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のための動画について」（平成30年7月13日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
(厚生労働省ホームページにも動画を掲載)

○上記の要請により、被災地の避難所等においては、以下の避難者の健康支援業務を行っている。

- ・避難所での熱中症予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布により活動を実施中。
- ・エコノミークラス症候群の予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布、動画の案内により活動を実施中。

- ③ アレルギー疾患への対応状況については、大雨特別警報が出された11府県（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県）の担当部局に対し、避難所などにおけるアレルギー食の不足などの要請が、各市区町村から来ていないかどうかについて確認し、いずれの府県においても、アレルギー食に関しての要請は上がってきていないとのことであった。

また、上記府県に対しては、7月9日に日本小児アレルギー学会が作成している「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」および「災害時子供のアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患対策の周知を依頼した。

7月9日付けで、「避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応について」の事務連絡を発出し、都道府県に対し、避難所においてアレルギー疾患を有する方に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・避難所におけるアレルギー対応についてのポスター掲示
- ・避難所においてアレルギー患者への医療的対応が必要になった際の対処法

7月13日付けで、「平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の3省庁連名課長通知を発出し、都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用
- ・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

- ④ 感染症予防対策について

- ・事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の予防法、浸水後の衛生対策や消毒方法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（7/8）

- ・「避難所内のトイレの衛生管理について」、「浸水した家屋の感染症対策」、「清掃作業をされる方へ 清掃作業時に注意してください」及び「浸水した家屋を清掃される方へ 感染症予防のためには清掃と乾燥が最も重要です」等のリーフレットを厚労省 HP に掲載するとともに、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。(7/11、7/17、7/20)
- ・岡山県、広島県、愛媛県及び管内の保健所設置市より消毒液の不足状況を把握。不足がある場合には、ペストコントロール協会や卸と連携し対応。(7/10~)
- ・事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策に係る消毒について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村とも相談し、消毒薬の在庫状況や委託業者の活動状況を把握・調整し、円滑かつ適切に消毒を実施していただくよう要請した。(7/16)

⑤被災された方々への栄養・食生活の支援として、公益社団法人日本栄養士会に協力依頼の事務連絡を発出。その中で、アレルギー食等個別の対応が必要な方々に、ニーズに応じた食品等を提供する体制の整備として特殊栄養食品ステーションの設置を依頼。

公益社団法人日本栄養士会が岡山県、広島県、愛媛県内の以下の場所に特殊栄養食品ステーションを設置。

- ・岡山県：学校法人作陽学園 くらしき作陽大学 (7/13~)
- ・広島県：公益社団法人 広島県栄養士会事務局 (7/11~)
- ・愛媛県：公益社団法人 愛媛県栄養士会事務局 (7/12~)

⑥特殊ミルクの供給について、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会及び特殊ミルク製造3社に対して、安定供給に関する協力依頼の事務連絡を発出。

(4) 人工呼吸器在宅療養患者

- ・各自治体を通じて大規模停電発生の可能性のある地域の在宅人工呼吸器使用患者の状況を確認。引き続き、最新の情報把握に努める。

(確認状況)

愛知県、岐阜県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県：在宅人工呼吸器使用患者への停電による被害がないことを確認済み。

- ・患者団体（(一社)日本難病・疾病団体協議会）の西日本の各支部を通じて、情報を収集：停電による被害の確認なし。

- ・ 製造メーカー（15社）を通じて、使用者への影響の状況を確認：停電による被害の確認なし。

(5) その他

- ① 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ② 保健衛生施設等
現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- 224件の薬局で浸水被害等が発生。
- 開局できない薬局が38か所あるが、医薬品の供給については、周辺の薬局等により地域でカバーされており、現在のところ医薬品の供給に支障は生じていない。
- 広島県薬剤師会では、7月9日（月）から県内の5地区（広島，坂，呉，尾道，三原）に公衆衛生チームとして薬剤師を派遣し、活動中。また、その他の地区においても学校薬剤師が避難所の状況の確認を行っている。
- 広島県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が呉市内において活動中。
- 広島県薬剤師会では、7月15日（日）に日本薬剤師会へ薬剤師派遣（7月22日（日）～8月6（月））を要請し、7月18日（水）付けで日本薬剤師会が他都道府県薬剤師会宛てに依頼。
- 岡山県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月10日（火）から倉敷市内の避難所の巡回を開始し、医薬品に関する相談等に対応している。
- 岡山県では、避難所で交付される災害処方箋の調剤に対応するため、7月11日（水）から岡山県薬剤師会により、仮設の調剤所が倉敷市保健所に設置された。
- 岡山県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が倉敷市内において活動中。
- 愛媛県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月11日（水）、12日（木）に大洲地区の避難所や医療機関の巡回した。
- 愛媛県薬剤師会では、7月14日（土）から7月16日（祝・月）に宇和島地区の避難所16か所を巡回した。
- 被災した薬局が一時的に仮の店舗で営業する場合には、新たな許可等の手続きを不要として柔軟に対応できるよう、7月19（木）に都道府県

等宛てに事務連絡を発出。

- 7月19日（木）から広島県に1名、7月20日（金）から岡山県に1名、厚生労働省薬系職員を派遣。
- 引き続き情報収集に努める。

	床上浸水	床下浸水等
広島県	広島市10件 （5件は開局不可） 坂町1件（廃止） 江田島市1件（詳細不明） 東広島市8件（詳細不明） 竹原市1件（詳細不明） 三原市1件（開局不可） 庄原市1件（詳細不明）	呉市22件（17件は浸水、断水 等で開局不可） 福山市14件（7/19再開） ほか18件（詳細不明）
岡山県	岡山市15件（2件開局不可） 倉敷市9件（6件開局不可） 津山市2件（7/18再開） 井原市1件（7/18再開） 高梁市2件（1件開局不可） 矢掛町1件（7/18再開）	
愛媛県	宇和島市3件（7/9再開） 今治市1件 大洲市14件（3件は開局不可） 松山市2件（開局可）	北宇和郡松野町2件 西予市野村3件 （1件は断水により開局不可）
京都府	舞鶴市5（7/13再開） 福知山市3（7/12再開） 亀岡市1（開局可） 南丹市1件（7/13再開）	
福岡県	福岡市2件（開局可） 宗像市1件（開局可） 新宮町1件（開局可） 古賀市1件（開局可） 小郡市1件（開局不可） 久留米市3件（開局可） 北九州市14件（1件開局不可） 飯塚市1件（開局可）	48件（いずれも開局可。雨漏 等を含む。）
山口県	岩国市2件（開局可） 光市1件（開局不可） 下松市2件（開局可）	

	下関市 3 件（開局可）	
兵庫県	朝来市 1 件	
高知県		宿毛市 1 件（開局可）
計	116件 （内訳）開局可84件 開局不可20件 詳細不明11件	108件 （内訳）開局可72件 開局不可18件 詳細不明18件

(2) 輸血用血液製剤の供給

日本赤十字社に確認したところ、現時点で輸血用血液製剤の安定供給等に支障は出ていない。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

広島県の製造業で 1 件、及び販売業で 9 件、愛媛県の販売業で 6 件、兵庫県の製造業（販売業登録もあり）で 1 件の被害報告あり。このうち、兵庫県の製造業では、劇物の流出事故が 1 件発生（ただし、周辺の水質環境への影響は低いと思われる）、福岡県の販売業で 1 件。その他は現時点で毒物劇物の流出等の事故は無し。引き続き情報収集に努める。

	被害状況
広島県	広島市 8 件（販売業）： （毒劇物の保管庫の水没 1 件、床上浸水 7 件） 江田島市 1 件（製造業）：断水 呉市 1 件（販売業）：毒劇物の保管庫の水没
愛媛県	大洲市 4 件（販売業）：床上浸水 宇和島市 2 件（販売業）：土砂流入（詳細確認中）
兵庫県	たつの市 1 件（製造業及び販売業登録あり）：床上浸水、劇物流出事故発生 ※周辺の水質環境への影響は低いと思われる。
福岡県	久留米市 1 件（販売業）：床上浸水、毒劇物保管庫水没（毒劇物の流出事故なし）、営業停止中（再開の目途未定）

8 障害者福祉関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

- ・ 高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、島根県、福岡県及び山口県に対して、被災した要援護障害者等につ

いて、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知（高知県：7月6日付け、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県：7月7日付け、岐阜県：7月9日付け、島根県及び福岡県：7月13日付け、山口県：7月17日付け）。

- ・ 7月10日付で、都道府県等に対して、避難所等で生活する障害児者に障害の特性に応じた配慮を行うことを要請。
- 7月13日付で、障害福祉サービス等の利用料に関し、必要な方について適切に利用料の支払いの猶予を行うよう都道府県等に要請。
- 7月13日及び17日付で、障害福祉サービス等の利用料の免除等の実施について都道府県等に要請・意向確認依頼。
- 7月17日付で、被災により受給者証等を提示することができない場合でも、障害福祉サービス等を利用して差し支えないこととした。
- 7月18日付で、岡山県、広島県及び愛媛県に対し、避難所の要援護者が使用する福祉用具について、提供のための調整を行うよう要請。

(2) 事業者関係

- 7月9日付で、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に要請。
- 7月9日付で、高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県及び国保連に対して、6月サービス提供分の介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱い（概算で請求してもよい旨等）について、事務連絡を発出。
- 7月9日付で、被災地域の児童福祉施設等に入所する障害児等の広域的な受入体制の構築や、当該障害児等に係る費用徴収の減免措置等を行っても差し支えないこととした。
- 7月9日（高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県）、10日（岐阜県）及び18日（島根県、福岡県及び山口県）付で、一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 7月10日付で、被災地に応援職員を派遣する児童福祉施設等（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。

- 7月12日付で、被災地に応援職員を派遣する障害者施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。
- 7月13日付で、社会福祉法人が特例として寄付金（義援金）を支出することを認めることとした。
- 7月19日付で、被災した障害福祉サービス事業所等の指定等の期限が満了する場合に、延長の申出を必要とせず一律で延長する措置を講ずることとした。
- 7月20日付で、被災した就労継続支援A型事業所について、生産活動収入の減少が見込まれるときには自立支援給付を賃金に充てても差し支えないこととした。

(3) その他

- 7月10日付で、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

7月6日付けで、高知県（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用料や保険料の負担をすることが困難な者について、利用料の減免や保険料の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

さらに、7月7日付で、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を発出。加えて、7月9日付で、岐阜県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を発出。

加えて、7月12日付で、福岡県・島根県、7月13日付で山口県に対して同趣旨の事務連絡を発出。

- 7月11日付けで、被災した認知症の人や家族が避難所等で安心して過ごせるよう健康管理に係るチラシ、支援ガイドなどを避難所に周知するよう、避難所設置府県に要請。

- 7月11日付け事務連絡で、被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下の発症が危惧されることから、避難所等における心身の機能の低下の予防に係るチラシなどを避難所等で活用するよう、避難所設置府県に対し依頼した。
- 7月11日付けで、利用料の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付けで、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。
- 7月13日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いに係る介護サービス事業所等向けリーフレットを作成し、都道府県等に対し、管内の保険者、介護サービス事業所等への配布等による周知を要請。
- 7月13日付けで、住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で申し立てれば利用料の免除が可能となる旨の利用者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。
- 7月13日付事務連絡で、各都道府県に対し、指定居宅サービス事業所が福祉避難所として開設されている場合において、避難生活のため短期入所生活介護等を利用し区分支給限度基準額を超過したときは、福祉避難所として救助を行う日は内閣府と都道府県の協議の上災害救助費から支弁され、短期入所生活介護等を行う日は介護報酬を請求するものとする等を示すとともに、介護サービス事業所に対する周知を要請した。
- 7月13日付けで、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月13日、14日、17日及び19日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、窓口での利用料支払いの免除等を実施する保険者名等を、管内の保険者、介護サービス事業所等に対して周知するよう、全国の都道府県に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、介護サービス事業所等での配布等による周知を要請。
 - ※ 介護サービス事業所等での利用料免除等を実施している保険者は、災害救助法適用の全103市町村。
- 7月18日付けで、岡山県、広島県及び愛媛県に対し、避難所の要援護者が

使用する福祉用具について提供のための調整を行うよう要請（再掲）。

- 7月19日付け事務連絡で、サービス提供に支障がない範囲で、支援が必要な高齢者等の入浴の受入について要請。
- 7月19日付けで、特別調整交付金による財政支援の対象となる介護保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

（2）事業者関係

- 7月9日付け事務連絡で、各都道府県に対し、今般の台風等により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、介護報酬の概算請求を可能とすること及び通常どおり介護報酬を請求する際の提出期限を延長すること（7月10→7月17日）などを可能とすることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月10日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した場合における介護報酬、人員基準等について柔軟な取扱いを行うよう要請。
- 7月10日付けで、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービスを利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月10日付けで、要介護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施及び介護支援専門員等の広域的な確保について都道府県に要請。
- 7月11日付け事務連絡で、社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合には支出を可能とする旨を示し、都道府県等に対応を要請した。
- 7月11日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等について柔軟な取扱いが可能であることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月13日付け事務連絡で、被災地域の老人福祉施設等に入所する高齢者の広域的な受入体制の構築や、当該高齢者に係る費用徴収の減免措置等が行える旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月13日付け事務連絡で、被災した方を受け入れる施設へ定員超過などに係る柔軟な取扱いの周知を進めるための、事業所向けの対応をまとめたお知らせについて、都道府県等や関係団体に送付し、介護サービス事業所に対する周知を要請した。

10 児童福祉関係

（1）利用者関係

- 7月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 7月8日付けで、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・ 保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと
- 7月8日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 7月10日付けで、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請。
- 7月10日付けで、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供。

(2) 事業者関係

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。
- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・ 被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・ 当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える 等
- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予 等

- 7月13日付けで、各都道府県に対し、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 保育士養成施設において、豪雨の影響により休学等をした学生に対して、補習等により保育士資格の取得に支障が出ないようにすること。

11 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（平成30年7月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。
 ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成30年7月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
 ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（平成30年7月6日付け保険局保険課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
 ※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成30年7月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎

等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡

※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(平成30年7月6日付け関係課連名事務連絡)を送付。

- 7月9日付 診療報酬請求の期日延長及び被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができることや、定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請。
※「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(平成30年7月9日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡)を送付。
- 7月10日付 被災に伴い電子レセプト請求が困難な場合は、書面によるレセプト請求について、レセプトの請求日に届出をすればよい旨を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び関係団体に周知するとともに、医療機関等への周知を要請。
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う療養の給付費等の書面による請求について」(平成30年7月10日付け保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室事務連絡)を送付。
- 7月11日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。

※「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。

※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付。

- 7月13日付 住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、医療機関等の窓口で申し立てれば一部負担金の免除が可能となる旨の患者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。

※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について」（平成30年7月13日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付。

- 7月13日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。

- 7月13日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、これを医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請再周知。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その2・その3を送付）

- 7月14日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その4を送付）

- 7月17日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施につ

いて、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その5を送付）

- 7月19日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その6を送付）
- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）、広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）、山口県（岩国市周東町）、愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）に所在地を有する事業所の事業主又は当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者について、健康保険法（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）又は船員保険法の保険料の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。
- 7月19日付 特別調整交付金による財政支援の対象となる国民健康保険料（税）の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出。
※「平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（平成30年7月19日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付。
- 7月19日付 特別調整交付金による財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出。
※「平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成30年7月19日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 7月20日付 医療機関等の窓口における一部負担金支払いの免除等の実施

について、実施の意向報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、施設内掲示等を促すよう要請。

※現時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では103市町村、29国民健康保険組合（うち1組合は猶予のみ）、後期高齢者医療では11広域連合、被用者保険では協会けんぽ、635健保組合（猶予のみ）。

12 年金関係

7月9日付

日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務（通知）」の再周知について、平成30年7月9日付け厚生労働省年金事業管理課長通知を送付。

7月11日付

年金担保融資について、任意繰上返済後の再借入申込み制限の緩和と一定期間の返済の猶予など貸付条件変更ができる旨を実施機関の(独)福祉医療機構が受託金融機関に周知。

7月13日付

各市町村等に対して事務連絡を発出し、災害救助法が適用された地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、後日、厚生労働大臣告示により、障害状態確認届等の提出期限を延長する予定である旨を周知。

7月19日付

厚生労働大臣告示により、

- ・岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
- ・広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
- ・山口県（岩国市周東町）
- ・愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）

に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等について、事業主掛金等の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知

を指示する事務連絡を发出。

- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、
- ・ 岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
 - ・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
 - ・ 山口県（岩国市周東町）
 - ・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）
- に所在する事業所について、厚生年金保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を发出。
- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、災害救助法が適用された地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、障害状態確認届等の提出期限を11月30日まで延長。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を发出するとともに、各市町村に対しても事務連絡を发出し周知。
- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、地方厚生（支）局に対し、通知を发出し指導に当たって配慮するよう指示。
- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険の受給権者等について現況届の提出期限が延長されたことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を发出し、厚生年金基金の指導に当たって配慮するよう指示。
- 7月19日付 政令により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定の一部が適用されることになったことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を发出し、企業年金制度等について適切な運用が図られるよう指示。

13 労働関係

（1）事業活動及び雇用への影響

- ・ 7月10日より、災害救助法適用対象地域に所在する事業所に対して、

事業活動への影響及び雇用への影響について、調査を実施。

- ・ 調査の過程や労働局・労働基準監督署・ハローワークに寄せられた相談等を端緒として、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金を周知し、豪雨被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。
- ・ 事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「平成30年7月豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を公表（7月12日）。
- ・ 7月18日付け厚生労働大臣と経済産業大臣の連名文書で、関係事業主団体代表者に対し、下請事業者と取引のある親事業者に今回の豪雨の発生を理由として下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないように、十分に留意すること等の周知徹底を図るなど適切な措置を講ずるよう要請した。

（2）労働災害関係

ア 労働災害発生状況

- ・ 7/5 沈砂池の排水管の詰まりの除去作業中に流された労働者1名が死亡（兵庫）
- ・ 7/6 通行止め作業中に増水した川に流され労働者2名が死亡（岡山）
- ・ 7/6 冠水の影響による工場の爆発（労働者の被災者なし）（岡山）
- ・ 7/6 タクシーの運転中増水した川に流された労働者1名が死亡（遺体は11日に発見）（広島）
- ・ 7/7 工場内に流入した土砂によって生き埋めとなり労働者2名が死亡（岡山）

イ 労働災害防止対策等

- ・ 関係労働局に対し復旧工事における労働災害防止対策の徹底について課長通達を7月11付けで発出。あわせて建設業労働災害防止協会ほか建設業界に対して協力要請を行い、関係事業者にも周知することを依頼。
- ・ 7月13日から労働局を通じ、岡山、広島、愛媛、その他地域で、ボランティアの方を含めて、防じんマスクの配布を順次実施。7月19日から防じんマスクなどの保安用品に加えて、塩タブレットについても配布を順次実施。
- ・ 被災地の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応予定（HP掲載等周知準備中）。

（3）労災保険関係

- ・ 7月9日付 今回の大雨による被害により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理するよう、都

道府県労働局に指示。

- ・ 7月9日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）
- ・ 7月10日付 労災診療費等に関して、以下の内容を都道府県労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を依頼。
 - ① 請求の期日を延長すること
 - ② 被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災指定医療機関による特例的な請求を認めること
- ・ 7月19日付 厚生労働大臣告示により、
 - ・ 岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
 - ・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
 - ・ 山口県（岩国市周東町）
 - ・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）に所在する事業場の事業主等について、労働保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、都道府県労働局に対し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。

（４）社会復帰促進等事業関係

- ・ 7月9日付 今回の大雨による災害等により、アフターケアに関して健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合でも、アフターケアの受診が可能である旨を周知すること等を都道府県労働局に指示。
- ・ 7月12日付 今回の大雨による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう関係労働局に指示。

（５）勤労者生活関係

①勤労者退職金共済機構

- ・ 7月9日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金について、納付期間を延長することができること、支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・ 7月9日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

②労働金庫

（被災した顧客への対応状況）

7月9日付けで、東海、近畿、中国、四国労働金庫において以下の対応を実施。

- ・通帳（証書）及び届出印を紛失した場合の払戻について、預金者本人の確認を条件に便宜的に取り扱う。
 - ・定期預金の期限前払戻及びこれを担保とした融資について、事情により取り扱う。
 - ・今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形の取扱について、相談に応じる。
 - ・汚損・破損した紙幣及び貨幣の引換（手数料無料）に応じる。
 - ・今回の災害による被害に対する融資及び融資返済金等への相談に応じる。
- （労働金庫店舗等被害状況 7月23日時点）
- ・四国労働金庫
⇒不稼働ATM 宿毛市役所内の1台

（6）各労働局の対応状況について

- ・次の労働局の局内、労働基準監督署、ハローワークに「豪雨被害特別相談窓口」を設置。
 - 京都労働局（7月10日）
 - 愛媛労働局（7月12日）
 - 広島労働局（7月12日）
 - 岐阜労働局（7月12日）
 - 岡山労働局（7月13日）
 - 兵庫労働局（7月13日）
- ※ 鳥取労働局においては、各ハローワークに災害相談窓口を設置（7月9日）
- ・7月21日（土）・22日（日）に岡山労働局、広島労働局、愛媛労働局において電話相談を受付。
- ・次の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した学生・生徒等に対する相談を受け付け
 - おかやま新卒応援ハローワーク（岡山市）（7月17日）
 - 愛媛新卒応援ハローワーク（松山市）（7月17日）
 - 広島新卒応援ハローワーク（広島市）（7月17日）

14 雇用関係

（1）雇用保険

・7月9日付 関係労働局宛に事務連絡を发出し次の事項を指示。（事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

・ 7月11日付 「大雨被害に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を厚労省HPに掲載するとともに、関係労働局宛にその旨を情報提供。

・ 7月9日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）

・ 7月19日付 厚生労働大臣告示により、

・ 岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）

・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）

・ 山口県（岩国市周東町）

・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）

に所在する事業場の事業主等について、労働保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、都道府県労働局に対し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。

(2) 雇用保険及び雇用調整助成金

・ 7月10日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金について、事業主及び労働者に対して周知を徹底するように指示。（事務連絡「雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の周知徹底について」）

(3) 雇用調整助成金

・ 7月17日付 全労働局宛に職業安定局長通達を発出し、雇用調整助成金について、生産指標の確認期間の短縮等の要件緩和や、計画届の提出時期の遡及的な取扱いといった特例措置を周知・実施するよう指示。（職発0717第5号「雇用安定事業の実施について」）

・ 7月20日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用調整助成金について、助成率の引き上げ等の更なる特例措置を実施する予定であることについて、事業主への適切な周知に努めるよう指示。

(4) 障害者雇用関係

・ 7月9日付 事務連絡で、災害発生地域に主な事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請。こうした

要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（事務連絡「台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」）

- ・ 7月19日付 厚生労働大臣告示により、
 - ・ 岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
 - ・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
 - ・ 山口県（岩国市周東町）
 - ・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）
- に主たる事務所を有する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、納付金の納付先である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。

(5) 派遣労働者の雇用の安定に係る対応

- ・ 7月13日付 豪雨に伴い派遣先が派遣契約を中途解除した場合等に、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた「平成30年7月豪雨に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A」を公表。

(6) 特定非常災害指定に係る対応

・ 7月19日付 政令により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定の一部が適用されることになったことを受け、都道府県労働局長及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、通知を発出し、職業紹介事業、労働者派遣事業等について適切な運用が図られるよう指示。

15 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

以下の被害報告あり。訓練は適宜休講等で対応。引き続き情報収集に努める。

① 公共職業能力開発施設

- ・ 広島県の1施設で、水漏れにより天井が一部崩落、水の流入により訓練機器の電気系統が故障する被害あり。
- ・ 広島県の2施設、岡山県の1施設で敷地の法面がずれる等の被害あり。
- ・ 兵庫県の1施設でグラウンドが一部陥没する被害あり。

- ・ 沖縄県の1施設で台風7号の影響により実習棟の屋根の一部が破損する被害あり。
- ・ 広島県の1施設、愛媛県の2施設、岡山県の1施設、山口県の1施設、兵庫県の3施設、大阪府の1施設、京都府の1施設、石川県の2施設、静岡県の1施設、鹿児島県の1施設、香川県の2施設において雨漏り、床上浸水等の被害あり。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の中国職業能力開発大学校に対し、倉敷市社会福祉協議会から災害ボランティアセンター設置の協力依頼があり、7月11日（水）より、同大学校のグラウンド、駐車場及び体育館を無償貸与中。また、7月17日（火）に配電盤等を工事のうえ、同大学校の体育館にエアコンを設置。

② 認定職業訓練施設

- ・ 福岡県の1施設で床上浸水、停電の被害あり。
- ・ 佐賀県の1施設で土砂崩れによる土砂等の流入により窓ガラス破損の被害あり。
- ・ 山口県の1施設、京都府の2施設、兵庫県の1施設において、雨漏りの被害あり。

16 災害ボランティア関係

○全国社会福祉協議会によると、発災から7月22日までに、全国で9万3千人を超えるボランティアの方々が活動

(参考)ボランティア数の内訳

(単位:人)

	発災から 7月19日まで	7月20日	7月21日	7月22日	累計
全国	71,974	3,841	8,490	9,432	93,737
うち、岡山県・広島県・愛媛県	52,662	3,400	7,950	8,899	72,911

※現時点で把握しているボランティア数であり、今後、変更がありうる。

○12府県内の59市町の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置

府県名	市町村名	開設日	活動開始日	備考
岐阜県	関市	7月9日	7月9日	活動終了
	下呂市	7月12日	7月12日	活動終了
京都府	福知山市	7月9日	7月9日	活動終了
	与謝野町	7月8日	7月9日	対象は、町内在住・在勤の方
	宮津市	7月9日	7月10日	活動終了
	綾部市	7月9日	7月9日	募集終了

	亀岡市	7月8日	7月9日	活動終了	
	舞鶴市	7月10日	7月10日	活動終了	
	京丹波町	7月10日	7月10日	活動終了	
兵庫県	丹波市	7月8日	7月9日	活動終了	
鳥取県	智頭町	7月10日	7月10日	活動終了	
島根県	川本町	7月10日	7月10日	活動終了	
	江津市	7月10日	7月11日	対象は、県内在住の方（事前申し込みが必要）	
	美郷町	7月10日	7月11日	活動終了	
岡山県	岡山市	7月11日	7月11日		
	倉敷市	7月11日	7月11日		
	総社市	7月8日	7月8日	対象は、県内在住	
	高梁市	7月9日	7月9日		
	井原市	7月9日	7月9日	当面は募集せず	
	矢掛町	7月11日	7月11日	対象は、県内在住の方	
	新見市	7月10日	7月11日	活動終了	
	笠岡市	7月9日	7月9日	当面は募集せず	
	浅口市	7月11日	7月11日	当面は募集せず	
	広島県	広島市	7月10日	7月10日	
福山市		7月9日	7月13日	7月25～26日の活動について募集	
呉市		7月10日	7月10日		
三原市		7月10日	7月10日		
東広島市		7月9日	7月13日		
竹原市		7月10日	7月13日		
江田島市		7月10日	7月10日		
海田町		7月10日	7月11日	対象は、海田町及び広島市安芸区在住の方	
世羅町		7月9日	7月11日	対象は、町内在住、在勤の方	
尾道市		7月12日	7月14日	対象は、市内在住・在勤・在学の方（高校生以上）	
坂町		7月9日	7月12日		
熊野町		7月10日	7月11日	対象は、町内在住の方 7月26日から活動再開予定	
府中市		7月10日	7月12日	対象は、市内在住・近隣市町在住の方	
安芸高田市		7月11日	7月15日	対象は、電話予約された方	
府中町		7月11日	7月11日	対象は、町内在住・在勤・在学の方	
庄原市		7月11日	7月11日	活動終了	
三次市		7月11日	7月11日	活動終了	
大崎上島町		7月12日	7月12日	町内に在住・在勤で高校生以上の方 活動は土・日曜日	
山口県		周南市	7月9日	7月9日	対象は、県内在住で通える方
		光市	7月9日	7月11日	対象は、市内在住の方
	岩国市	7月10日	7月10日	活動終了	

愛媛県	今治市	7月9日	7月10日	対象は、市内在住の方
	宇和島市	7月9日	7月10日	
	大洲市	7月10日	7月10日	
	西予市	7月9日	7月11日	
	鬼北町	7月9日	7月10日	当面は募集せず
	松野町	7月12日	7月12日	対象は、町内在住の方
	上島町	7月10日	7月10日	活動終了
高知県	安芸市	7月9日	7月9日	活動終了
	宿毛市	7月10日	7月10日	活動終了
	大月町	7月11日	7月11日	活動終了
福岡県	福岡市	7月8日	7月8日	活動終了
	久留米市	7月9日	7月11日	対象は、4名以上の団体（事前登録が必要）
	飯塚市	7月9日	7月9日	活動終了
	嘉麻市	7月9日	7月10日	対象は、電話での事前登録者
佐賀県	基山町	7月9日	7月9日	活動終了

○全国社会福祉協議会から各社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに対し、ボランティアの方々の十分な休憩・給水などの熱中症予防対策について再度徹底（7/15）

○全国社会福祉協議会から報道機関に対し「災害ボランティア活動参加への報道にあたってのお願い」により協力を依頼（7/12）

※災害ボランティアに対し、「募集実施・募集終了の最新情報」や「活動上の注意事項（装備、熱中症等）」等を各センターホームページ等で確認するよう呼び掛けを依頼

17 消費生活協同組合関係

7月7日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

18 独立行政法人福祉医療機構関係

- ・7月9日付で、相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。
- ・7月19日付で、福祉医療貸付の利用者向けに、希望により6か月を超えない範囲内での返済猶予を実施する旨を周知。

19 生活福祉資金貸付関係

7月13日付けで、各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。

20 労働局、厚生局の被害状況

I 労働局

1 災害対策本部の設置

- ・ 7月7日（土）岡山労働局及び広島労働局が災害対策本部を設置
- ・ 7月9日（月）鳥取労働局及び愛媛労働局が災害対策本部を設置

2 その他の労働局

- ・ 現時点で被害報告なし

II 厚生局

- ・ 現時点で被害報告なし

21 生活保護関係

7月19日付けで、被災者の生活保護の取扱いについては、東日本大震災と同様の取扱いとして差し支えないこととした。

（災害救助法適用自治体には、7月9日及び17日に、先行してメールでお知らせ済み）

[東日本大震災の際の取扱い]

- ・ 申請権の侵害がないよう対応
- ・ 知人宅等に避難している場合も、従前の住居（賃貸借）に対して住宅扶助の支給が可能
- ・ 被災後緊急的に配分される義援金は、包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして計上し、収入認定しない取扱いとして差し支えない

以上

平成30年7月豪雨による被害状況等について

1. 農林水産関係被害の概要（平成30年7月24日11:00現在）

区分	主な被害	被害数	被害額(億円)	被害地域 (現在36道府県より報告あり)
農作物等	農作物等	16,726ha	36.8	31道府県
	農業用ハウス等	1,727件	7.8	23道府県
	その他		12.5	
	小計		57.1	31道府県
農用地・施設関係	農地の破損	14,102箇所	292.9	33道府県
	農業用施設等	11,980箇所	442.5	34道府県
	小計		735.3	34道府県
林野関係	林地荒廃	1,081箇所	448.2	31道府県
	林道施設等	6,981箇所	184.1	32道府県
	その他		26.1	
	小計		658.4	34道府県
水産関係	漁港施設等	30漁港	13.8	6県
	その他		1.5	
	小計		15.3	15府県
合計			1,466.1	36道府県

2. 食料・物資支援状況（7月23日現在）

	岡山県	広島県	愛媛県	高知県	合計(点)
当初～7月11日(水)	31,168	48,000	27,000		106,168
7月12日(木)	15,486	28,480	29,738		73,704
7月13日(金)	79,992	41,124	21,648		142,764
7月14日(土)	86,978	54,648		2,000	143,626
7月15日(日)	10,032	133,836			143,868
7月17日(火)			2,016		2,016
7月18日(水)	107,800		18,528		126,328
7月19日(木)	72,528				72,528
7月20日(金)	85,700	50,400			136,100
7月21日(土)	5,094				5,094
合計	494,778	356,488	98,930	2,000	952,196

平成30年7月豪雨災害への対応状況について

平成30年7月24日
経 済 産 業 省

1. エネルギー関連

(1) 電力

- ・ 四国電力管内は7月11日、中国電力管内は7月13日までに復旧済み。

(2) ガス

- ・ 住民が居住する地域については、7月8日中に復旧済み。
- ・ 避難住民が居住可能となる時点で、即日開栓を行うよう準備。

2. 物資関連

(1) クーラー

- ・ 23日(月)までに岡山、広島、愛媛3県の計42か所の避難所で計410台(スポットクーラー199台、業務用クーラー211台)のクーラーが稼働済み。

(2) 仮設トイレ

- ・ 岡山、広島、愛媛3県の避難所に計287棟を搬入・設置済み。

(3) 段ボールベッド・ベッドマット

- ・ 岡山、広島、愛媛3県の避難所に、段ボールベッド計3744台、ベッドマット計482枚を搬入済み。

(4) iPad

- ・ 各避難所の物資の状況等について情報共有するシステムを構築し、広島県では59避難所、岡山県倉敷市では市内全19避難所に配布完了、システム稼働中。

3. 被災中小企業支援

- ・ 発災当初から、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用といった対応を実施。
- ・ 今後、さらに以下の措置を講じていく。
 - 中小企業庁による現地巡回相談
 - 支援機関による被災事業者の課題に特化した専門家派遣
 - 日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会による「資金繰り支援現地相談会」の開催
 - 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化
 - 小規模企業共済契約者に対する貸付の拡充
 - 親事業者に対する下請中小企業者等への配慮要請
 - 補助事業等の執行手続における柔軟な対応
 - ガイドブックの発行、配布などの広報・情報提供
- ・ 7月24日付けで本災害が激甚災害に指定されたことを受け、以下の追加措置を実施。
 - 中小企業信用保険の特例措置(災害関係保証の適用)
 - 災害復旧貸付の金利引き下げ

平成30年7月豪雨に対する国土交通省の主な対応状況

1. 被災者の生活支援

(1)被災者の住まい等の確保【※図1参照】

(2)土砂除去支援

- ・(一社)日本建設機械レンタル協会や建設機械メーカーの協力により、小型油圧ショベルを 52 台派遣(7/13-)
- ・岡山県倉敷市、広島県呉市へ土のう袋約 39 万袋を提供(7/16-)

(3)給水・路面清掃等支援

- ・愛媛県(7/12-)、広島県(7/15-)、岡山県(7/16-)に散水車・路面清掃車等を 37 台派遣

2. 河川や土砂災害の復旧・二次災害防止

(1)河川

■国管理河川

- ・浸水被害:21 水系 40 河川、施設等被害:34 水系 53 河川
- ・国管理河川の被災箇所 145 箇所について、大規模な被災を受けた全 10 箇所、その他の被災 135 箇所のうち 127 箇所に対策完了

■道府県管理河川

- ・浸水被害:68 水系 222 河川、施設等被害:109 水系 369 河川

(2)土砂災害

- ・1 道 2 府 28 県で 1,290 件の土砂災害が発生
- ・土石流が集中的に発生した地域等の自治体に対して、今後の警戒避難について助言を実施(7/14、15、17)
- ・土砂災害専門家等による土砂災害アドバイザーチームが広島県庁に駐在し、警戒避難や応急復旧対策についてきめ細やかに助言(7/19-)
- ・二次災害防止のため 4 箇所では応急工事を実施(7/13-)

3. 交通

(1)広島-呉間の交通対策

- ・被災地への物資輸送の円滑化のため、整備局や県、警察等で構成する広島県災害時渋滞対策協議会を設置し、ソフト・ハードの渋滞対策を検討(7/12-)
- ・広島呉道路の通行止めに対し、山陽道・東広島呉道経由の広域迂回ルートへの誘導をしやすいするため、山陽道 高屋 JCT・IC と広島 IC-西条 IC 間について、高速道路料金の半額措置を実施(7/17 0:00-)
- ・広島呉道路の一部(天応西 IC-呉 IC、坂北 IC-坂南 IC)において、バス(広島・呉間)の通行を開始(7/17-)
- ・JR 西日本 呉線の代替輸送について、引き続き振替輸送のフェリーを増便(1 便、平日のみ)するほか、朝夕の通勤時間帯のバス運行(約 32 便)、東広島-広島間の新幹線増発(上下各 1 便)による呉線からの振替輸送を実施(7/17-)
- ・「広島市・呉市周辺通れるマップ」を公表(7/10-)

(2)高速道路関係

【復旧状況・見込み】

・被災による通行止めは、現時点で 2 路線 2 区間

※E10 東九州自動車道(椎田南 IC-豊前 IC)、E31 広島呉道路(坂北 IC-呉 IC)

(3)鉄道関係

【復旧状況・見込み】

・1事業者1路線の一部区間において運行再開(7/23)

※JR 西日本:芸備線(下深川~広島間)

・6事業者9路線の一部区間において1ヶ月以内に運行再開を予定

※JR 東海:高山線/JR 西日本:山陽線、伯備線、呉線、津山線/JR 四国:予讃線/長良川鉄道:越美南線/錦川鉄道:錦川清流線/WILLER TRAINS:宮津線(いずれも一部区間)

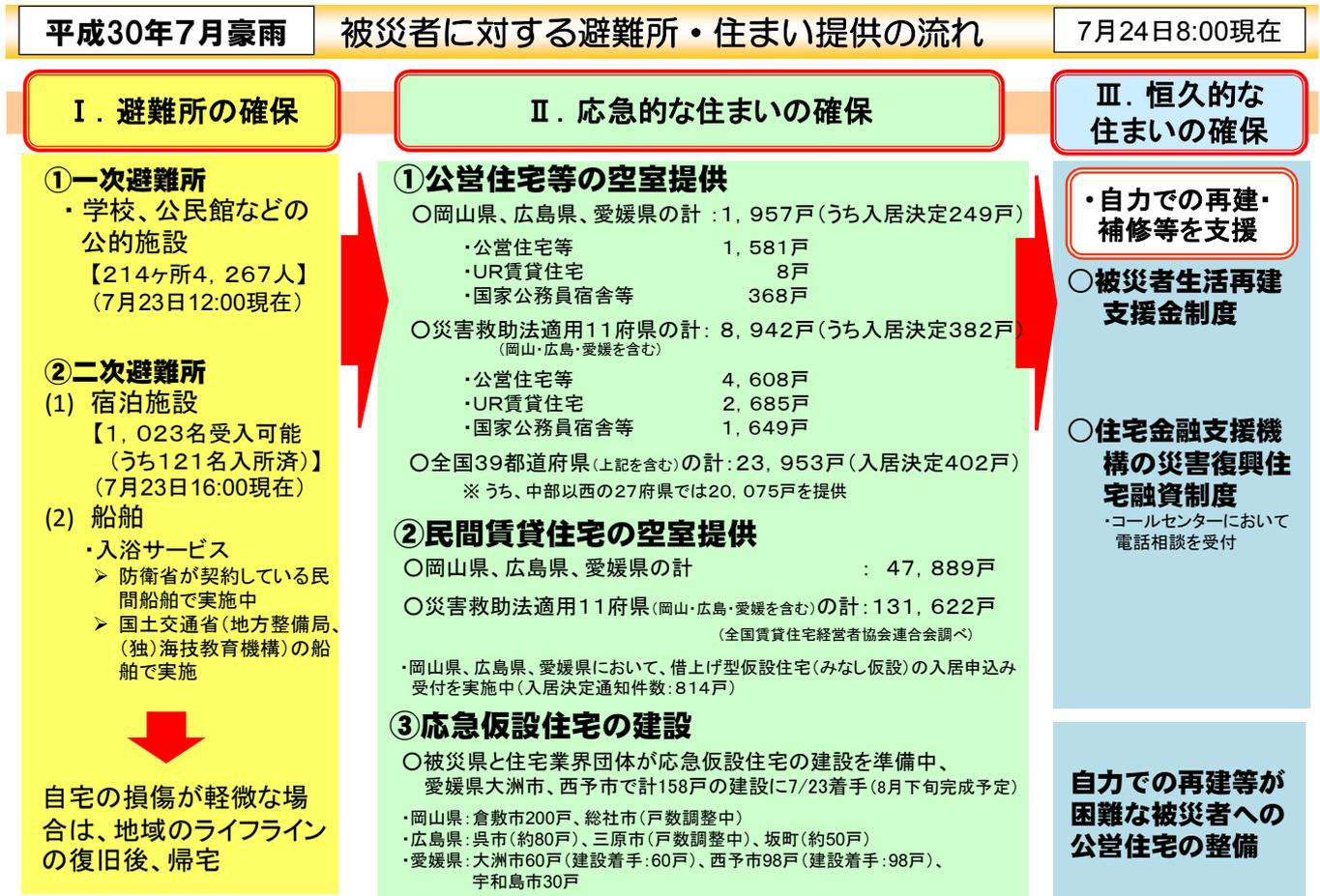
4. 被災自治体等の支援

(1)TEC-FORCE(テックフォース)等

・TEC-FORCE 総派遣数:のべ 8,027 人派遣(7/3-)、7/23 は 252 人で活動(※JETT、リエゾンを含む)

・排水ポンプ車や照明車等の災害対策用資機材:のべ 2,053 台派遣(7/3-)

【図1】



災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災自治体のニーズに即してきめ細やかに対応。

1. 生活圏内の災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- ・全国の市町村と民間事業者から収集運搬車両を派遣
- ・片付けごみ等を被災地域から撤去・搬出。ボランティアとも連携
- ・がれきの撤去等については防衛省とも協力
- ・災害廃棄物撤去費用の償還についての事務連絡を发出

2. 仮置場における分別・保管

- ・災害廃棄物を分別・保管するための一次仮置場を設置
- ・災害廃棄物を破碎・選別するための二次仮置場を設置

3. 災害廃棄物の処理

- ・被災地域の焼却施設の内、1施設が稼働停止中
- ・被災した焼却施設については早期復旧に向けて作業
- ・被災した焼却施設周辺の自治体における受入れや、広域処理

災害廃棄物処理の進捗状況(環境省による調整・対応状況等)

◎岡山県

1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【倉敷市】
 - ・防衛省と連携しがれき撤去(7/12～)。作業加速化のための体制強化(7/17～)
 - ・ごみ収集車を大阪市(12台を7/13～)、赤磐市(5台を7/13～)、高松市(2台を7/15～)、京都市(3台を7/17～)が派遣
 - ・民間事業者に支援を要請し、15台を7/18から派遣、**7/23から約40台に強化**
 - ・環境省職員を派遣(審議官級:7/17～、課長級:7/24～)
- 【総社市】
 - ・ごみ収集車を神戸市(9台を7/14～)が派遣

2. 仮置場における分別・保管

- 【岡山市等】
 - ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/9～)
- 【倉敷市】
 - ・防衛省と連携して撤去したがれきを、一次・二次仮置場に搬入中
 - ・二次仮置場(10ha)における、破碎・選別の開始に向けて準備中

3. 災害廃棄物の処理

- 【高梁市・吉備中央町】
 - ・焼却施設が停止し、県内周辺自治体にて広域処理中
- 【高梁市等】
 - ・災害廃棄物をD.Waste-Netの民間事業者で処理(7/17～)
- 【県庁】
 - ・中国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、鳥取県に連絡員の派遣を要請(7/20)し、7/24から派遣
 - ・支援体制強化のため、宮城県が職員を派遣(7/17～)

◎広島県

1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- ・全体統括機能強化のため、環境省職員(課長級)を派遣(7/18～)
- 【呉市】
 - ・防衛省と連携しがれき撤去(7/17～)
 - ・**ごみ収集車を川崎市(5台を7/24～)が派遣予定**
- 【広島市、東広島市】
 - ・県内の民間事業者に支援を要請し、ごみ収集車を確保済
- 【坂町】
 - ・ごみ収集車を名古屋市(4台を7/19～)が派遣
- 【呉市、坂町】
 - ・環境省職員を派遣(7/18～)

2. 仮置場における分別・保管

- 【広島市等】
 - ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/10～)

3. 災害廃棄物処理

- 【三原市】
 - ・満杯になった一次仮置場の災害廃棄物をD.Waste-Netの民間事業者で処理(7/21～)
- 【県庁】
 - ・中国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、島根県に連絡員の派遣を要請(7/20)
 - ・支援体制強化のため、東京都が職員を派遣(7/21～)

◎愛媛県

1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【大洲市】
 - ・ごみ収集車を大分市(4台を7/15～)が派遣
 - ・ごみ収集車を熊本市(3台を7/15～)が派遣
 - ・支援体制強化のため、熊本市が職員を派遣(7/18～)
- 【宇和島市】
 - ・環境省職員(室長級)を派遣(7/19～)

2. 仮置場における分別・保管

- 【宇和島市等】
 - ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/10～)

3. 災害廃棄物の処理

- 【宇和島市、大洲市、西予市】
 - ・災害廃棄物を民間事業者で処理
- 【宇和島市等】
 - ・**四国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、高知県に連絡員の派遣を要請(7/20)し、7/24から派遣**

平成30年7月豪雨に関する対応等について（7月24日12:00現在）

1. 金融機関の被災状況（7月24日9:00現在）

- ・ 大雨による浸水等のため、4金融機関5店舗が臨時休業。
- ・ 大雨による浸水等のため、郵便局34局が臨時休業。
- ・ 12金融機関 28箇所のATMが利用不可。

2. 金融庁の主な対応

(1) 平成30年7月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等（7月16日）

「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」（既要請）の周知徹底に加え、以下について、本部指揮の下、各営業店で、被災者の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応を行うよう要請。

- ・ 被災個人・事業者の状況や応急資金の需要等を勘案して、既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底。
- ・ 現地金融機関や被災事業者等から被害状況やニーズを把握し、事業者の既存融資や必要資金の提供に関する問題等への対応について、関係機関と協議するとともに、住宅ローン等については、ガイドラインの活用に関して、関係機関と協議し、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施。金融機関においては、こうした取組みに協力すること。
- ・ 来店が困難な被災個人・事業者もいることなどの状況を踏まえ、当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に広く周知するよう努めるとともに、金融機関が訪問して、被災個人・事業者に対して親身かつ積極的に相談、アドバイスを行うこと。

(2) 金融庁職員の被災地への派遣（7月19日～）

広島県・岡山県・愛媛県に金融庁職員を派遣し、現地金融機関や被災事業者等から被害状況やニーズを把握。

(3) 金融上の措置要請（7月6日～）

災害救助法の適用を決定したことを受け、適用地域の所轄財務局において、日銀との連名で11府県内の金融機関等に対して、「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出。

➤ 要請事項（一部のみ記載）

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

- ・既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時適切な措置を講ずること。
- ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じること。

- (4) 金融庁相談ダイヤル（フリーダイヤル）を設置（7月13日～）
被災者の方からの金融機関や取引に対する照会、ご相談を受け付ける「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。
- (5) 金融庁ウェブページに特設サイトを設置（7月13日～）
金融庁ウェブページに「平成30年7月豪雨関連情報」特設サイトを設け、被災者の方に向けた金融に関する情報を掲載（相談ダイヤル、休日相談窓口等の掲載）。
- (6) 被災地の金融機関の対応状況の把握
被災地の金融機関の対応状況（顧客の相談対応、休日対応、被災者への支援策、取引先の被害状況把握等）について、直接又は財務局を通じ、随時情報収集。
- (7) 貸金業法施行規則を改正し、借入手続きの弾力化を実施（7月13日公布・施行）
- (8) 犯収法施行規則（警察庁主管、金融庁含む8省庁共管）を改正し、被災者の口座開設について本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可能とする等の例外措置を実施（7月13日公布・施行）
- (9) 被災企業の有価証券報告書等の提出期限の延長を許容

3. 金融機関等の主な対応

- (1) 被災地の金融機関において、預金の払戻時の柔軟な取扱いや顧客企業への融資の返済猶予、今回の豪雨対応のための特別融資等の被災者への支援策を実施しているほか、被災者の方からの相談対応として、休日対応を含む相談窓口等を設置。
- (2) 被災地の取引先や顧客の方々を訪問してのお見舞いや被害状況の把握中。
- (3) 生命保険協会・日本損害保険協会において、保険料の払込猶予（最長6ヶ月）、必要書類の一部省略による保険金の簡易迅速な支払いを決定。
- (4) 地域経済活性化支援機構が、地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興を支援する一環として、中国・四国拠点を7月末までに開設予定。（7月23日公表）

（以 上）

平成30年7月豪雨に係る対応状況について

(7月24日(火) 13:00時点)

平成30年7月24日

消費者庁

<消費生活相談受付件数：7月23日現在>

- ・各地の消費生活センター等 [188番等] 141件
- ・(独)国民生活センター「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」
なくそうよ しんばい
[0120-7934-48] 58件

<主な相談事例>

【住まい】

○賃貸アパートが豪雨で床上浸水した。住めない間の家賃の支払い義務と退去時の原状回復について知りたい。

【宅配】

○冷凍調理食品の宅配を受けていたが、商品が解凍されていたので、再配達となった。豪雨の影響で3日後しか再配達されず、身体障害があり不安。

【キャンセル料】

○豪雨のため宿泊予約をしていたホテルをキャンセルしたら、キャンセル料を請求された。

【勧誘・契約】

- 大雨で文化財の自宅の屋根が壊れたため、電話帳の業者へ依頼しようと見積もりをとり契約したが高額。クーリングオフ可能か。
- 大雨の災害の後、「屋根が壊れてますよ」と男性が訪ねてきた。屋根にあがって直すと言われたが怪しい。同様の相談はないか。

【義援金詐欺】

○今回の西日本豪雨関連で、個人の口座に義援金を振り込ませ詐欺をしている人がいる。周知徹底してほしい。

【架空請求】

○2週間前くらいに、「消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」というハガキが届いていた。【被災11府県331件(ハガキ以外を含めて477件)注】
⇒ 対策の検討を前倒しで進め、「架空請求対策パッケージ」を消費者政策会議(会長：内閣総理大臣)にて決定。(7月22日)

(注) 7月6日以降、20日までにシステムに登録された情報に基づき暫定的に集計。

※ 消費者庁ウェブサイト上に「災害に関連する主な相談例とアドバイス」を公表(7月23日)。随時、更新する予定。

消費生活相談ダイヤル

～被災地域の方を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受け付けます～

平成30年

7月豪雨 消費者トラブル 110番

フリーダイヤル

なくそうよ

しんばい

0120-7934-48

(通話料無料)

開設日：7月13日(金)～

開設時間：毎日10時～16時(土日祝日含む) ※7月13日は13時～16時の受付となります

対象地域：岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県
(この地域以外からはつながりません)

188でも受け付けています*
(通話料有料)

※050から始まるIP電話からはつながりません。

IP電話の方は03-5793-4110におかけください。(通話料はご負担ください)



相談例

- ・アパートが水浸しになり住めない状態だが、このまま家賃を払わなければいけないのか。
- ・市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用してよいのか。

消費者庁 消費者ホットライン
188キャラクター イヤマン

*お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



独立行政法人
国民生活センター

架空請求ハガキ(例)

郵便はがき

7 7 0 0 8 6 1



★東京都内の消印

徳島県徳島市住吉

様

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関

取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

★タイトル
他に、「総合消費料金未納分」など

★脅かし
・訴訟開始
・強制的に差押え
・執行証書を交付

★急がせる

★公的機関に類似した名称
国民訴訟通達センター など

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用
(2/3 → 3/4 → 4/4)

<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率等を嵩上げ(※)

(例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 84%

(過去5カ年の実績の平均)

※プール計算方式(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<措置の概要>

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
- 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の嵩上げ等の措置を適用
 - ・ 農地（災害時）82.3%
 - ・ 農業用施設
(水路、ため池、農道等)（災害時）92.5%
 - ・ 林道（災害時）80.0%
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)※補助率は、過去5カ年の実績の平均

<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率を嵩上げ

農地 82.3% ⇒ 95.7%

農業用施設 92.5% ⇒ 98.1%

林道 80.0% ⇒ 91.6%

(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<措置の概要>

- 農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象。
- 災害時（激甚指定無し）：補助率 2 / 10

<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
 2 / 10 ⇒ 告示地域※ 9 / 10 (40万円未満は4 / 10)
 告示地域以外 5 / 10 (40万円未満は3 / 10)

※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

<措置の概要>

- 災害救助法が適用されている地域には、中小企業者が民間金融機関から借入れを行う際に、通常の保証とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」を実施。

【通常の保証限度額】

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 最大2.8億円 | ・ 普通保証 | 2億円以内 |
| | ・ 無担保保証 | 8,000万円以内 |

+

【セーフティネット保証4号限度額】

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 最大2.8億円 | ・ 普通保証 | 2億円以内 |
| | ・ 無担保保証 | 8,000万円以内 |

<激甚災害指定時の措置>

- 激甚法による被災区域内に事業所を有する直接被害を受けた中小企業者が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に、通常の保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での100%保証である「災害関係保証」を適用。
 (通常の保証及びセーフティネット保証に加えて、最大2.8億円(普通保証2億円以内、無担保保証8,000万円以内)を保証)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要③

(平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第16条) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

<措置の概要>

- 激甚災害（本激）により被害を受けた、特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等）の災害復旧事業が対象。

- 災害時（激甚指定無し） } 補助なし
 激甚災害時（局激） }

<激甚災害指定時の措置>

- 法律等に基づき、補助事業に要する経費の2/3を補助

(第17条) 私立学校施設災害復旧事業

<措置の概要>

- 私立学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）における校舎等施設（教員住宅、礼拝堂、迎賓館等を除く。以下同じ。）が対象

- 災害時（激甚指定無し） : 補助なし
 激甚災害時（局激） : 補助率原則 2 / 5
 （指定区域内にある私立学校が対象）

<激甚災害指定時の措置>

- 法律に基づき私立学校の災害復旧事業に対して補助
 （補助率:1/2）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要④

(平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第19条) 感染症予防事業

<措置の概要>

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒、害虫駆除等の措置を講じる事業について、特定地方公共団体である都道府県、政令市、特別区及び市町村に対して経費の一部を負担。
- 災害時(激甚指定無し)には以下のとおり経費を負担。(通常時と同じ。)

負担割合 都道府県事業:国1/2、都道府県1/2
市町村事業 :国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

<激甚災害指定時の措置>

- 都道府県事業:補助率の嵩上げ(第3・4条)
(概ね1割から2割程度。自治体の財政状況や被害に要する費用によって変動)
- 市町村事業:国2/3、都道府県1/3(第4条・19条)

(第20条) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

<措置の概要>

- 都道府県等(都道府県、指定都市又は中核市)による、ひとり親家庭等に対する、生活資金や住宅資金等の福祉的な貸付けが対象(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業)。
- 災害時(激甚指定無し)には以下のとおり経費を負担。(通常時と同じ。)

負担割合:国2/3、都道府県等1/3

<激甚災害指定時の措置>

- 被災者への貸付けについて、国の負担割合を2/3から3/4に増加(都道府県等 1/4)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要⑤

(平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第22条) 罹災者公営住宅建設等事業

<措置の概要>

- 地方公共団体が整備する災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する事業が対象。
- 災害発生時(激甚災害指定無し)には、通常の公営住宅建設事業より補助率の嵩上げ等の措置を適用 (1/2 → 2/3)

<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率等の嵩上げ
 公営住宅 補助率: 2/3 ⇒ 3/4
 補助対象戸数: 滅失戸数の3割 ⇒ 滅失戸数の5割

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
 (例)
 ○ 一般単独災害復旧事業(例: 公共土木施設等)
 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5%
 (財政力補正)

<激甚災害指定時の措置>

- 小災害復旧事業債 (例: 公共土木施設小災害債)
 【都道府県・指定都市】
 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満のもの
 【市町村】
 1箇所の工事の費用が30万円以上60万円未満のもの
 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%~95.0%
 (財政力補正)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要⑥

(平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第25条)雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

<雇用保険制度の概要>

- 雇用保険制度では、離職した被保険者について、求職活動をする間の生活の安定を図るために、失業している日について、基本手当を支給。
※ 通常、一時離職の場合(再雇用が予定されている場合等)には、支給されない。
- 災害発生時には、災害救助法適用地域に所在する事業所が災害により休業したことにより、一時離職する被保険者については、事業再開後に再雇用が予定されている場合であっても基本手当を支給。

<激甚災害指定時の措置>

- 対象地域に所在する事業所が災害により休業したことにより、休業して賃金を受けることができない被保険者については、実際に離職していなくても基本手当を支給。

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

【概要版】平成30年7月豪雨による被害状況等について

平成30年7月24日

12時00分時点

非常災害対策本部

1 気象の概要（気象庁情報：平成30年7月24日10:00現在）

(1) 気象の概況と見通し

- ・今日24日から明日25日は、引き続き高気圧に覆われ概ね晴れて、最高気温が35度以上の猛暑日となるところがある見込み。また、今日24日、明日25日ともに午後は大気の状態が不安定となり、西日本から東日本では局地的に雷雨となり、激しく降るところがある見込み。
- ・向こう1週間は、27日頃までは西日本を中心に晴れて猛暑日となるところもあるが、その後は西日本から東日本では上空の寒気や湿った空気の影響で雲が広がりやすく、雨が降るところもある見込み。
- ・気温の高い状態が長く続く見込みのため、健康管理に十分注意。熱中症の危険性が通常より高まっていることから、水分をこまめに補給するなどできる限りの対策が必要。
- ・これまでの大雨により、広い範囲で地盤の緩んでいるところがある。引き続き、土砂災害等に警戒するとともに、地元市町村や各地気象台が発表する情報等に留意。

(2) 大雨等の状況（6月28日00時～7月8日24:00）

・主な24時間降水量（アメダス観測値）

高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬	691.5ミリ	6日16時50分まで
高知県	長岡郡本山町	本山	602.0ミリ	7日10時50分まで
高知県	香美市	繁藤	484.0ミリ	6日10時30分まで
岐阜県	郡上市	ひるがの	472.0ミリ	7日11時20分まで
佐賀県	佐賀市	北山	464.5ミリ	6日16時10分まで

・主な期間降水量（アメダス観測値）

高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬	1852.5ミリ
高知県	長岡郡本山町	本山	1694.0ミリ
高知県	香美市	繁藤	1389.5ミリ
徳島県	那賀郡那賀町	木頭	1365.5ミリ
高知県	香美市	大栃	1364.5ミリ

(3) 大雨特別警報の発表状況

1府10県に大雨の特別警報を発表。

福岡県	(7/6 17:10 発表	7/7 08:10 解除)
佐賀県	(7/6 17:10 発表	7/7 08:10 解除)
長崎県	(7/6 17:10 発表	7/7 08:10 解除)
岡山県	(7/6 19:39 発表	7/7 15:10 解除)
広島県	(7/6 19:40 発表	7/7 10:50 解除)
鳥取県	(7/6 19:40 発表	7/7 13:10 解除)
兵庫県	(7/6 22:50 発表	7/7 18:10 解除)
京都府	(7/6 22:50 発表	7/7 21:20 解除)
岐阜県	(7/7 12:50 発表	7/8 14:10 解除)
高知県	(7/8 05:50 発表	7/8 14:50 解除)
愛媛県	(7/8 05:50 発表	7/8 14:50 解除)

(4) その他

- ・今回の平成30年台風第7号及び前線による大雨について、「平成30年7月豪雨」と名称を定める（7/9 14:00）。

3 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害、建物被害（消防庁情報：平成30年7月24日 11:45 現在）

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明							
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
北海道								1	7	121		3
秋田県								1				
福島県								9				
神奈川県									1	1		
富山県										3		
石川県										9		
福井県								3		15		
長野県								1	1	18		
岐阜県	1		2	1		12	203	106	206	781		1
静岡県										4		
滋賀県	1									1		
京都府	5		1	6	1	13	12	56	512	2,129		
大阪府			2			1		9	7	25		8
兵庫県	2		2	9		3	7	19	90	807		
奈良県	1							1	1	19		
和歌山県				1			2	1	47	192		11
鳥取県								3	7	54		
島根県						67	154	2	2	64		2
岡山県	61	3	8	152		2,790	644	175	5,510	6,130	1	20
広島県	107	7	29	79		327	813	880	1,985	3,895		
山口県	3		1	8		9	10	29	534	522		
徳島県								4	5	14		
香川県				3				10	1	9		2
愛媛県	26		3	6	2	35	178	58	4,561	2,311		
高知県	3			1		11	55	26	169	659		
福岡県	4		6	14		13	185	128	755	2,096	3	8
佐賀県	2		1	4		1	3	14	33	242		3
長崎県				10		1		4	4	18	1	
熊本県			1				3	4	3	71	2	4
大分県			1	3		2	1	3		12		1
宮崎県	1		1									
鹿児島県	2			1		1		5		3		1
沖縄県				5								
合計	219	10	58	303	3	3,286	2,270	1,552	14,441	20,225	7	64

※そのほか、連絡がとれない者の情報有り

《死者の状況》

- 【岐阜県】 関市 1人
- 【滋賀県】 高島市 1人
- 【京都府】 舞鶴市 1人、綾部市 3人、亀岡市 1人
- 【兵庫県】 宍粟市 1人、猪名川町 1人
- 【奈良県】 大和郡山市 1人
- 【岡山県】 倉敷市 5人、笠岡市 3人、井原市 2人、総社市 4人
- 【広島県】 広島市 2人、呉市 2人、竹原市 4人、三原市 8人、尾道市 2人、福山市 2人、府中市 2人、東広島市 1人、安芸高田市 2人、海田町 1人、熊野町 1人、坂町 1人
- 【山口県】 岩国市 2人、周南市 1人
- 【愛媛県】 松山市 4人、今治市 2人、宇和島市 1人、大洲市 4人、西予市 5人
- 【高知県】 香南市 1人、大月町 2人

【福岡県】北九州市2人、福岡市1人、筑紫野市1人
 【佐賀県】佐賀市1人、伊万里市1人
 【宮崎県】小林市1人
 【鹿児島県】鹿児島市2人

《行方不明者の内訳》

【岡山県】高梁市1人、新見市1人、鏡野町1人
 【広島県】広島市3人、呉市1人、東広島市1人、安芸高田市1人、坂町1人

《その他連絡が取れない者》

【愛媛県】大洲市1人、鬼北町1人

3 避難所の状況（消防庁情報：平成30年7月24日11:00現在）

都道府県名	避難所数	避難者数
長野県	3	15
京都府	3	12
大阪府	1	1
兵庫県	1	5
島根県	2	16
岡山県	75	2,589
広島県	75	1,151
山口県	1	2
愛媛県	43	408
高知県	5	8
福岡県	3	11
計	212	4,218

4 ライフライン等の状況

(1) 電力（経産省情報：平成30年7月23日21:00現在）

○中国電力：住民が居住する地域については、7月13日に復旧済み

※設備の本復旧に時間を要する見込みであり、かつ避難等により電気を使用しないことが確認できている需要家数は以下のとおり。

広島県：10戸

○四国電力：復旧済

(2) 水道の被害状況 (厚労省情報：平成30年7月24日10:00現在)

岡山県1市で540戸(1事業体)、広島県5市で7,837戸(7事業体)、愛媛県1市で4,864戸(2事業体)の計13,241戸(9事業体)が断水中。(7/23 12:00 報告比±0戸)

1) 土砂災害による被害を受けた施設

堆積した土砂・破損設備等の撤去を実施した上で、復旧を進めている。

- ・広島県呉市、江田島市の断水の主な原因となっている広島県企業局の導水トンネルにおいて、通常開放されている開閉ゲートが土石流で損傷し、トンネル内に落ちて閉鎖していたと判明。このため、ゲートの引き上げ作業を実施、浄水場への送水を開始。順次各家庭への給水を再開しており、7/23までに呉市では74,300戸、江田島市では10,264戸において給水を再開。

呉市においては、現在断水中の3,550戸うち、土砂崩れによりポンプ場が損壊した3,200戸(川尻地区)については、現地でのポンプ場の復旧は困難な状況にあるため、近辺に仮設のポンプ場を設置して復旧する方針である。必要な設備の設計・調整に時間を要しているため、給水再開に一月程度の期間を要する見込みであるが、現在期間の短縮に向けて調整中。残り350戸については漏水調査等を実施し、順次給水再開の見込み。

江田島市においては、現在断水中の870戸のうち、31戸については、広島県企業局の送水再開により順次給水再開中。残り839戸については、道路復旧に合わせて損壊した水道管の補修を実施中であり、順次給水再開の見込み。

- ・愛媛県宇和島市において断水の主な原因となっている南予水道企業団吉田浄水場については、土砂崩れのため、浄水場が損壊。このため、2か所に仮設浄水場を整備することにより対応することとし、用地確保、水利権の調整、整地が完了し、浄水設備の据付け、配管工事を実施中。

南予水道企業団からの受水地域への宇和島市自己水源の融通等により、6,568戸のうち1,704戸について7/20までに給水を再開。

2) 冠水した取水施設及び浄水場

- ・広島県三原市、尾道市等において断水の主な原因となっている広島県企業局本郷取水場については、排水作業が完了後、施設の被害状況を確認の上、点検、清掃、修理を行い、送水を再開。

尾道市では、広島県企業局から尾道市への送水再開、市の水源の融通等により、7/23までに全ての地域について断水が解消。

三原市では、広島県企業局からの送水再開、西野浄水場の稼働再開等により7/23までに36,286戸において給水を再開。現在断水中の2,570戸のうち、2,520戸(本郷地区)については、冠水した水源地の浄水方法や配水ルート変更等の復旧作業中。残り50戸については、道路の復旧に合わせ、復旧作業を実施中。

- ・岡山県倉敷市の8,900戸の断水の原因となっていた真備浄水場については、施設の状況を確認し、復旧作業に着手。真備地区には岡山県広域水道企業団から倉敷市への送水が可能であるため、その水を利用して8,900戸に対して9時~17時まで生活用水(飲用不可)としての給水を再開し、7/16に真備地区の小田川から南の区域1,300戸において、7/24に真備地区の全域8,900戸において飲用水としての給水を再開。
- ・岡山県高梁市では、水源池の冠水により故障したポンプの交換等の復旧作業を実施し、全ての地域について断水が解消。
- ・愛媛県大洲市では、冠水した水源池(10か所)の復旧作業を完了し、全ての地域について給水を再開。

(3) ガス (経産省情報 : 平成 30 年 7 月 23 日 21:00 現在)

1) 都市ガス

住民が居住する地域については、7月8日中に復旧済。

※都市ガス供給支障等は合計で2戸生じているものの、いずれも住民は避難中のため不在。2戸の状況は以下のとおり。

- ・家屋周辺の道路崩壊に伴う配管の閉止による供給支障

広島県 : 呉市2戸 ※避難住民が居住可能となる時点で、即日開栓を行う予定。

(4) 石油 (SS) (経産省情報 : 平成30年7月24日 12:00現在)

- ・ガソリン等の在庫不足が懸念されていた広島県呉市では、10日(火)、11日(水)、12日(木)の重点的な配送により、在庫不足は解消。13日(金)以降平常通りの配送を実施。

- ・道路の通行状況が改善したことなどにより、配送時間も短縮。

- ・17日(火)に新たに山口県下松市笠戸島(島内にSSなし)において、土砂災害に伴い島内の一部地域が本土にアクセスできず、ガソリン・灯油の不足が懸念されているとの情報。下松市役所と相談し、船による燃料配送を実施することで不足は解消される見通し。

- ・その他の地域も含め、供給不安地域はなし。

(5) 通信関係 (総務省情報 : 平成 30 年 7 月 24 日 11:00 現在)

固定電話 : NTT 東日本 被害なし。NTT 西日本 8,060 回線不通。

携帯電話等

- 1) NTT ドコモ ※愛媛県西予市、大洲市の一部にエリア支障あり。

- 2) KDDI ※サービスエリアに支障無し

- 3) ソフトバンク ※サービスエリアに支障無し

(6) コンビニ・スーパー (経産省情報 : 平成30年7月23日 18:00現在)

鉄道の運転休止や浸水等による影響で指定公共機関のコンビニエンスストア・スーパーにおいて一時営業停止中(18店舗)。

約1割程度は近日中に営業再開予定。

※山陽自動車道(河内IC~広島IC)における救援物資等の輸送車両の通行措置に伴い、徐々に物資供給が復旧。

※輸送艦「おおすみ」でトラックを輸送。(11日)

※自衛隊による緊急輸送を実施。(12日)

(7) 道路 (国交省情報 : 平成30年7月24日 11:00現在)

- ・高速道路 被災による通行止め : 2路線2区間

- ・直轄国道 被災による通行止めなし

- ・公社有料 被災による通行止めなし

- ・補助国道 被災による通行止め : 23路線29区間

- ・都道府県・政令市道 被災による通行止め : 410区間

(8) 河川、土砂災害 (国交省情報 : 平成 30 年 7 月 24 日 09:00 現在)

<河川の一般被害>

(直轄河川)

22水系45河川213箇所 浸水家屋数(床上・床下 合計約8,500戸)

(都道府県管理河川)

68水系222河川 浸水家屋数(床上・床下 合計約22,000戸)

<土砂災害の発生状況>

1,290件(土石流等:389件、地すべり45件、がけ崩れ856件)

(9) 鉄道 (国交省情報 : 平成30年7月24日 10:00現在)

(運行状況)

10事業者 19路線 運転休止 (JR貨物含む)

2 政府の主な対応

(1) 非常災害対策本部の設置等

- ・7月8日8:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部設置
- ・7月8日9:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第1回）
- ・平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第1回）において以下の方針を決定

- ① 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- ② 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- ③ 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- ④ 電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- ⑤ 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- ⑥ プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- ⑦ 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。

- ・7月9日9:45 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第2回）
安倍内閣総理大臣より平成30年7月豪雨による被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるため、平成30年7月豪雨被災者生活支援チームを設置する旨指示があった。
- ・7月10日8:50 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第3回）
- ・7月12日9:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第4回）
- ・7月13日8:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第5回）
- ・7月14日10:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第6回）
- ・7月15日8:15 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第7回）
- ・7月16日10:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第8回）
- ・7月17日8:40 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第9回）
- ・7月19日18:30 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第10回）
- ・7月22日09:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第11回）

(2) 被災者生活支援チーム

- ・7月9日 被災者生活支援チーム設置
- ・7月10日 被災者生活支援チーム会合開催
- ・7月10日 平成30年7月豪雨緊急物資調達・輸送チーム設置

(3) 総理指示

- ・以下の通り総理指示が発せられた（7月7日10:00）

人命第一の方針の下、救助部隊を遅滞なく投入し、被災者の救命、救助に万全をつくすこと
先手先手で被害の拡大防止に万全を期すこと
被災府県、被災市町村と緊密に連携して、住民の避難、被災者の生活支援、ライフラインの復旧などに当たること

(4) 総理現地視察

- ・7月11日 総理による岡山県現地視察
- ・7月13日 総理による愛媛県現地視察
- ・7月21日 総理による広島県現地視察

(5) 官房長官指示

- ・以下のとおり官房長官指示が発せられた（7月6日13:59）

官邸連絡室を中心に関係省庁が連携して情報収集に努め、先手先手で対策を講じること

(6) 官邸の対応等

- ・7月6日 13:58 官邸連絡室設置
- ・7月7日 10:20 官邸対策室に改組

(7) 関係閣僚会議の実施

- ・7月7日 10:00 7月5日からの大雨に関する関係閣僚会議

(8) 政府調査団等の派遣

- ・7月9日 小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団を岡山県、広島県に派遣

(9) 関係省庁災害対策会議等の実施

- ・7月2日 13:30 平成30年西日本の大雨と台風第7号に係る関係省庁災害警戒会議
- ・7月5日 15:30 低気圧と梅雨前線による大雨に係る関係省庁災害警戒会議
- ・7月6日 14:30 低気圧と梅雨前線による大雨に係る関係省庁災害対策会議

(10) 災害救助法の適用

- ・平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で11府県61市38町4村に災害救助法の適用を決定。

【高知県】

- 安芸市、香南市、長岡郡本山町（適用日：7月6日）
- 宿毛市（適用日：7月7日）
- 土佐清水市、幡多郡三原村（適用日：7月8日）
- 幡多郡大月町（適用日：7月8日）

【鳥取県】

- 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町（適用日：7月6日）

【広島県】

- 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町（適用日：7月5日）

【岡山県】

- 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町（適用日：7月5日）
- 小田郡矢掛町（適用日：7月6日）

【京都府】

- 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町（適用日：7月5日）

【兵庫県】

- 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町（適用日：7月5日）
- 姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町（適用日：7月6日）
- 養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町（適用日：7月7日）

【愛媛県】

- 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町（適用日：7月5日）

【岐阜県】

- 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村（適用日：7月6日）
- 岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町（適用日：7月8日）

【福岡県】

- 飯塚市（適用日：7月5日）

【島根県】

江津市、邑智郡川本町（適用日：7月6日）

【山口県】

岩国市（適用日：7月6日）

(11) 被災者生活再建支援法の適用

・平成30年7月豪雨による災害により、住宅に多数の被害が生じたことから、9府県、65市町村（岐阜県は1市、京都府は1市、兵庫県は1市、島根県は2市町、岡山県は県内全域、広島県は県内全域、山口県は1市、愛媛県は7市町、福岡県は2市）に被災者生活再建支援法の適用を決定。

【岐阜県】（適用日：7月8日）

関市（7月13日15：00公表）

【京都府】（適用日：7月5日）

綾部市（7月10日11：00公表）

【兵庫県】（適用日：7月5日）

宍粟市（7月10日11：00公表）

【島根県】（適用日：7月6日）

江津市（7月12日15：00公表）

邑智郡川本町（7月17日16：00公表）

【岡山県】（適用日：7月5日）

岡山県内全域（7月14日17：00公表）

【広島県】（適用日：7月5日）

広島県内全域（7月13日20：00公表）

【山口県】（適用日：7月6日）

岩国市（7月13日17：00公表）

【愛媛県】（適用日：7月5日）

松山市（7月13日15：00公表）

今治市（7月14日15：00公表）

宇和島市（7月11日15：00公表）

八幡浜市（7月14日15：00公表）

大洲市（7月11日15：00公表）

西予市（7月9日15：00公表）

北宇和郡松野町（7月11日15：00公表）

【福岡県】（適用日：7月5日）

飯塚市（7月12日10：00公表）

嘉麻市（7月13日17：00公表）

(12) 特定非常災害の指定

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」に基づき、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成30年7月豪雨による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用（7月14日閣議決定、同日公布・施行）

(13) 激甚災害の指定（7月24日閣議決定、7月27日公布・施行予定）

○「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第5号、第6号、第7号及び第8号並びに平成30年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）を激甚災害に指定する政令を閣議決定。

○具体的には、全国を対象とする「本激」として、

- ・公共土木施設災害復旧事業等
- ・農地等の災害復旧事業等

- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業
 - ・中小企業信用保険法による災害関係保証
 - ・公立社会教育施設災害復旧事業
 - ・私立学校施設災害復旧事業
 - ・市町村が施行する感染症予防事業
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付け
 - ・罹災者公営住宅建設等事業
 - ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
 - ・雇用保険法による求職者給付の支給
- の特例措置の適用を決定。

(14) 内閣府の対応

- ・7月6日付けで、高知県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を发出
- ・7月7日付けで、鳥取県・岡山県・広島県・京都府・兵庫県・愛媛県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を发出
- ・7月8日付けで、岐阜県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を发出
- ・7月7日12:00 内閣府情報先遣チーム 広島県庁へ向けて出発
- ・7月7日12:30 内閣府情報先遣チーム 岡山県庁へ向けて出発
- ・7月8日12:20 内閣府情報先遣チーム 愛媛県庁へ向けて出発
- ・7月9日付けで、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県に対し、「平成30年7月豪雨における被災者支援の適切な実施について」の通知を发出
- ・災害救助法等に関する自治体職員への説明会を実施（高知県7月12日～13日、鳥取県7月13日、広島県7月10日、岡山県7月9日、京都府7月13日、兵庫県7月11日、愛媛県7月11日、岐阜県7月13日、福岡県7月13日、島根県7月13日、山口県7月20日）
- ・内閣府職員を派遣し、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付に関する説明会を実施（7月9日：広島県、12日：岡山県）（※愛媛県については6月に実施済み）
- ・7月11日付けで、全都道府県に対し「平成30年7月豪雨に係る災害弔慰金等の支給について」の通知を发出
- ・7月12日付けで、福岡県・島根県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を发出
- ・7月10日付けで高知県、鳥取県、岡山県、広島県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県に対し、また、7月13日付けで島根県、福岡県に対し、「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について（依頼）」の通知を发出
- ・7月12日付けで、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県に対し、「平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査（第1次調査）の効率化・迅速化に係る留意事項について」の通知を发出
- ・7月15日 小此木防災担当大臣による広島県現地視察
- ・7月15日、22日 「平成30年7月豪雨」など梅雨前線等による一連の災害を、激甚災害に指定する見込みであることを公表。
- ・7月15日 「平成30年7月豪雨災害における被災者支援の取組み」をHPで周知
- ・7月17日 内閣府においてJVOAD、全国社会福祉協議会等とともに、NPOやボランティアによる活動について、広域的な情報共有や活動調整を行うため、「全国情報共有会議」を立ち上げ。第1回会合を開催。
- ・7月20日 「宅地内にあるガレキ混じりの土砂の排出に係る支援制度」について周知。

(15) 被災市町村に対する人的支援の状況（総務省情報：平成30年7月24日11:00現在）

- ・7月7日（土）「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災府県及び被災地域ブロック幹事県並びに関係団体と連絡を取り合い、人的支援に関する情報収集を開始。

・ 7月8日（日）現地での応援職員の要否等に係る詳細な情報収集のため、職員を広島県庁、愛媛県庁、岡山県庁へ派遣。

・ 7月9日（月）広島県において、関係団体と応援職員派遣の調整に関する「現地調整会議」を実施し、応援職員の派遣調整を開始。

<対口支援団体派遣状況>

- ・ 被災20市町に対し、29都道県市から512名を派遣

被災県	被災市町村	対口支援団体	派遣人数 (23日時点)	主な業務内容
岡山県	おかやまし 岡山市	横浜市	17名	罹災証明交付業務（調査）
	くらしきし 倉敷市	東京都	80名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、避難所運営等
		埼玉県	14名	罹災証明交付業務（調査）、避難所運営、物資集積拠点運営
		福岡市	3名	罹災証明交付業務（調査）
		新潟県	22名	罹災証明交付業務（調査）等
	そうじゃし 総社市	仙台市	15名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、災害対策本部運営支援
		新潟市	22名	避難所運営、災害対策本部運営支援
	たかはしし 高梁市	神奈川県	10名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、支援物資仕分業務等
	やかげちょう 矢掛町	千葉県	4名	罹災証明交付業務（調査）
小計	5団体	9団体	187名	
広島県	くれし 呉市	静岡県	22名	罹災証明交付業務（調査）等
	たけはらし 竹原市	浜松市	10名	罹災証明交付業務（調査）、避難者のニーズ調査等
	みはらし 三原市	名古屋市	28名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、連絡調整員

	おのみちし 尾道市	長野県	11名	災害査定に向けた技術的助言等
	ふちゅうし 府中市	宮城県	34名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）等
	ひがしひろしまし 東広島市	愛知県	23名	罹災証明交付業務（調査）、本部リエゾン
	あきたかたし 安芸高田市	北海道	3名	罹災証明交付業務（調査）
	えたじまし 江田島市	石川県	4名	災害対策本部運営支援等
	かいたちょう 海田町	富山県	20名	罹災証明交付業務（受付・交付、調査）、災害対策本部運営支援等
		茨城県	10名	罹災証明交付業務（調査）
	くまのちょう 熊野町	三重県	15名	災害対策本部運営支援、避難所運営等
	さかちょう 坂町	川崎市	24名	罹災証明交付業務（調査）
		千葉市	12名	罹災証明交付業務（調査）、災害対策本部運営支援
	小計	11団体	13団体	216名
愛媛県	うわじまし 宇和島市	徳島県	14名	避難所運営等
		大分県	15名	給水補助業務
		福岡県	22名	避難所運営、行政窓口等
		熊本県	15名	罹災証明交付業務（調査）
	おおざし 大洲市	香川県	14名	罹災証明交付業務（受付・交付）、災害対策本部運営支援
	せいよし 西予市	熊本市	28名	罹災証明交付業務（調査）、避難所運営等

	まつのちよう 松野町	長崎県	1名	罹災証明業務に係る先遣隊
小計	4団体	7団体	109名	

※1 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく派遣を記載。

※2 対口支援団体の都県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。

(16) 災害廃棄物等関係の対応状況（環境省情報：平成30年7月24日12:00現在）

- ・ 7月9日に九州地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を福岡県久留米市へ派遣。
- ・ 7月9日から中国四国地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を岡山県岡山市・倉敷市・笠岡市・高梁市・総社市・矢掛町・井原市へ派遣。
- ・ 7月10日から本省・中国四国地方環境事務所・東北地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を広島県広島市・坂町・熊野町・東広島市・竹原市・三原市・尾道市・呉市・三次市・府中市・江田島市・安芸高田市・庄原市・海田町・福山市へ派遣。
- ・ 7月10日から中国四国地方環境事務所・関東地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を愛媛県宇和島市・大洲市・西予市・鬼北町・松野町へ派遣。
- ・ 7月10日に近畿地方環境事務所職員を京都府舞鶴市へ派遣。
- ・ 7月11日に中部地方環境事務所職員を岐阜県関市・下呂市へ派遣。
- ・ 7月11日から九州地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家（日環センター）を福岡県久留米市・飯塚市へ派遣。
- ・ （公社）全国都市清掃会議及び関係団体を通じて、被災自治体への収集運搬車両等の派遣支援について調整。
- ・ 7月13日に近畿地方環境事務所職員を兵庫県宍粟市へ派遣。
- ・ 7月15日に中国四国地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を高知県宿毛市・大月町へ派遣。
- ・ 7月18日に近畿地方環境事務所職員を京都府福知山市へ派遣。
- ・ 7月19日に中国四国地方環境事務所職員を高知県本山町、安芸市、香南市へ派遣。
- ・ 片付けごみの収集運搬に支障が生じている市町村については、環境省及び全国都市清掃会議の調整等により、収集運搬車両を派遣。7月13日から大阪府大阪市及び岡山県赤磐市が岡山県倉敷市に、福岡県福岡市が福岡県久留米市に、7月14日から福岡県行橋市が福岡県飯塚市に、兵庫県神戸市が岡山県総社市に、7月15日から福岡県大牟田市が福岡県飯塚市に、大分県大分市及び熊本県熊本市が愛媛県大洲市に、7月17日から京都府京都市が岡山県倉敷市に、7月19日に愛知県名古屋市が広島県坂町に、7月24日から神奈川県川崎市が広島県呉市に派遣。
- ・ 災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化するため、環境省の調整により自治体職員を派遣。7月18日から熊本県熊本市が愛媛県大洲市に派遣。
- ・ 7月12日から岡山県倉敷市において、7月17日から広島県呉市において防衛省とも協力し、がれきの撤去等を行う。
- ・ 7月20日に中国ブロック及び四国ブロックの災害廃棄物対策行動計画に基づき、鳥取県から岡山県に、島根県から広島県に、高知県から愛媛県に連絡員を派遣するよう要請。7月24日に鳥取県が岡山県に、高知県が愛媛県に連絡員を派遣。

(17) 災害ボランティア関連（厚労省情報：平成30年7月24日10:00現在 等）

- 全国社会福祉協議会から各社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに対し、ボランティアの方々の十分な休憩・給水などの熱中症予防対策について再度徹底（7/15）
- 全国社会福祉協議会から報道機関に対し「災害ボランティア活動参加への報道にあたってのお願い」により協力を依頼（7/12）
 - ※災害ボランティアに対し、「募集実施・募集終了の最新情報」や「活動上の注意事項（装備、熱中症等）」等を各センターホームページ等で確認するよう呼び掛けを依頼
 - ・ 12府県内の59市町の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置

- ・全国社会福祉協議会によると、発災から7月22日までに、全国で約9万3千人を超えるボランティアの方々が活動。
- ・内閣府においてJVOAD、全国社会福祉協議会等とともに、NPOやボランティアによる活動について、広域的な情報共有や活動調整を行うため、「全国情報共有会議」を立ち上げ。7月17日に第1回会合を開催。（再掲）
- ・7/24内閣府と厚労省の連名で、ボランティア活動に関する年次有給休暇の取得促進等について日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に依頼。

<災害ボランティア活動状況>

府県名	市町村名	開設日	活動開始日	備考
岐阜県	関市	7月9日	7月9日	活動終了
	下呂市	7月12日	7月12日	活動終了
京都府	福知山市	7月9日	7月9日	活動終了
	与謝野町	7月8日	7月9日	対象は、町内在住・在勤の方
	宮津市	7月9日	7月10日	活動終了
	綾部市	7月9日	7月9日	募集終了
	亀岡市	7月8日	7月9日	活動終了
	舞鶴市	7月10日	7月10日	活動終了
	京丹波町	7月10日	7月10日	活動終了
兵庫県	丹波市	7月8日	7月9日	活動終了
鳥取県	智頭町	7月10日	7月10日	活動終了
島根県	川本町	7月10日	7月10日	活動終了
	江津市	7月10日	7月11日	対象は、県内在住の方（事前申し込みが必要）
	美郷町	7月10日	7月11日	活動終了
岡山県	岡山市	7月11日	7月11日	
	倉敷市	7月11日	7月11日	
	総社市	7月8日	7月8日	対象は、県内在住
	高梁市	7月9日	7月9日	
	井原市	7月9日	7月9日	当面は募集せず
	矢掛町	7月11日	7月11日	対象は、県内在住の方
	新見市	7月10日	7月11日	活動終了
	笠岡市	7月9日	7月9日	当面は募集せず
	浅口市	7月11日	7月11日	当面は募集せず
広島県	広島市	7月10日	7月10日	
	福山市	7月9日	7月13日	7月25～26日の活動について募集
	呉市	7月10日	7月10日	
	三原市	7月10日	7月10日	
	東広島市	7月9日	7月13日	
	竹原市	7月10日	7月13日	
	江田島市	7月10日	7月10日	
	海田町	7月10日	7月11日	対象は、海田町及び広島市安芸区在住の方
	世羅町	7月9日	7月11日	対象は、町内在住、在勤の方
	尾道市	7月12日	7月14日	対象は、市内在住・在勤・在学の方（高校生以上）
	坂町	7月9日	7月12日	
	熊野町	7月10日	7月11日	対象は、町内在住の方 7月26日から活動再開予定

	府中市	7月10日	7月12日	対象は、市内在住・近隣市町在住の方
	安芸高田市	7月11日	7月15日	対象は、電話予約された方
	府中町	7月11日	7月11日	対象は、町内在住・在勤・在学の方
	庄原市	7月11日	7月11日	活動終了
	三次市	7月11日	7月11日	活動終了
	大崎上島町	7月12日	7月12日	町内に在住・在勤で高校生以上の方 活動は土・日曜日
山口県	周南市	7月9日	7月9日	対象は、県内在住で通える方
	光市	7月9日	7月11日	対象は、市内在住の方
	岩国市	7月10日	7月10日	活動終了
愛媛県	今治市	7月9日	7月10日	対象は、市内在住の方
	宇和島市	7月9日	7月10日	
	大洲市	7月10日	7月10日	
	西予市	7月9日	7月11日	
	鬼北町	7月9日	7月10日	当面は募集せず
	松野町	7月12日	7月12日	対象は、町内在住の方
	上島町	7月10日	7月10日	活動終了
高知県	安芸市	7月9日	7月9日	活動終了
	宿毛市	7月10日	7月10日	活動終了
	大月町	7月11日	7月11日	活動終了
福岡県	福岡市	7月8日	7月8日	活動終了
	久留米市	7月9日	7月11日	対象は、4名以上の団体（事前登録が必要）
	飯塚市	7月9日	7月9日	活動終了
	嘉麻市	7月9日	7月10日	対象は、電話での事前登録者
佐賀県	基山町	7月9日	7月9日	活動終了

(18) 消費者庁の対応

・消費者庁公式ツイッターにおいて、災害に便乗した悪徳商法等に関する消費者トラブルの注意喚起を実施（7月9日）

(19) 金融庁の対応

・7月13日、金融庁ウェブページに特設サイト（平成30年7月豪雨関連情報）を設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。

・7月13日、金融庁ウェブページに特設サイト（平成30年7月豪雨関連情報）を設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。

・7月13日、貸金業法施行規則を改正し、貸金業法上の提出書類など借入手続等を弾力化。

・7月13日、犯収法施行規則を改正し、義援金の現金振込について200万円以下の場合には本人確認を不要に（本来は10万円超の場合に必要）。また、被災者が口座開設する際の本人確認は、本人確認書類が無くとも暫定的に被災者の申告で可能。

・7月16日、既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底するよう、関係金融団体等に要請。

・7月19日：広島県、岡山県、愛媛県に金融庁職員を派遣し、現地金融機関や被災事業者等から被害状況やニーズを把握。

※詳細な被害状況等についてはこの後取りまとめ次第公表いたします